

2024

# 化管法に基づく SDS・ ラベル作成ガイド



# 目次

パート A リスク評価の概要 .....	1
1 はじめに .....	1
2 化学物質のリスクとは .....	2
3 リスク評価について .....	4
3.1 シナリオ設定（ステップ1） .....	5
3.2 化学物質の有害性評価（ステップ2） .....	5
3.3 化学物質のばく露評価（ステップ3） .....	7
3.4 リスク判定（ステップ4） .....	8
4 リスクに基づく適切な化学物質管理 .....	9
4.1 リスクの管理 .....	9
4.2 リスク評価結果の活用 .....	10
5 化学物質のリスク評価関連ツール .....	11
パート B 化管法に基づく SDS 制度 .....	13
1 化管法の概要 .....	13
1.1 化管法とは .....	13
1.2 化管法の構成 .....	13
1.3 化管法に基づく SDS 制度の概要 .....	14
1.4 SDS 制度の経緯 .....	15
2 GHS とは .....	19
2.1 国連 GHS 制定の背景 .....	19
2.2 国連 GHS の概要 .....	19
2.3 GHS の危険有害性クラス及び GHS で使用する絵表示 .....	20
3 化管法に基づく SDS 制度について .....	22
3.1 化管法に基づく SDS 制度の対象となる事業者 .....	22
3.2 化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質 .....	24
3.3 化管法に基づく SDS 制度の対象製品 .....	25
3.4 化管法に基づく SDS の提供について .....	26
3.5 化管法に基づく SDS 及びラベルの記載項目 .....	27
3.5.1 化管法に基づく SDS の記載項目 .....	27
3.5.2 化管法に基づくラベルの記載項目 .....	28
4 化管法に基づく GHS 分類と SDS 及びラベルの作成 .....	29
4.1 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成にあたり確認・準備すべきこと .....	29
4.2 化管法に基づく GHS 分類について .....	31
4.2.1 事業者向け GHS 分類ガイダンス .....	31
4.2.2 GHS 分類判定に利用可能な情報源 .....	32
4.2.3 GHS 分類ガイダンスにおける区分が決定しない場合の考え方 .....	33
4.3 化管法に基づく SDS の作成方法 .....	34
4.4 化管法に基づくラベルの作成方法 .....	52
4.5 GHS 混合物分類判定システム／SDS 作成支援システム（NITE-Gmiccs） .....	55
4.5.1 システムの概要 .....	55
4.5.2 システム利用にあたっての留意点 .....	58
参考：指定化学物質リスト（新旧対照表） .....	59
参考：化管法関連の参考資料一覧 .....	88

## このガイドについて

このガイドは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法、以下「化管法」）に基づく安全データシート（以下「SDS」）及びラベルの作成についての理解及び推進を目的に作成されました。

パート A では、化学物質のリスク評価の概要について解説し、化学物質管理についての理解を深める内容となっています。

パート B では、化管法及び化管法に基づく SDS 制度について説明し、「事業者向け GHS 分類ガイダンス」を用いた GHS 分類について解説しています。また、混合物の GHS 分類の実施を支援するためのツール「GHS 混合物分類判定システム」についても紹介しています。

## パートA リスク評価の概要

### 1 はじめに

私たちの身の回りには様々な化学物質があり、暮らしを豊かにしています。しかし、事業活動における製造や使用等の段階で、化学物質の適切な管理がなされずに、事業所から化学物質が大気や水などの周辺環境に排出された場合、人の健康や環境中の生物に望ましくない影響を及ぼす可能性（リスク）があります。

このため、化管法では、事業者に対し、法で指定された化学物質の自主的な管理の改善の促進を求めていきます。また、事業者が自らの化学物質管理の状況を周辺住民等にわかりやすく伝え、理解を深めるように努める（リスクコミュニケーションを行う）ことも求めています。

これらの化学物質の自主的な管理やリスクコミュニケーションを行っていくためには、事業所から排出された化学物質の周辺環境における人の健康や環境中の生物に対するリスクを把握し、リスクの大きいものは優先してそのリスクを削減していくことが重要です。

本パートは、化学物質を取り扱う事業者に、リスクを把握するためのリスク評価のイメージを掴んでもらうことを目的に、簡単にリスク評価の概要を紹介するものです。

さらに詳しくリスク評価の方法等について理解したい方は、以下に例示する資料を適宜ご参考ください。

「化学物質のリスク評価について（よりよく理解するために）<sup>1</sup>」

---

<sup>1</sup>化学物質のリスク評価について（よりよく理解するために）（独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE））<https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/yoriyoku.html>

## 2 化学物質のリスクとは

化学物質のリスクは、その化学物質の有害性の強さと人や環境中の生物がその化学物質にさらされる量（ばく露量）により決まります。

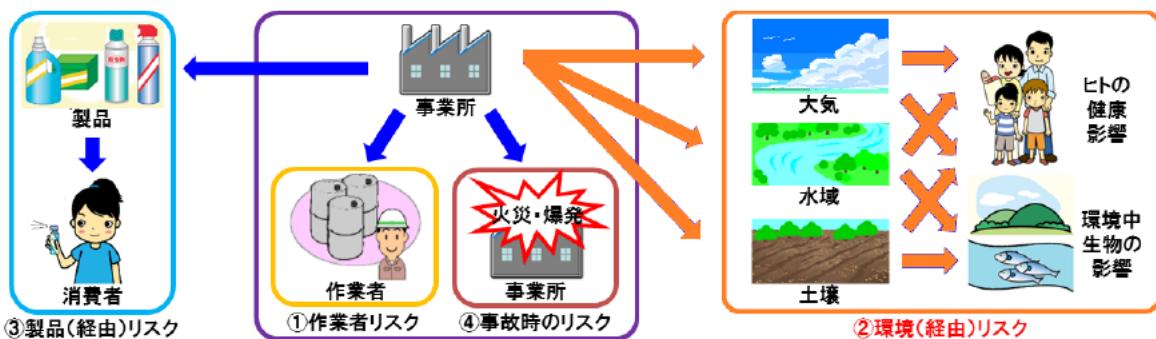
化学物質の有害性は、化学物質固有の性質で、化学物質を安全なものと有害なものとに分けることはできません。例えば、有害性の強い化学物質であっても、ばく露量が十分に少なければリスクは小さく、逆に有害性の弱い化学物質であってもばく露量がかなり多いとリスクは大きくなります。

**リスク = 「有害性(ハザード)」と「ばく露量」の比較**

## 化学物質の環境リスクについて

化学物質にさらされる（ばく露）経路には、呼吸による吸入、飲食等による摂取、皮膚への直接的接触などがあります。

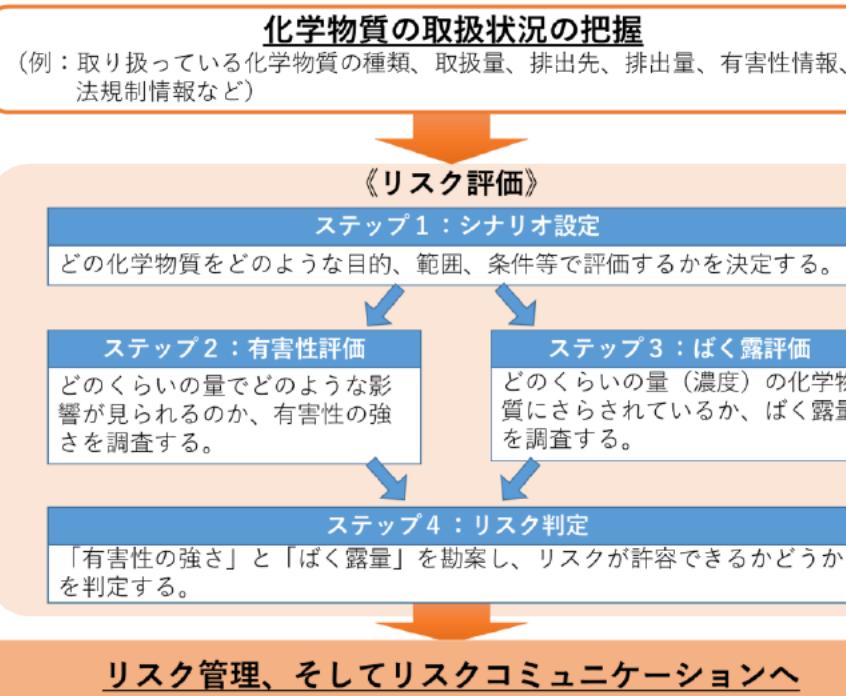
このガイドでは、事業所から環境中（大気、水など）に排出された化学物質によって、人の健康及び環境中の生物に生じるリスク（以下「環境リスク」）を考えます。



<b>①作業者へのリスク</b>	作業者が、取り扱っている化学物質を吸い込んだり、接触したりすることで、作業者の健康に生じるリスク
<b>②環境(経由)リスク</b>	大気や水域などの環境中に排出された化学物質によって、周辺環境における人の健康及び環境中の生物に生じるリスク
<b>③製品(経由)リスク</b>	製品に含まれる化学物質によって、人（消費者）の健康及び環境中の生物に生じるリスク
<b>④事故時のリスク (フィジカルリスク)</b>	爆発や火災などの事故によって、設備や建物などの物（財）、及び人の健康（人命）や環境中の生物に生じるリスク

### 3 リスク評価について

化学物質の有害性とばく露量の両方を調べて、人の健康や環境中の生物に影響が生じるかどうかを明らかにすることを「化学物質のリスク評価」といいます。このガイドブックでは事業者が導入しやすい化学物質の環境リスク評価の基本的な考え方や手順の例として、以下のステップ1~4の4つのステップで実施する方法を紹介します。



#### 化管法におけるリスク評価と安衛法におけるリスクアセスメントの違い

化管法におけるリスク評価と安衛法におけるリスクアセスメントは言葉としては類似しているものの、法令で求められる内容は大きく異なるため注意が必要である。

リスク評価とリスクアセスメントの比較は以下のとおり。

	化管法における リスク評価	安衛法における リスクアセスメント
リスクの考え方	一般環境中における有害性とばく露量を比較	労働現場における有害性とばく露量を比較
位置づけ	自主管理の一環として、事業所から排出される化学物質の周辺環境における人健康や生物へ影響を把握するためのもの	自律的管理の一環として、作業中に取扱う化学物質の労働者の健康への影響を把握するためのもの (リスクアセスメント対象物については義務)
リスクへの 対処方法	✓ 主に設備(大気:スクラバー、活性炭、フィルター、排水:活性炭、凝集沈殿、活性汚泥、土壌:コンクリート、防水壁・・・)による除去	✓ 労働者がばく露される程度を最小限とする (代替物等の使用、発散源を密閉する設備・局所排気装置・全体換気装置の設置・稼働、作業方法の改善、有効な保護具の使用等) ✓ 濃度基準値設定物質は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とする
国が提供する リスク評価ツール	✓ 経済産業省一低煙源工場拡散モデル(METI-LIS) ✓ PRTR けんさくん	✓ CREATE-SIMPLE

### 3.1 シナリオ設定（ステップ1）

化学物質の環境リスクを評価する方法は事業所のおかれた状況によって様々です。まず、その状況に応じてリスク評価の目的を明確にします。また、有害性やばく露量は、化学物質ごとに異なるため、リスク評価の前提となる条件を整理する必要があります。シナリオ設定では、以下の①～④について検討します。

- ① リスク評価の対象とする化学物質の選定
- ② 影響を受ける対象の選定（評価する地域、ヒト、生物の選定）
- ③ 化学物質の排出条件と排出先の把握
- ④ ばく露の道筋と経路の検討

### 3.2 化学物質の有害性評価（ステップ2）

対象とする化学物質について、「どのような有害性を示すか、有害な影響がどのくらいのはく露量で生じるか」を調べることを「有害性評価」といいます。

まず、既存情報からその化学物質がどのような有害性（例えば、慢性毒性、発がん性など）を示すかについて調べます。有害性を示すかといった有害性情報については、以下の①～③の情報源から入手することができます。

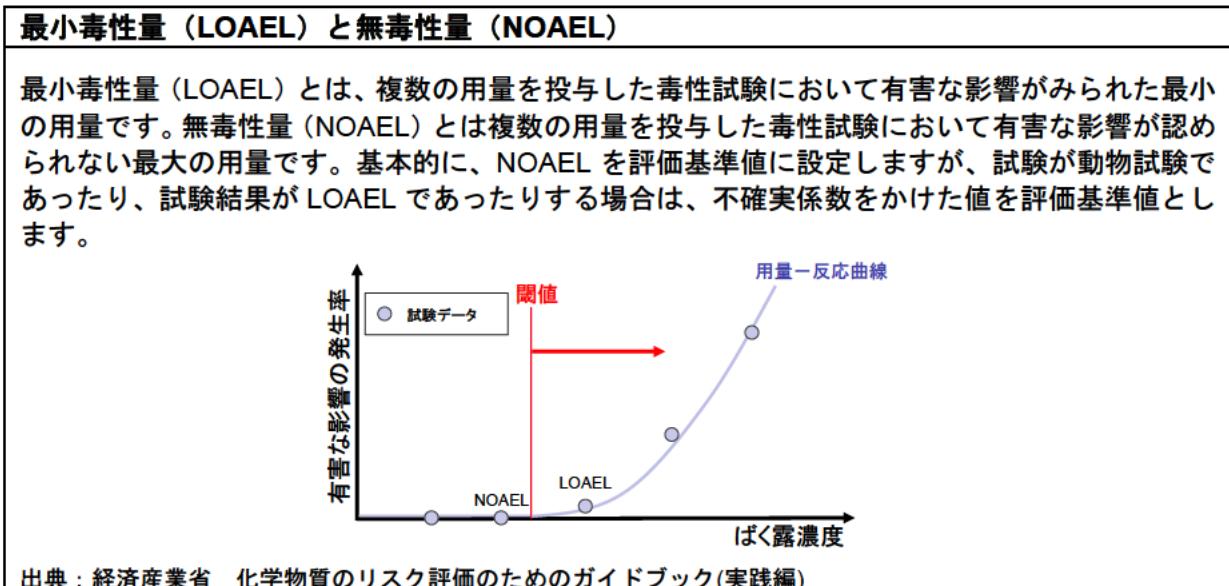
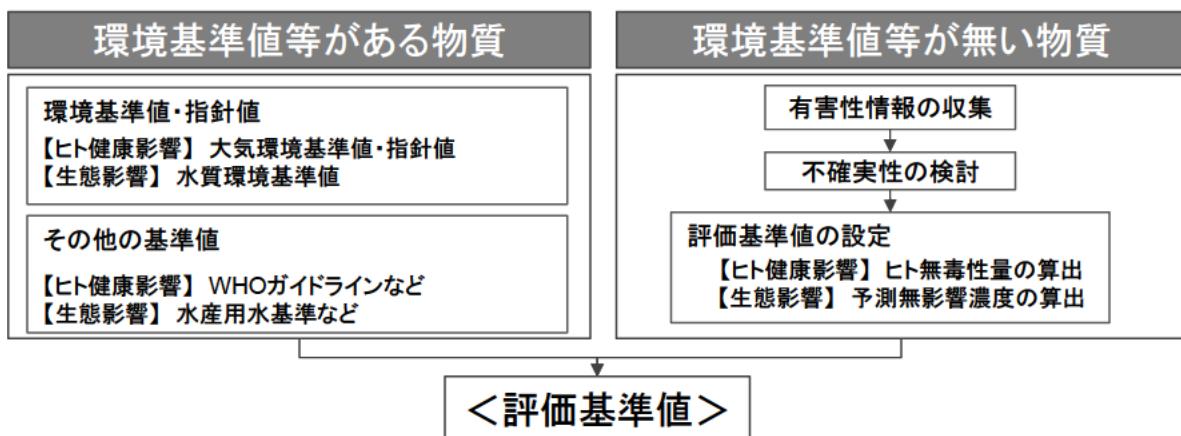
- ① SDS (Safety Data Sheet)
- ② 既存の有害性評価書及びリスク評価書
- ③ 有害性情報に関するデータベース

次に、有害な影響がどのくらいのはく露量で生じるかを調べます。

動物試験等のデータなどから、「動物に対して有害な影響を示さない量（NOAEL 等）」を求め、この結果をヒトに適用する場合の不確実性など（ヒトとの種差、個人差など）を考慮して、「ヒトに対して有害な影響を示さない量」を求めます。

ヒトや生物に対して有害な影響を示さない化学物質の量を「評価基準値」といいます。「評価基準値」として設定することができるデータは、動物試験の結果をヒトに適用した量、大気の環境基準や指針値となります。例えば、環境基準値等がある物質については、基準値を評価基準値に設定することができます。国内で基準値などが設定されていない場合は、世界保健機関（WHO）のガイドライン値などを参考にすることもできます。

また、環境基準値等が無いような物質については、有害性情報の収集等を実施し、評価基準値を設定します。



### 3.3 化学物質のばく露評価（ステップ3）

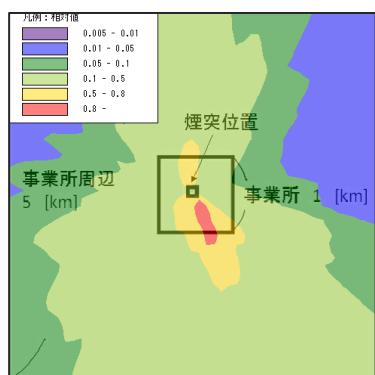
「実際にどのくらいの量（濃度）の化学物質にさらされているのか」を推定することを「ばく露評価」といいます。「ばく露評価」では、対象とした化学物質が影響を受ける対象へ至る道筋（ばく露経路）とばく露する量（濃度）を求めます。例えば、大気中へ排出された化学物質による健康影響のリスク評価では、比較的低濃度の化学物質に長期間さらされる場合に生じる影響を評価します。そこで、「1年間を通じて、人が平均的に吸い込む濃度」をばく露量として求めます。



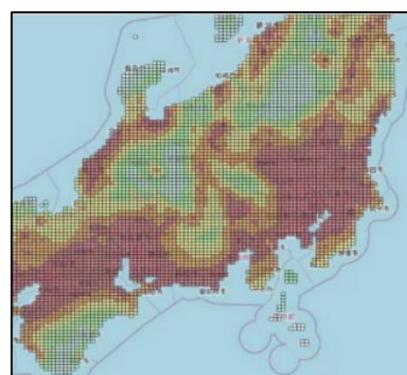
ばく露量は、実測値あるいは数理モデル（PRTR データの活用、経済産業省低煙源工場拡散モデル（以下「METI-LIS」）の活用等）を用いて推計します。数理モデルでは、拡散方程式等に基づいて環境媒体間の分配や媒体中の物質の移動、拡散、分解等を考慮して環境中濃度を推計します。例えば、事業所周辺の大気中濃度を推計する際には、大気中濃度を推計するブルーム（有風）・パフ（無風、微風）モデルである METI-LIS は、事業所周辺の濃度を推計するとともに、計算結果の濃度分布を視覚的に表示することができます。他にも地図情報システム（GIS）ソフトに PRTR データを取り込むことによって視覚的に大気中濃度等を閲覧することができます。

＜イメージ＞

METI-LIS の計算結果（濃度分布図）

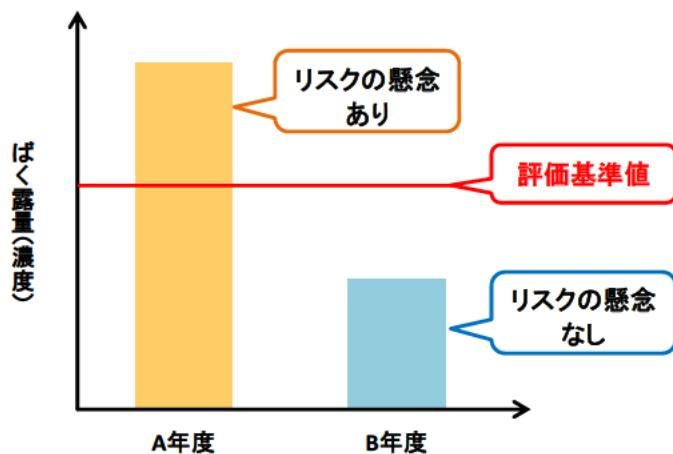
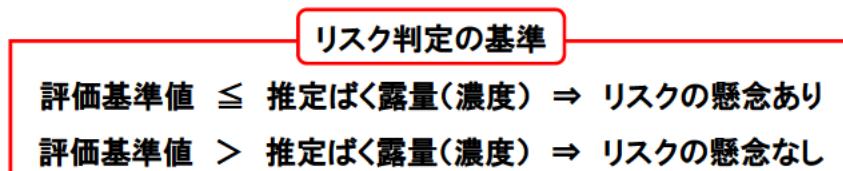


GIS を利用した PRTR データの地図上表示



### 3.4 リスク判定（ステップ4）

リスクの判定は、ステップ2で設定した評価基準値と、ステップ3で推定したばく露量（濃度）を比較して行います。推定されたばく露量（濃度）が評価基準値より高いかどうかをみるとことにより、環境リスクが懸念されるかどうかを判定します。リスク判定の結果をリスク管理の優先順位を考えるときの参考として活用することができます。

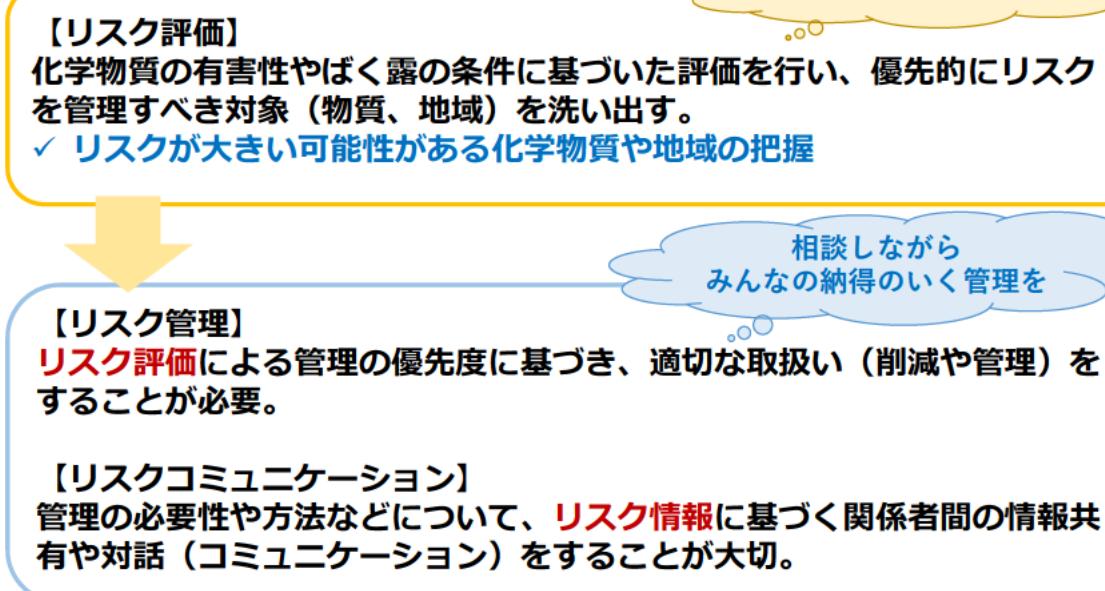


## 4 リスクに基づく適切な化学物質管理

### 4.1 リスクの管理

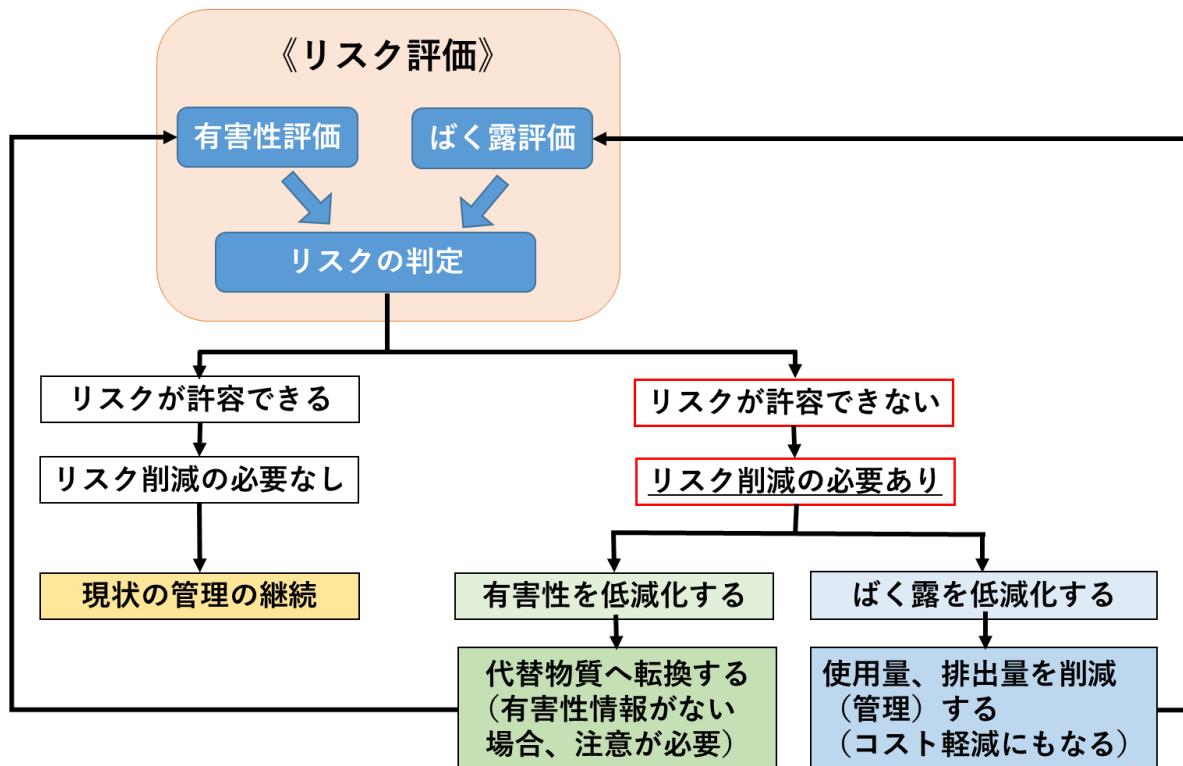
<リスクに基づく適切な化学物質管理>

- 化学物質による人の健康や環境中の生物への影響を科学的手法により明らかにする。(リスク評価)
- 得られたリスク評価結果からリスクの内容を分析して、リスクが許容できるかどうかのレベル設定を行い、そのリスクを超えないように管理する。(リスク管理)
- リスク評価及びリスク管理の一連の情報の根拠を付して、社会に向けてわかりやすく提示する。(リスクコミュニケーション)



## 4.2 リスク評価結果の活用

リスク評価の結果を判断材料に、化学物質の適切な扱いについて検討し、リスクを削減することが必要です。その際、リスクを削減するために、有害性（ハザード）を低減したり、ばく露を低減させたりすることが手段としてあります。また、削減したリスクについて、再び評価を行い、リスクが削減されたことを確認することが重要です。



## 5 化学物質のリスク評価関連ツール

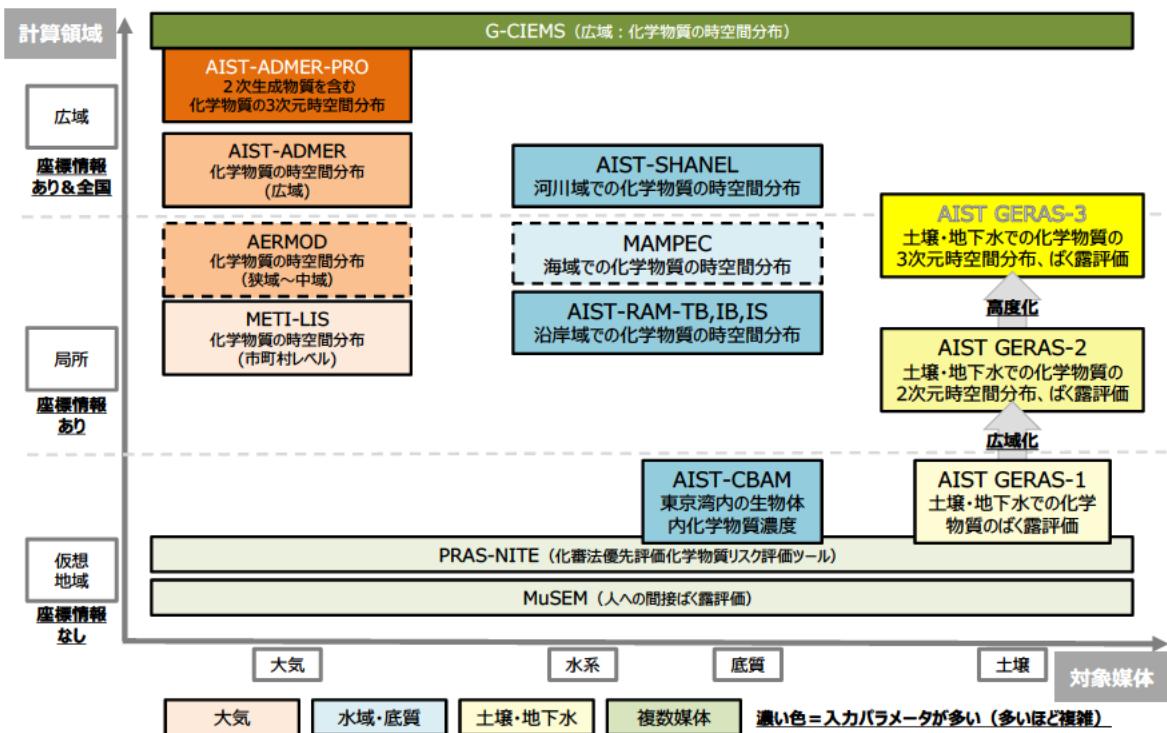
ばく露評価に活用可能な化学物質の大気中の濃度を推定するツールなど、簡易なばく露評価、リスク評価が実施できる既存の環境モデルを以下に紹介します。

モデル	活用例
METI-LIS（経済産業省-低煙源工場拡散モデル）	・事業所などの点源（煙突など）から排出される化学物質がその地域の気象条件に応じて周辺に拡散する状況を解析するもので、対象範囲は 10km 以内（半径 5km）が目安とされているモデル。なお、高煙突ばかりでなく、低い位置にある排出源からの化学物質を、実際の気象状況や事業場における建物の配置に即して、濃度の分布をコンター図として表示し、把握することが可能。 <a href="https://www.jemai.or.jp/tech/meti-lis/download.html">https://www.jemai.or.jp/tech/meti-lis/download.html</a>
PRAS-NITE	・仮想的排出源を中心とした半径 1～10km（1km 刻み）のエリア（ただし半径 100m 内は除く）を対象に、大気中濃度・土壌中濃度・農作物中濃度等を推計するモデル。 <a href="https://www.nite.go.jp/chem/risk/pras-nite.html">https://www.nite.go.jp/chem/risk/pras-nite.html</a>
G-CIEMS	・GIS（地理情報システム）データに基づき、多媒体間の輸送と、大気、河川等媒体内での輸送との両方を同時に計算して、各地点・各媒体における物質の濃度を推定するモデル。 <a href="https://www.nies.go.jp/rcer_expoass/gciems/gciems.html">https://www.nies.go.jp/rcer_expoass/gciems/gciems.html</a>
MuSEM	・1994 年にオランダの国立公衆衛生・環境保護研究所（RIVM）の化学物質評価グループが開発した USES（Uniform System for the Evaluation of Substances）を基にして開発した環境リスクの統合アセスメントツール。 <a href="https://www.nies.go.jp/rcer_expoass/musem/musem.html">https://www.nies.go.jp/rcer_expoass/musem/musem.html</a>
AIST-ADMER	・化学物質の大気環境濃度推定及びばく露評価を行なうモデルと一連のシステムで大気中の濃度を、排出量と気象条件から計算できる。日本全国の任意の地域において、5km×5km グリッド（局的に最高 100 m×100 m まで可能）の高い空間解像度で、月平均濃度や年平均濃度を推定することができる。 <a href="https://riss.aist.go.jp/admer/">https://riss.aist.go.jp/admer/</a>
AIST-ADMER-PRO	・モデルによる大気中濃度分布推定、前処理（モデルへの入力データ作成など）、後処理（結果の描画など）を行う一連のシステムで、広域大気モデル AIST-ADMER の発展版として開発したもの。 <a href="https://riss.aist.go.jp/admer-pro/">https://riss.aist.go.jp/admer-pro/</a>
AIST-SHANEL	・気象データ、化学物質の排出量、基本的な物性（分子量、蒸気圧、水溶解度、Koc、半減期）を入力し、1 km メッシュ単位の月ごとの河川流量、河川水中濃度、河川底泥濃度を推定するモデル。 <a href="https://riss.aist.go.jp/shanel/">https://riss.aist.go.jp/shanel/</a>
AIST-RAM-TB	・東京湾リスク評価モデルで、化学物質の海水中濃度及び底泥中濃度を算定し、生物へのリスク評価を行うモデル。 <a href="https://riss.aist.go.jp/ramtb/">https://riss.aist.go.jp/ramtb/</a>
AIST-CBAM	・海域での食物連鎖を考慮し生物（魚類）に蓄積される化学物質濃度を推定することができるモデル。 <a href="https://riss.aist.go.jp/cbam/">https://riss.aist.go.jp/cbam/</a>
AIST GERA-1, AIST GERA-2, AIST GERA-3	・重金属類や揮発性有機化合物、農薬類及び鉱物油などによる土壤・地下水汚染や廃棄物の埋立処分などに係る各種リスクを定量的に評価するために、地圈環境リスク評価システムの開発・改良されたモデル。 <a href="https://unit.aist.go.jp/georesenv/georisk/japanese/home/home_geras.html">https://unit.aist.go.jp/georesenv/georisk/japanese/home/home_geras.html</a>

また、既存のばく露評価モデルのマッピングは以下となります。ばく露評価モデルが計算可能な範囲（広さ）を縦軸に、各環境媒体を横軸としています。

大気中濃度については、広域、局所、仮想地域を対象にしたモデルが充実しています。仮想地域を想定したモデル、全国など広域を対象とするモデルは複数媒体を計算することができるモデルが多く存在しています。

各ばく露評価モデルの適用可能な物質、地域等を考慮し活用することが考えられます。



## パート B 化管法に基づく SDS 制度

### 1 化管法の概要

#### 1.1 化管法とは

化管法は、PRTR 制度及び SDS 制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。化管法は、平成 11 年 7 月 13 日に制定されました。

#### 1.2 化管法の構成

化管法は以下のように構成されています。

法律
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 第 1 章 総則 第 2 章 第一種指定化学物質の排出量等の把握等（→PRTR 制度） 第 3 章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等（→SDS 制度） 第 4 章 雜則 第 5 章 罰則 附 則
政令
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令
省令
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則 第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令 指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（化管法 SDS 省令）

法令の詳細については、化管法の法令集<sup>2</sup>をご参照ください。

<sup>2</sup> 化管法の法令集 [https://www.meli.go.jp/policy/chemical\\_management/law/information/info1.html](https://www.meli.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info1.html)

### 1.3 化管法に基づく SDS 制度の概要

化管法では、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、化管法で指定された化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡又は提供する際、SDS により、その指定化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品の特性及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務づけるとともに、ラベルによる表示に努めるよう規定しています。

事業者間で化管法に基づく SDS の提供及びラベルによる表示を行って頂くことにより、自らが使用する指定化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品について必要な情報を入手し、適切な管理に役立てていただくことを目的としています。

平成 24 年に、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）の導入の促進を目的として化管法 SDS 省令等の改正が行われました。化管法 SDS 省令の改正により、SDS の記載項目を GHS に対応した 16 項目に拡大、指定化学物質について、新たにラベル表示に関する努力義務を追加、また、SDS 及びラベルの作成・提供に際しては、JIS Z 7253（「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)」）に適合する方法で行うことを努力義務としました。

#### MSDS から SDS へ

平成 24 年 3 月に、従来の JIS Z 7250（「化学物質等安全データシート (MSDS) — 内容及び項目の順序」）と JIS Z 7251（「GHS に基づく化学物質等の表示」）を統合して GHS に対応する JIS Z 7253（「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)」）が制定されました。この際、安全データシートの名称も「MSDS」から国連 GHS 文書で定義されている「SDS」に変更されました。

## 1.4 SDS制度の経緯

		平成20 (2008) 年度以前	平成21 (2009) 年度	平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度		平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	令和元 (2019) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
国内法	化管法	平成12年 SDS提供義務				平成24年4月 化管法省 令・指針改 正公布	平成24年6月 ① 指定化学 物質(純物質) について施行						令和3年10月 ④ 化管法政令 改正(対象化学物 質追加)公布		令和5年4月 ④ 化管法政令 改正(対象化学物 質追加)施行		
	安衛法	昭和47年 ラベル表示義務 平成12年 SDS交付義務		安衛則・指針 改正公布	平成24年4月 安衛則・指針改 正( SDS・ラベル努力 義務)施行		安衛法 改正	安衛則・ 指針改 正公布	平成28年6月 ② 安衛則・指針改 正(ラベル義務拡大・ リスクアセスメント 義務)施行		令和4年2月 ⑤ 安衛令・安衛 則改正公布	令和4年5月 ⑥ 安衛則改正一部 施行	令和5年4月 ⑥ 安衛則改正一部 施行	令和6年4月 安衛令・安衛 則改正一部施行			
	毒劇法	昭和25年 容器・被包への表示義務 平成13年 情報提供義務		平成24年3月 通知 ③									令和4年6月 毒劇法省令 改正公布、 施行 ⑦				
国際調和	GHS	平成15年7月 国連欧州経済 委員会 (UNECE)がGHS を策定、発行	改訂 3版		改訂 4版			改訂 5版		改訂 6版		改訂 7版	改訂 8版	改訂 9版		改訂 10版	
国内規格	JIS Z 7252 (GHS分類 方法)		JISZ7252:2009制定 「GHSに基づく化 学物質等の分類方法」			平成26年3月 JISZ7252:2014 改訂(令和4年5月24 日暫定期間終了)					改 訂	令和元年5月 JISZ 7252: 2019					
	JIS Z 7250 (MSDS)	JISZ7250: 2000制定		JISZ7250: 2010改訂		JISZ7250:2005(廃止:平成27年12月31日暫定期間終了) JISZ7250:2010(廃止:平成28年12月31日暫定期間終了)		JISZ7251:2006(廃止:平成27年12月31日暫定期間終了) JISZ7251:2010(廃止:平成28年12月31日暫定期間終了)									
	JIS Z 7251 (表示)	JISZ7251: 2006制定		JISZ7251: 2010改訂	平成24年3月 統合	JISZ7253:2012制定 (令和4年5月24日暫定期間終了) 「GHSに基づく化学品の危険有害性情 報の伝達方法—ラベル、作業場内の表 示及び安全データシート(SDS)」				改 訂	令和元年5月 JISZ 7253: 2019						

## SDS 制度の経緯（補足）

① 「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」等の改正（平成 24 年 4 月 20 日公布）

【省令改正関連】（化管法指定化学物質）

SDS の記載項目を GHS に対応した 16 項目に拡大（第 3 条）

SDS の記載方法について、JIS Z 7253 に適合するよう行うことを努力義務化（第 4 条第 1 項）

JIS Z 7253 に適合するラベル表示を努力義務化（第 5 条）

※指定化学物質（純物質）：平成 24 年 6 月に施行、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品：平成 27 年 4 月に施行

【指針改正関連】

指定化学物質等取扱事業者は、JIS Z 7252 及び Z 7253 に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定（第 4）

② 【法律改正関連】（安衛法） SDS 交付義務対象物質について、リスクアセスメントの実施を義務化（法第 57 条の 3）

【政省令改正関連】（安衛法施行令） ラベル表示義務の対象を、SDS 交付対象物質まで拡大（施行令第 18 条）

③ 【通知】 「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について（通知）」

（平成 24 年 3 月 26 日通知、薬食化発 0326 第 1 号）

④ 化管法政令改正（令和 3 年 10 月 20 日公布、令和 5 年 4 月 1 日施行）による対象物質の見直し

- 令和 3 年 10 月に化管法政令が改正され<sup>3</sup>、最新の有害性に関する知見や環境中での検出状況、排出量、製造・輸入量等に応じて、化管法対象の指定化学物質の追加、包括範囲の変更及び削除が行われました<sup>4</sup>。改正政令は、令和 5 年 4 月 1 日に施行されました。

＜政令改正後の対象化学物質数＞

	対象制度	政令改正後	政令改正前
第一種指定化学物質 (特定第一種指定化学物質を含む)	PRTR制度及び SDS制度	515物質（特定第一種指定 化学物質は23物質）	462物質（特定第一種指定 化学物質は15物質）
第二種指定化学物質	SDS制度	134物質	100物質
合計	-	649物質	562物質

- 今回の改正において新たに追加された指定化学物質や種別変更、名称が変更された指定化学物質やそれらを含有する製品に関する SDS を提供する場合は、令和 5 年 4 月 1

<sup>3</sup> 化管法の政令改正について [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/8\\_4.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html)

<sup>4</sup> 対象化学物質について [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/seirei4.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html)

日以降、それらに関する情報が記載された SDS を新たに作成、または改訂した SDS を提供しなければなりません。

#### ＜化管法政令改正に関する新旧対象物質の切り替えの流れ＞

制度		2021年度 (令和3年度) 10月 公布	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度) 4月 施行	2024年度 (令和6年度)
SDS	指定物質① (改正後 対象外)	SDSの提供 (政令改正前(現行)の指定物質であって 改正後に対象外となる指定物質)			
	指定物質② (改正前・後 も対象)	SDSの提供 (政令改正前後で変更のない指定物質)	SDSの提供 (政令改正前後で変更のない指定物質)		
	指定物質③ (改正後 対象)	新旧両方の指定物質を併記した SDSの作成・提供	SDSの提供準備 (政令改正後に新たに追加となる 指定物質のSDS作成・通知)	SDSの提供 (政令改正後の指定物質)	
PRTR	事業者による 把握	2021年度分把握 (政令改正前(現行)の 第一種指定物質)	2022年度分把握 (政令改正前(現行)の 第一種指定物質)	2023年度分把握 (政令改正後の 第一種指定物質)	2024年度分把握 (政令改正後の 第一種指定物質)
	事業者による 届出・ 国による公表	2020年度分の届出・公表	届出 → 公表	届出 → 公表	届出 → 公表

#### SDS 省令改正（令和4年3月31日公布・施行）による情報提供方法の柔軟化

- SDS 省令は、昨今のデジタル化進展を踏まえた、情報の提供方法等の見直しを実施しました。
- これまでの、原則、文書又は磁気ディスクの交付に、相手方の承諾を要件とせずにメールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できる方法を追加しました。詳細は 26 ページをご参照ください<sup>5</sup>。

#### 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」（令和4年5月31日公布）

- ⑤
- 国による GHS 分類で物理化学的危険性又は健康有害性が確認された全ての物質について、順次、安衛法に基づくラベル表示・SDS 交付が義務づけられる予定です。
  - 令和4年2月24日公布の安衛法施行令改正により、令和2年度までに国が GHS 分類を行った物質のうち、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のいずれかで区分1とされた物質（234物質）について、ラベル表示・SDS 交付が新たに義務付けられました（令和6年4月1日施行）。
  - 令和5年8月30日公布の安衛法施行令改正及び同年9月29日公布の安衛則改正により、令和2年度までに国が GHS 分類を行った物質のうち以下の物質について、ラベル表示・SDS 交付が新たに義務付けられます。

上記以外のいずれかの健康有害性が区分1とされた物質 令和7年4月1日施行  
健康有害性が区分2以下又は物理化学的危険性の区分のみある物質 令和8年4月1日  
施行

- 改正政省令施行時に、サプライチェーン全体において SDS の提供を円滑に開始して頂くため、事業者の皆様には、施行日より早い段階から追加対象物質に対応した SDS を作成し、提供を行っていただくようお願いします。

<sup>5</sup> SDS 省令改正について [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/5\\_2.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/5_2.html)

※ 新たに義務化される物質一覧は、厚生労働省ホームページ（下記 URL の「対象物質の一覧」）を参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

- 改正政省令施行前における SDS 「項目 15 適用法令」の記載方法として以下のようない方法があります。

【適用法令欄の記載例】※この趣旨を踏まえた内容であれば異なる表現でも構いません  
労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条）（○年○月○日以降）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2）（○年○月○日以降）

危険性又は有害性等を調査すべき物（法第 57 条の 3）（○年○月○日以降） ※「○年○月○日」には施行予定日を記載

#### 安衛則改正による SDS による情報伝達の強化

(6)

(1) SDS による通知方法の柔軟化（令和 4 年 5 月 31 日施行）

(2) SDS の通知事項である「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新（令和 5 年 4 月 1 日施行）

- SDS 交付の方法及び記載事項等について、詳細は「安衛法に基づく表示・文書交付制度」のページをご覧ください。

(3) 通知事項の追加と含有量表示の適正化（令和 6 年 4 月 1 日施行）

- SDS の通知事項に「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」（JISZ7253 における「推奨用途と使用上の制限」に相当）が追加されました。
- 成分の含有量の記載について、原則として重量パーセントの記載が必要となりました。

※ 上記について、成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合は引き続き 10% 刻みとすることが可能ですが。

ただし、譲渡提供する相手方の求めがあるときは、秘密が保全されることを条件に、リスクアセスメントに必要な範囲内において、より詳細な含有量について通知しなければなりません。

#### 毒劇法改正省令の公布（令和 4 年 6 月 3 日）－ SDS 等による通知方法の柔軟化－

(7)

- 令第 40 条の 9 の規定による通知の方法として、相手方の承諾を要件とせず、電子メールの送信や、通知事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものも含む。）を伝達し閲覧を求める方法等による方法を新たに認めることとしました。SDS 等による通知方法の柔軟化（規則第 13 条の 11 関係）

## 2 GHS とは

### 2.1 国連 GHS 制定の背景

近年、多種多様な化学品が全世界で広く利用されており、その中には人や環境に対する危険有害性を有するものも多く含まれています。一方で、こうした危険有害性の情報を伝達するための規則等は国や機関によって様々であり、同じ化学品であっても異なる危険有害性情報が表示されたり、伝達されることもあります。しかし、化学品が世界中に流通している今日、国や機関によって表示内容等が異なる状況では、化学品の安全な使用・輸送・廃棄は困難です。

このような状況から、国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されるようになり、2003年7月には、国連経済社会理事会において「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」(GHS) の実施促進のための決議が採択されました。

### 2.2 国連 GHS の概要

#### 目的

GHS は、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としています。

#### 規定内容

GHS には以下の内容が含まれます。

- ・ 危険有害性を判定するための国際的に調和された基準（分類基準）
- ・ 分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段（ラベルや SDS）

#### 分類

以下の危険有害性（ハザード）の分類基準

- 物理化学的危険性（爆発物、可燃性等 17項目）
- 健康に対する有害性（急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目）
- 環境に対する有害性（水生環境有害性等 2項目）

#### 情報伝達

#### ラベル



ラベルにより、化学品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達

#### SDS(安全データシート)



事業者間の取引時に SDS を提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達

## 2.3 GHS の危険有害性クラス及び GHS で使用する絵表示

### GHSの危険有害性クラス

「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に関して以下の「危険有害性クラス」が設定されており、それぞれについて、どの程度の危険有害性があるか、あるいはいかを判断するための調和された分類基準が定められています。

### 国連GHS（改訂6版）の危険有害性クラス

#### 物理化学的危険性

- |                               |           |            |
|-------------------------------|-----------|------------|
| ●爆発物                          | ●引火性液体    | ●水反応可燃性化学品 |
| ●可燃性ガス(自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む) | ●可燃性固体    | ●酸化性液体     |
| ●エアゾール                        | ●自己反応性化学品 | ●酸化性固体     |
| ●酸化性ガス                        | ●自然発火性液体  | ●有機過酸化物    |
| ●高压ガス                         | ●自然発火性固体  | ●金属腐食性化学品  |
|                               | ●自己発熱性化学品 | ●鈍性化爆発物    |

#### 健康に対する有害性

- |                   |           |                  |
|-------------------|-----------|------------------|
| ●急性毒性             | ●生殖細胞変異原性 | ●特定標的臓器毒性（単回ばく露） |
| ●皮膚腐食性／刺激性        | ●発がん性     | ●特定標的臓器毒性（反復ばく露） |
| ●眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | ●生殖毒性     | ●誤えん有害性          |
| ●呼吸器感作性または皮膚感作性   |           |                  |

#### 環境に対する有害性

- |          |            |
|----------|------------|
| ●水生環境有害性 | ●オゾン層への有害性 |
|----------|------------|

### 絵表示について

GHSでは、9種類の絵表示（ピクトグラム）が決められており、危険有害性クラス及び危険有害性区分に応じ表示することとなっています。

注）本表示の説明は JIS Z 7252:2019 に引用された GHS 文書第 6 版に基づくものです。

【爆弾の爆発】



爆発物(不安定爆発物、等級1.1～1.4)  
自己反応性化学品（タイプA、B）  
有機過酸化物（タイプA、B）

【炎】



可燃性ガス（区分1）  
自然発火性ガス  
エアゾール（区分1、区分2）  
引火性液体（区分1～3）  
可燃性固体  
自己反応性化学品（タイプB～F）  
自然発火性液体  
自然発火性固体  
自己発熱性化学品  
水反応可燃性化学品  
有機過酸化物（タイプB～F）  
鈍性化爆発物

【円上の炎】



酸化性ガス  
酸化性液体  
酸化性固体

【ガスボンベ】



高压ガス

【腐食性】



金属腐食性化学品  
皮膚腐食性（区分1）  
眼に対する重篤な損傷性（区分1）

【どくろ】



急性毒性  
(区分1～区分3)

【感嘆符】



急性毒性（区分4）  
皮膚刺激性（区分2）  
眼刺激性（区分2/2A）  
皮膚感作性  
特定標的臓器毒性（単回ばく露）（区分3）  
オゾン層への有害性

【健康有害性】



呼吸器感作性  
生殖細胞変異原性  
発がん性  
生殖毒性（区分1、区分2）  
特定標的臓器毒性（単回ばく露）（区分1、区分2）  
特定標的臓器毒性（反復ばく露）  
誤えん有害性

【環境】



水生環境有害性  
(短期(急性)区分1、  
長期(慢性)区分1、  
長期(慢性)区分2)

## 区分とラベル要素の関係について

GHSでは、分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じて絵表示等のラベル要素が決まります。以下の例は、急性毒性（経口）の区分とラベル要素の関係を図にしたものです。

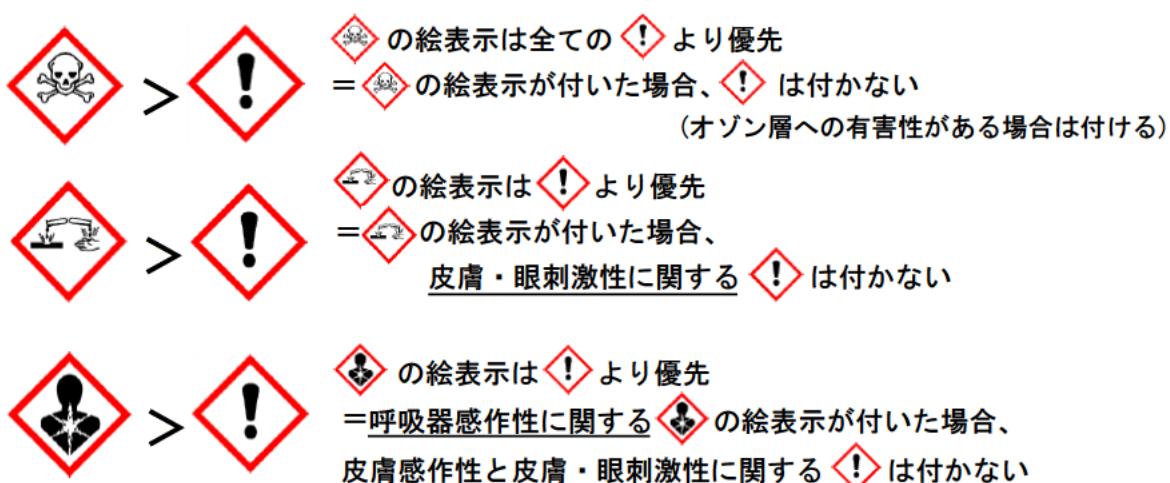
### 例) 急性毒性(経口)

ATE(Acute Toxicity Estimates)※のデータから健康有害性の区分を決定	危険有害性の程度			
	危険有害性区分			
区分1	区分2	区分3	区分4	
ATE $\leq 5$ [mg/kg体重]	5 [mg/kg体重] < ATE $\leq 50$ [mg/kg体重]	50 [mg/kg体重] < ATE $\leq 300$ [mg/kg体重]	300 [mg/kg体重] < ATE $\leq 2000$ [mg/kg体重]	
ラベル要素				
絵表示				
注意喚起語	危険	危険	危険	警告
危険有害性情報	飲みこむと生命に危険(H300)	飲みこむと生命に危険(H300)	飲みこむと有毒(H301)	飲みこむと有害(H302)

(さらに、区分に応じた「注意書き」があります)  
※ATEは、急性毒性値又は急性毒性推定値の両方を指します。

## 絵表示の優先順位

GHSでは、絵表示の種類によって一部表示が優先されるものがあります。以下の図は絵表示における優先関係を示したものです。



### 3 化管法に基づく SDS 制度について

#### 3.1 化管法に基づく SDS 制度の対象となる事業者

化管法に基づく SDS の提供義務やラベルによる表示の努力義務は、指定化学物質（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質）又は、指定化学物質を 1 質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 質量%以上）含有する製品を国内の他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者に課せられます（化管法第 14 条第 1 項）。

化管法では、第 15 条において、経済産業大臣は、化管法に基づく SDS 提供の義務に違反する事業者に対して、勧告することができ、それに従わない場合は、その旨を公表することができると定められています。また、第 16 条で、経済産業大臣は情報の提供に関し報告させることができることとされており、第 24 条において、この報告をしない、又は虚偽の報告をした者に対して 20 万円以下の過料に処することが定められています。

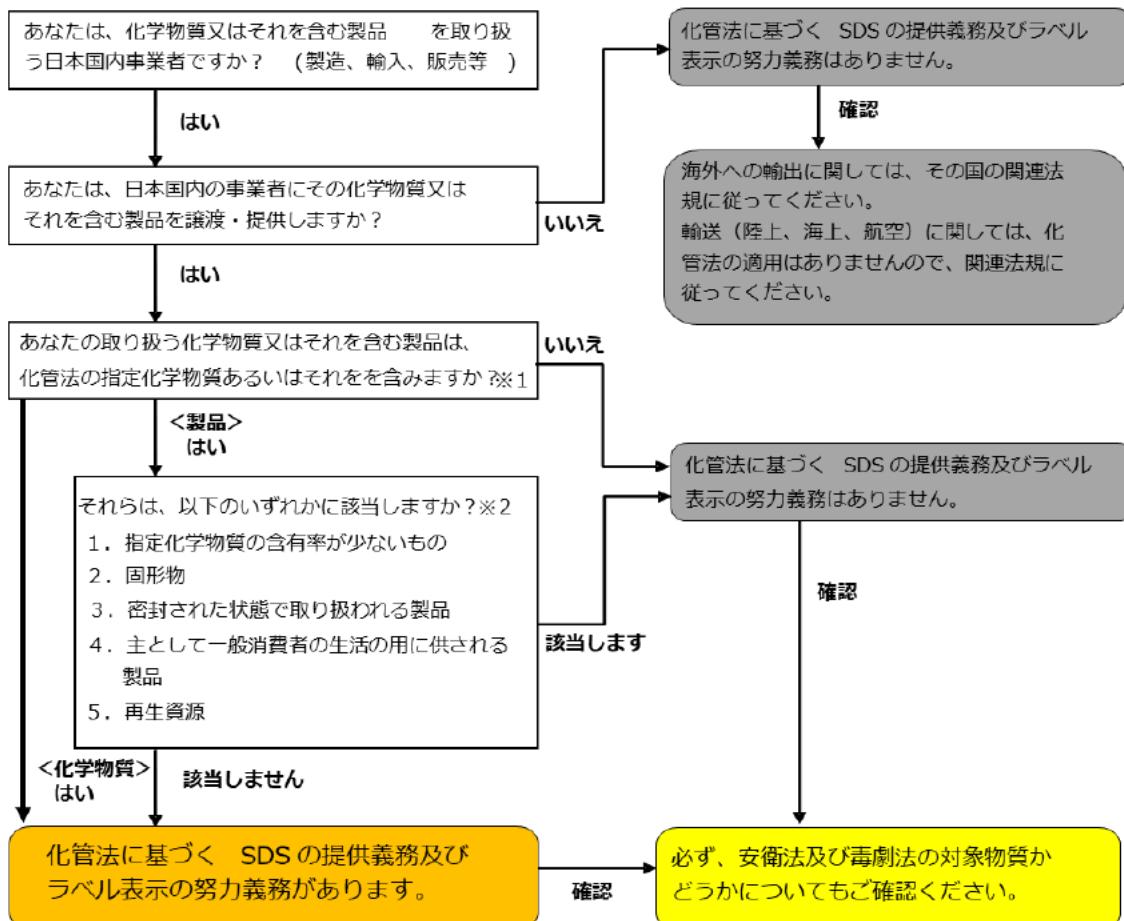
化管法の他にも厚生労働省が所管する「労働安全衛生法（安衛法）<sup>6</sup>」及び「毒物及び劇物取締法（毒劇法）<sup>7</sup>」において SDS 制度が規定されています。次のページでは、化管法に基づく判定フローを表していますので、必要であれば、別途、安衛法及び毒劇法についてもご確認ください。

<sup>6</sup> 安衛法に基づく SDS 制度に関するお問合せ先（厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課）

<sup>7</sup> 毒劇法に基づく SDS 制度に関するお問合せ先（厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室）厚生労働省 代表 TEL:03-5253-1111 (代)

## 化管法に基づく SDS 制度対象事業者 判定フロー

### スタート



※1 化管法指定化学物質については 3.2 項をご確認ください。

※2 化管法の適用を受けない製品については 3.3 項をご確認ください。

注 1 : 化管法の第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を規定含有率以上含有する製品については、PRTR 届出が必要な場合があります。判定フローは、PRTR 制度対象事業者ページ<sup>8</sup>にてご確認ください。

注 2 : 化管法は、任意での SDS 提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係で SDS を提供する場合には、SDS の提供等は取引先の事業者とご相談ください。

<sup>8</sup> PRTR 制度対象事業者 : [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/3.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html)

## 3.2 化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質

化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質は、化管法政令で定める「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」です。人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する又は将来的に広く存在する可能性があると認められる物質を指定しています。

	対象制度	政令改正後	政令改正前
第一種指定化学物質 (特定第一種指定化学物質を含む)	PRTR 制度 及び SDS 制度	515 物質 (特定第一種指定化学物質は 23 物質)	462 物質 (特定第一種指定化学物質は 15 物質)
第二種指定化学物質	SDS 制度	134 物質	100 物質
合計	—	649 物質	562 物質

指定化学物質のリストについては、本ガイド 59 ページ以降（参考）をご参照ください。

### 管理番号を導入しました

化管法政令改正（本ガイド 1.4 項参照）に際して、事業者における指定化学物質の把握・管理の利便性向上を目的に、指定化学物質に管理番号の付与を行いました。

管理番号とは、政令番号（※）とは異なり、1 物質が固有の 1 番号を維持するもので、今後の政令改正により指定化学物質の追加・削除があった場合にも管理番号は維持される予定です。なお、管理番号の SDS への記載は事業者の任意となり、必須ではありません。

（※）政令番号とは、政令改正ごとに指定化学物質に 1 から順番に番号をつけたもので、政令改正の前と後で同じ物質でも政令番号が異なる場合があります。

### 3.3 化管法に基づく SDS 制度の対象製品

指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を 1 質量 %以上（特定第一種指定化学物質は 0.1 質量 %以上）含み、以下のいずれにも該当しない製品が化管法に基づく SDS 制度の対象製品となります（化管法政令第 5 条、第 6 条）。

＜化管法 SDS 制度の対象とならないもの＞

含有率が少ないもの	指定化学物質の含有率が 1 質量 %未満（特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 質量 %未満）の製品
固体物	事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ粉状又は粒状にならない製品 <sup>9</sup> 例：管、板、組立部品等
密封された状態で使用される製品	例：コンデンサー、乾電池等
一般消費者用の製品	専ら家庭生活に使用されるものとして、容器等に包装された状態で流通し、かつ、小売店等で主として一般消費者を対象に販売されている製品 <sup>10</sup> 例：家庭用殺虫剤・防虫剤、家庭用洗剤等
再生資源	資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう <sup>11</sup> 例：空き缶、金属くず等（廃棄物として処理しないもの）

#### 安衛法の対象除外製品

安衛法での SDS 作成除外製品は以下のとおり

対象除外製品	安衛法	
	① 対象物質の含有量が法令で定める裾切値未満の製品（ラベル・SDS の裾切値は、原則として国による GHS 分類結果における有害性区分に応じて規定）	② 主として一般消費者の生活の用に供するための製品
	ア 医薬品医療機器等法に定められている医薬品、医薬部外品、化粧品 イ 農薬取締法に定められている農薬 ウ 労働者による取扱いの過程で固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品 エ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品 オ 一般消費者のもとに提供される段階の食品 カ 家庭用品品質表示法に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品	

<sup>9</sup> 事業者の取扱いの過程において、溶融等の加工又は切断・研磨等を行って切削屑等が発生するような製品の場合には、化管法上、SDS の提供義務及びラベルによる表示の努力義務の対象となります。

<sup>10</sup> 専ら業務用として事業者向けに販売していることが明らかな場合、化管法上、SDS の提供義務及びラベルによる表示の努力義務の対象となります。

<sup>11</sup> 再生資源に該当するか否かについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第 2 条第 4 項（再生資源の定義）をご確認ください。

### 3.4 化管法に基づく SDS の提供について

令和 4 年 3 月 31 日、昨今のデジタル化の進展を踏まえ、SDS 省令を改正し、情報の提供方法等の見直しを実施しました。

これまでの、原則、文書又は磁気ディスクの交付に、相手方の承諾を要件とせずにメールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できる方法を追加しました（化管法第 14 条第 1 項、化管法 SDS 省令第 2 条）。

#### 【令和 4 年度から提供方法が柔軟化】



#### 提供時期等

- 化管法に基づく SDS は、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡、提供する時までに提供しなければなりません（化管法第 14 条第 1 項）。
- 原則、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡、提供するごとに化管法に基づく SDS を提供しなければなりませんが、同一の事業者に同一の指定化学物質等を継続的又は反復して譲渡提供する場合はこの限りではありません。ただし、相手方から SDS の提供を求められた際には提供義務が生じます（化管法 SDS 省令第 6 条）。

#### SDS の内容に変更が生じた場合はどうする？

化管法に基づく SDS の内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに、当該指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を譲渡・提供した相手方に対し、変更後の内容を含む SDS の提供に努めなければなりません（化管法第 14 条第 2 項）。

### 3.5 化管法に基づく SDS 及びラベルの記載項目

#### 3.5.1 化管法に基づく SDS の記載項目

化管法に基づく SDS は、日本語で記載することと規定されています（化管法 SDS 省令第4条第2項）。また、化管法に基づく SDS に記載しなければならない情報について、化管法 SDS 省令第3条で以下のとおり規定しています。

化管法に基づく SDS の作成に際しては、JIS Z 7253 に適合する方法で記載を行うよう努めることとしています。JIS Z 7253 に関する努力義務規定については、指定化学物質は平成24年6月1日から、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品は平成27年4月1日から適用されています。

化管法に基づく SDS の記載項目	JIS Z 7253
指定化学物質又は製品の名称、指定化学物質等取扱い事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ※1	項目1 化学品及び会社情報
危険有害性の要約	項目2 危険有害性の要約
製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称及びその含有率（有効数字2桁） ※2 ※3	項目3 組成及び成分情報
指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急措置	項目4 応急措置
指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置	項目5 火災時の措置
指定化学物質等が漏出した際に必要な措置	項目6 漏出時の措置
指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意	項目7 取扱い及び保管上の注意
指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等にばく露されることの防止に関する措置	項目8 ばく露防止及び保護措置
指定化学物質等の物理的化学的性状	項目9 物理的及び化学的性質
指定化学物質等の安定性及び反応性	項目10 安定性及び反応性
指定化学物質等の有害性	項目11 有害性情報
指定化学物質等の環境影響	項目12 環境影響情報
指定化学物質等の廃棄上の注意	項目13 廃棄上の注意
指定化学物質等の輸送上の注意	項目14 輸送上の注意
指定化学物質等について適用される法令	項目15 適用法令
指定化学物質等取扱い事業者が必要と認める事項	項目16 その他の情報

※1 記載する名称は、ラベルと一致するようにしてください。なお、指定化学物質において、政令で規定している名称以外の名称を記載する場合、項目3もしくは項目15において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。

※2 化管法の指定化学物質を規定含有率以上含有している製品については、政令で規定している指定化学物質名称、指定化学物質の種別、含有率（有効数字2桁）を記載してください。

※3 政令で規定している名称が「●●化合物」のような場合には、化学物質を特定できる名称を記載しても問題ありません。なお、政令で規定している名称以外の名称を記載した場合、項目15において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。

### 3.5.2 化管法に基づくラベルの記載項目

化管法に基づくラベルに記載する情報について、化管法 SDS 省令第 5 条で以下のとおり規定しています。化管法に基づくラベルの作成に際しては、JIS Z 7253 に適合する方法で表示を行うよう努めることとしています。ラベル表示及び JIS Z 7253 に関する努力義務規定については、指定化学物質は平成 24 年 6 月 1 日から、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品は平成 27 年 4 月 1 日から適用されています。

化管法に基づくラベルの記載項目	JIS Z 7253
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示	危険有害性を表す絵表示
注意喚起語	注意喚起語
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響	危険有害性情報
指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意	注意書き
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称 ※1	化学品の名称
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品の名称 ※1	
表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号 ※2	供給者を特定する情報
—	その他国内法令によって表示が求められる事項

※1 : SDS の名称と一致させてください。なお、製品の名称として略式名を記載する場合にはその名称を SDS にも記載してください。

※2 : 緊急連絡先についても記載することが望ましいです。

## 4 化管法に基づく GHS 分類と SDS 及びラベルの作成

### 4.1 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成にあたり確認・準備すべきこと

#### ① 化管法に基づく SDS 及びラベルを作成するにあたっての確認

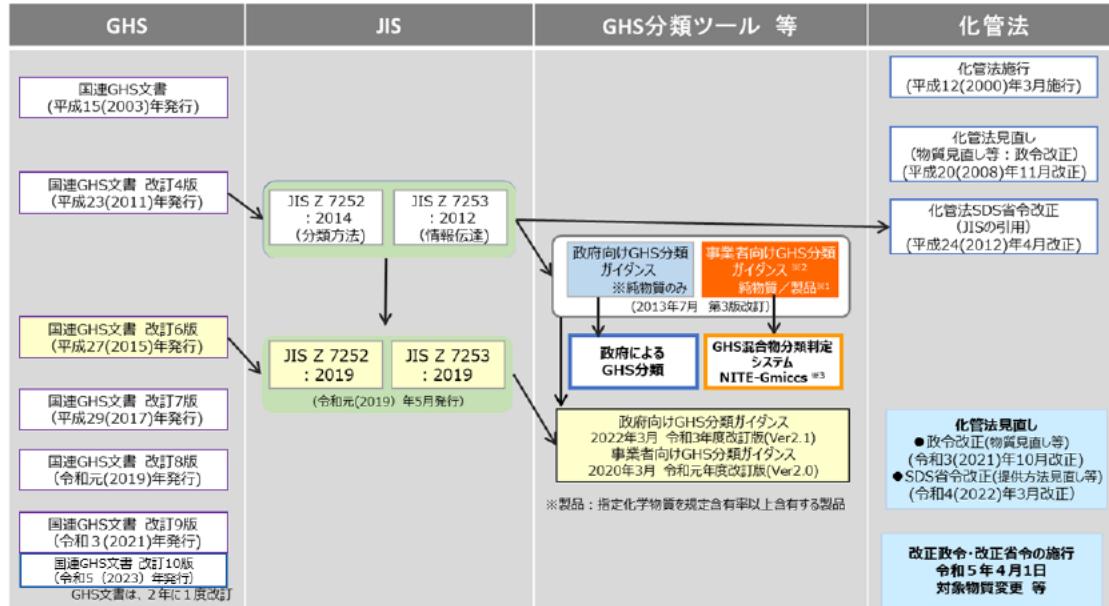
- ・「対象事業者」の確認（本ガイド 3.1 項）
- ・「指定化学物質」の確認（本ガイド 3.2 項）
- ・指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の場合には、「対象製品」の確認（本ガイド 3.3 項）
- ・SDS 及びラベルの記載項目の確認（本ガイド 4.3 項及び 4.4 項）

注 1：化管法の他にも厚生労働省が所管する安衛法及び毒劇法において SDS 制度が規定されています。必要であれば、別途、安衛法及び毒劇法についてもご確認ください。

注 2：化管法は、任意での SDS 提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係で SDS を提供する場合には、SDS の提供等は取引先の事業者とご相談ください。

#### ② 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成の際の参考資料

##### 【分類に使用する JIS、GHS 分類ガイダンス等の位置付け】



※1<sup>12</sup>、※2<sup>13</sup>、※3<sup>14</sup>の詳細については、脚注を参照してください。

12 指定化学物質を規定含有率以上含有する製品

13 政府向け GHS 分類ガイダンス及び事業者向け GHS 分類ガイダンス

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs\\_tool\\_01GHSmanual.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html)

14 NITE-Gmiccs については、本ガイド 53 ページ以降「4.5 GHS 混合物分類判定システム／SDS 作成支援システム (NITE-Gmiccs)」を参照してください。

次の<1>～<4>に示すものを参考に化管法に基づく SDS 及びラベルを作成してください。

<1> 化学品の情報	取引先から提供される SDS、情報源 (NITE-CH RIP <sup>15</sup> 、BIGDr <sup>16</sup> など) から調べた化学品の情報等
<2> GHS 分類を行う手順書	JIS Z 7252、事業者向け GHS 分類ガイドンス
<3> 混合物の GHS 分類を行うツール	GHS 混合物分類判定システム (NITE-Gmiccs) <sup>17</sup>
<4> SDS 及びラベル作成の手順書	JIS Z 7253、GHS 対応ガイドライン <sup>18</sup> (参考) 経済産業省 HP で公開されている項目 <sup>19</sup> 、モデル SDS (職場のあんぜんサイト) <sup>20</sup> 、令和 4 年労働安全衛生法政省令改正に対応した SDS 記載例 <sup>21</sup> 等

#### 混合物の場合、有害性情報等はどう記載する？

化管法に基づく SDS 及びラベルに記載する化学物質の情報は、原則、製品自体（混合物）の情報について記述することとなっております。

<sup>15</sup> NITE が提供する「化学物質総合情報提供システム (NITE-CH RIP)」は、化学物質の番号や名称等から、有害性情報、法規制情報及び国際機関によるリスク評価情報を検索することができるシステムです。  
[https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)

<sup>16</sup> JCIA BIGDr (ビッグドクター) は、一般社団法人日本化学工業協会が提供する「化学物質リスク評価支援ポータルサイト」です。<https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/top>

<sup>17</sup> NITE-Gmiccs については、本ガイド 53 ページ以降「4.5 GHS 混合物分類判定システム／SDS 作成支援システム (NITE-Gmiccs)」を参照してください。

<sup>18</sup> GHS 対応ガイドラインは、一般社団法人日本化学工業協会が作成、日本規格協会から販売されている「ラベル及び表示・安全データシート作成指針」となります。

<sup>19</sup> 化管法 SDS 標準的な書式 (JIS Z7253 対応版)

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/msds62.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html)

<sup>20</sup> 職場のあんぜんサイト：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)

<sup>21</sup> 令和 4 年労働安全衛生法政省令改正に対応した SDS 記載例は、一般社団法人 日本化学工業協会が作成し、HP にて無料公表しています。<https://www.nikkakyo.org/news/page/9617>

## 4.2 化管法に基づく GHS 分類について

### 4.2.1 事業者向け GHS 分類ガイダンス

事業者が JIS Z 7252 に基づいて、GHS 分類をより正確かつ効率的に実施するための手引きとなることを目として、「事業者向け GHS 分類ガイダンス」が作成されました。本ガイダンスは、事業者が製造販売する製品は混合物が主であるため、混合物の GHS 分類の方法も含んだガイダンスとなっています。

本ガイダンスでは、物理化学的危険性、健康有害性、環境有害性の観点から化学品に関する危険性の分類のための分類基準、化学品に関する有害性の分類基準について規定されています。GHS 分類を事業者が自ら実施できるように、分類方法及び信頼できる情報源についても記載されていますが、本ガイダンスを参考に事業者が行った GHS 分類結果については、事業者が責任を負うこととなっています。

#### GHS 分類に必要な有害性情報はどこから入手する？

化管法、安衛法及び毒劇法において、SDS の提供やラベルによる表示の対象とされている化学物質については、国が GHS に基づいて分類を行い、その結果を NITE のホームページから公表しています。また、政府による GHS 分類結果<sup>22</sup>は、NITE が提供する NITE-CHRIP においても確認することができます。

ただし、この GHS 分類結果は、GHS 関係省庁等連絡会議において策定した「政府向け GHS 分類ガイダンス」に従い、GHS 関係省庁等連絡会議、分類実施省庁が収集したデータに基づいて分類した結果であり、あくまでも「GHS 分類結果の参考」です。事業者が SDS の作成やラベル表示を行う場合には、政府による GHS 分類結果、事業者が“信頼性が高い”と判断する外部試験データ、自社データ等いずれを用いてもかまいません。また、政府による GHS 分類が実施されていない化学物質についても、試験データ等があればそれらを基に「事業者向け GHS 分類ガイダンス」を参考に分類を行うことができます。

<sup>22</sup> 政府による GHS 分類結果は NITE の HP にて公表しています。

政府による GHS 分類結果（Excel、HTML）[https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs\\_download.html](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html)  
NITE 統合版 GHS 分類結果 [https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs\\_nite\\_download.html](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html)

## 4.2.2 GHS 分類判定に利用可能な情報源

### 物理化学的危険性の情報源

GHSにおける物理化学的危険性の分類は、従来から国際的な合意の下に用いられてきた分類システムである国連危険物輸送勧告による分類（UNRTDG 分類<sup>23</sup>）を基にしています。そのため、原則として GHS における分類と UNRTDG 分類とは一致します。ただし、GHS では、輸送が禁止されている危険物（不安定火薬類等）や UNRTDG 分類では危険物に該当しない物質も分類対象となるため、こうした物質が該当する区分は、UNRTDG 分類にはない区分となります。

GHSにおける物理化学的危険性の分類は、所定の試験を行った結果（又は同等の価値がある情報）に基づいて行うものですが、多くの項目で UNRTDG の試験方法が採用されているので、物理化学的危険性の分類にあたって、対象とする物質が UNRTDG 分類で既に分類されれば、その結果を参考にすることができます。

物理化学的危険性の情報源の詳細については、事業者向け GHS 分類ガイドの第 2 部をご確認ください。

### 健康有害性及び環境有害性の情報源

健康有害性及び環境有害性の情報源においては、得られた情報の確からしさを確認することができるかどうかによって、List 1 から 3 の優先順位を付け（List 1 は優先度が高）、分類への適用順位が示されています。

健康有害性及び環境有害性の情報源の詳細については、事業者向け GHS 分類ガイドの第 3 部及び第 4 部をご確認ください。

- ・ List1：国際機関、主要各国等で作成され、専門家等によるレビューがされている情報源であり、原則として、一次資料に遡ることができ、必要な場合に情報の確からしさを確認できる評価書や成書。
- ・ List2：List1 に記載された評価書以外の有用な文書やデータベースを提供している情報源。
- ・ List3：一次文献及び参考データベース。List 1、2 から十分な情報が得られなかった場合、あるいは原著を確認する場合に、必要に応じて参照する。

<sup>23</sup> UN Recommendations on the Transport of Dangerous Goods - Model Regulations Twenty-first revised edition

<https://unece.org/transport/dangerous-goods/un-model-regulations-rev-23>

### 4.2.3 GHS 分類ガイダンスにおける区分が決定しない場合の考え方

事業者向け GHS 分類ガイダンスでは、分類 JIS に基づく分類の結果、危険有害性の区分が決定しないときの表現を以下のとおりとしています。

判定論理又は段階的評価での語句 (国連 GHS 改訂 6 版 英語原文での表記)	分類根拠での語句	説明
分類できない (Classification not possible)	データがなく分類できない	各種の情報源及び自社保有データ等を検討した結果、GHS 分類の判断を行うためのデータが全くない場合。
	データ不足のため分類できない	GHS 分類を行うための十分な情報が得られなかった場合。
区分に該当しない (Not classified 又は No classification)	区分に該当しない (分類対象外)	・GHS 分類の手順で用いられる物理的状態、化学構造、化学的性質、危険有害性項目の優先順位が該当しないため、当該区分での分類の対象となっていない場合。例えば、危険有害性区分が「○○性固体」となっているもので、物質の状態が液体や気体のもの。
	区分に該当しない	・GHS 分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行った結果、JIS で規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しない場合。(JIS では採用していない国連 GHS 急性毒性区分 5 に該当することを示すデータがあり、区分 1 から区分 4 には該当しない場合なども含む。) ・発がん性など証拠の確からしさで分類する有害性クラスにおいて、専門家による総合的な判断から当該毒性を有さないと判断される場合や、得られた証拠が区分に分類するには不十分な場合。

注 1) : 国連 GHS の物理化学的危険性の大部分は国連危険物輸送勧告 (UNRTDG) の区分を採用している。危険物は適切な容器に収納されて運送されるもので、危険性は火災、あるいは容器が破損する事故での漏洩等の際に発現する。結果として危険物輸送のあるクラスにおいては、より高い危険有害性を対象とし、比較的低い危険有害性は考慮されていない場合がある。(2.4 参照)

注 2) : UNRTDG で規定した試験方法で、区分に入らない結果が得られている場合は、区分に該当しないとなる。

注 3) : GHS で、区分に該当しないものは危険有害性がないことを必ずしも示さない。「区分に入るだけの危険有害性は認められなかった」という意味である。

注 4) : ビルディングブロックアプローチ (選択可能方式) によって、国内に GHS が導入されているため、国連 GHS による分類基準と分類 JIS による分類基準は異なる点にも注意が必要である。例えば、「3.5.1 急性毒性」で示すように、国連 GHS における「急性毒性」の区分 5 は、分類 JIS では区分に該当しないと判断されることとなる。

注 5) : 本表現については、分類 JIS の、「GHS 分類に基づく化学品の分類方法解説」に記載されている背景を踏まえて策定されている

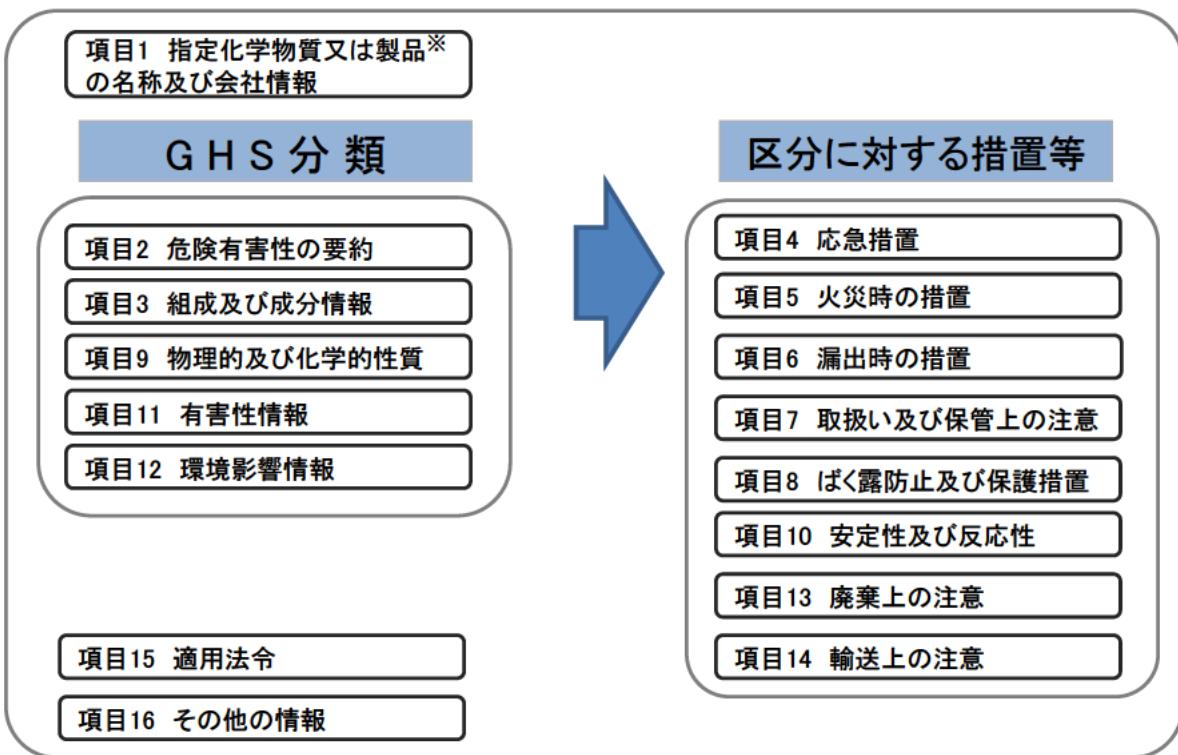
注 6) : 「国連文書英語原文での表記」において、国連 GHS における表記と本ガイダンスでの日本語表記とは厳密に対応するものではない。

#### 「分類できない」は、「区分 1」と同じこともある?

化学物質等の GHS 分類に際しては、危険有害性に関するデータが入手できず分類できない場合は「分類できない」となります。また、入手した危険有害性に関連するデータが信頼できず評価できない場合も「分類できない」となります。「分類できない」は、有害性試験を行った際に「区分 1」と分類される可能性が否定できることから、その物質等の取扱い時には十分注意をする必要があります。

### 4.3 化管法に基づく SDS の作成方法

化管法に基づく SDS には、化管法 SDS 省令第 3 条にて規定されている 16 項目について記載する必要があります（3.5.1 項参照）。16 項目は以下のようない位置付けとなっています。



※製品：指定化学物質を規定含有率以上含有する製品

#### 化管法に基づく SDS 作成 Step

<b>Step 1</b>	SDS 作成の目的を確認
<b>Step 2</b>	成分情報の同定
<b>Step 3</b>	製品の危険有害性（GHS 分類）、成分情報を確認
<b>Step 4</b>	製品の安全な取扱いのための注意事項等を整理
<b>Step 5</b>	必要項目（法令情報、許容濃度等）の記載

## 化管法に基づく SDS の記載項目

SDS の記載の詳細な内容につきましては、JIS Z 7253 附属書 D（規定）「SDS の編集及び作成」に適合するよう努めてください。また、化管法に基づく SDS 及びラベルの作成方法について事業者等からよくある質問をまとめた「化管法 SDS 制度に関する Q&A<sup>24</sup>」をご参照ください。

### 項目 1 化学品及び会社情報

化管法に基づく SDS の対象となる指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の名称とその提供者に関する情報を記載する項目です。

記載 内容	<p>【化学品の名称】</p> <p>&lt;化学物質名&gt; ··· 指定化学物質の場合</p> <p>&lt;製品名&gt; ··· 指定化学物質を規定含有率以上含有する製品（以下「製品」）の場合</p> <p>※記載する名称は、ラベルと一致するようにしてください。なお、指定化学物質において、政令で規定している名称以外の名称を記載する場合、項目 3 もしくは項目 15において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。</p>
	<p>【提供者の情報】</p> <p>&lt;社名、住所と連絡先&gt; ··· 法人の場合</p> <p>&lt;氏名、住所と連絡先&gt; ··· 個人事業者の場合</p> <p>なお、当該化学品の国内製造事業者等の情報を、当該事業者の了解を得た上で、追記してもよい。</p>

### 項目 2 危険有害性の要約

化学品の重要危険有害性及び影響（人の健康に対する有害な影響、環境への影響、物理的及び化学的危険性）、並びに特有の危険有害性があればその旨を明確、かつ、簡潔に記載する項目です。

記載 内容	<p>【GHS 分類結果】</p> <p>化学物質／製品について、4.1②で示した事業者向け GHS 分類ガイド等を用いて GHS 分類を実施し得られたものを記載します。</p>
	<p>【GHS ラベル要素】</p> <p>GHS ラベル要素とは、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報、注意書きをいいます。</p> <p>危険有害性の情報を要する際、GHS 分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じたラベル要素が決定されます。独自の判断で絵表示等は選べません。</p>

<sup>24</sup> 経済産業省 化管法 SDS 制度に関する Q & A

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/qa/3.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html)

## 項目 3 組成及び成分情報

化学品に含まれる化管法指定化学物質の組成、含有率等を記載する項目です。

記載 内容	<p>＜化学物質・混合物の区別＞ ＜組成及び成分情報＞</p> <p>GHS 分類に基づき、危険有害性があると判断された化学物質については、分類に寄与するすべての不純物及び安定化添加物を含め、化学名又は一般名及び濃度を記載することが望ましいです。混合物の場合は、組成の全部を記載する必要はありません。GHS 分類に基づき、危険有害性があると判断され、かつ、GHS における濃度限界（カットオフ値）以上含有する成分については、すべての危険有害成分を記載することが望ましいです。</p> <p>化管法の指定化学物質を規定含有率以上含有している製品については、以下事項を記載ください。</p> <p>①政令で規定している指定化学物質名称</p>
	<p>※政令で規定している名称が「●●化合物」のような場合</p> <p>→化学物質を特定できる名称を記載しても問題ありません。なお、政令で規定している名称以外の名称を記載した場合、「項目 15 適用法令」において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。</p> <p>②指定化学物質の種別（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）</p> <p>③含有率</p> <p>※化管法施行令第 4 条に定める指定化学物質（「金属及びその化合物」等）について</p> <p>→金属元素等の量に換算して規定含有率以上含有しているか確認し、金属元素等の量に換算した含有率を記載ください。</p> <p>※有効数字について</p> <p>→有効数字は 2 桁で記載しなければなりません（化管法 SDS 省令第 4 条第 3 項）。化管法では、含有率について、一定の幅を持たせて記載することは認められていませんが、製造の際、成分にばらつきが出るなど、有効数字 2 桁の精度では含有率を特定できない場合については、適切な推計式を用いてその推計値を算出し、その結果を有効数字 2 桁で記載してください。この場合、「項目 16 その他情報」に推計方法の説明を併せて記載してください。</p>

## 項目 4 応急措置

化学品に従業員等がばく露した時などの応急時に取るべき措置の内容を記載する項目です。

記載 内容	<p>＜吸入した場合＞</p>
	<p>＜皮膚に付着した場合＞</p> <p>＜眼に入った場合＞</p> <p>＜飲み込んだ場合＞</p>

## 項目 5 火災時の措置

火災が発生した際の対処法、注意すべき点について記載する項目です。

記載 内容	<適切な消火剤> <使ってはならない消火剤>
----------	---------------------------

## 項目 6 漏出時の措置

化学品が漏出した際の対処法、注意すべき点について記載する項目です。

記載 内容	<人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置> <環境に対する注意事項>・・・浸透防止措置等 <封じ込め、浄化の方法及び機材>・・・防液堤、側溝等
----------	---

## 項目 7 取扱い及び保管上の注意

化学品を取扱う際及び保管する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載 内容	<取扱い上の注意事項> 取扱者のばく露防止策 火災、爆発の防止などの適切な技術的対策 エアロゾル・粉じんの発生防止策 排出の抑制・・・設備等の密閉構造化、排ガス又は排水処理設備の設置等 <保管上の注意事項> 混合接触させてはならない化学物質 保管条件（適切な保管条件及び避けるべき保管条件）など
----------	--

## 項目 8 ばく露防止及び保護措置

事業所内において労働者が化学物質による被害を受けないようにするため、ばく露防止に関する情報や必要な保護措置について記載する項目です。

記載 内容	<ばく露防止> ばく露限界値、生物学的指標などの許容濃度 可能な限り、ばく露を軽減するための設備対策 (設備の密閉、洗浄設備の設置など) <保護措置> 適切な保護具（マスク、ゴーグル、手袋の着用など）
----------	---

## 項目 9 物理的及び化学的性質

化学品の物理的な性質、化学的な性質について記載する項目です。

記載 内容	<物理状態> <色> <臭い> <融点／凝固点>* <沸点又は初留点及び沸点範囲> <可燃性> <爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界> <引火点> <自然発火点> <分解温度>
----------	---

	<p>&lt;pH&gt;</p> <p>&lt;動粘性率&gt;</p> <p>&lt;溶解度&gt;*</p> <p>&lt;n-オクタノール／水分配係数（log 値）&gt;*</p> <p>&lt;蒸気圧&gt;</p> <p>&lt;密度及び／又は相対密度&gt;</p> <p>&lt;相対ガス密度&gt;</p> <p>&lt;粒子特性&gt;</p> <p>※製品の場合は、製品の物理化学的性状を記入します。JIS Z 7253:2019 では、原則、製品自体の情報を記載することとなっており、また、混合物については、*の項目は記載しなくてもよいとなっています。</p>
--	---

## 項目 10 安定性及び反応性

化学品の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について記載する項目です。

記載内容	<p>&lt;避けるべき条件（熱（特定温度以上の加熱など）、衝撃、静電放電、振動など）&gt;</p> <p>&lt;混触危険物質&gt;</p> <p>&lt;既知の予測可能な有害な分解生成物&gt;など</p>
------	---

## 項目 11 有害性情報

化学品の人に対する各種の有害性について記載する項目です。

記載内容	<p>&lt;急性毒性&gt;</p> <p>&lt;皮膚腐食性／皮膚刺激性&gt;</p> <p>&lt;眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性&gt;</p> <p>&lt;呼吸器感作性又は皮膚感作性&gt;</p> <p>&lt;生殖細胞変異原性&gt;</p> <p>&lt;発がん性&gt;</p> <p>&lt;生殖毒性&gt;</p> <p>&lt;特定標的臓器毒性（単回ばく露）&gt;</p> <p>&lt;特定標的臓器毒性（反復ばく露）&gt;</p> <p>&lt;誤えん有害性&gt;</p>
------	---

## 項目 12 環境影響情報

化学品の環境中での影響や挙動に関する情報を記載する項目です。

記載内容	<p>&lt;生態毒性&gt;</p> <p>&lt;残留性・分解性&gt;</p> <p>&lt;生体蓄積性&gt;</p> <p>&lt;土壤中の移動性&gt;</p> <p>&lt;オゾン層への有害性&gt;など</p>
------	---

## 項目 13 廃棄上の注意

化学品を廃棄する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載内容	<安全で環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報> <容器・包装の適正な処理方法>など
------	---

## 項目 14 輸送上の注意

化学品を輸送する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載内容	・輸送に関する国際規制の情報 <国連番号> <品名> <国連分類> <容器等級>など  ・国内規制がある場合には、その情報
------	---

## 項目 15 適用法令

化学品が化管法に基づく SDS 提供義務の対象となる旨を記載するとともに、適用される他法令についての情報を記載する項目です。

記載内容	国内で SDS の提供を求めている 3 法（化管法、安衛法、毒劇法）の適用を受ける場合、化学品の名称と共に該当法令の名称及び該当法令に基づく規制に関する情報を記載します。 また、その他の適用される国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を、化学品の名称と共に含めることが望ましいです。
------	--

## 項目 16 その他の情報

項目 1 から 15 までの項目以外で、必要と考えられる情報を記載する項目です。

記載内容	項目 3 で含有率について推計式を用いて算出した場合の説明、特定の訓練の必要性、化学品の推奨される扱い、制約を受ける事項、改訂内容、出典等を記載してもよいです。
------	--

化管法に基づく SDS 作成例（溶剤A | トルエン/ベンゼンの混合物）  
～NITE-Gmmics を活用～

作成日 2010年3月10日  
改訂日 2024年10月1日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称

製品名

溶剤A

会社情報

会社名

#####株式会社

担当部署

#####部

住所

〒123-##### 東京都#####

電話番号

03-#####-####

Fax番号

03-#####-####

電子メールアドレス

ABC@##

緊急連絡電話番号

03-#####-####

会社情報は、国内製造事業者等から了解が得られている場合、当該事業者の情報を追記していただいてもかまいません。

推奨用途及び使用上の制限

一般工業用途

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 区分2

NITE-Gmiccsでは、混合物分類の実施時、物理化学的危険性については一部を除き分類されません。分類ロジックを確認の上、適宜追記更新する等の対応が必要です。

本事例では、引火性液体の分類については、トルエン、ベンゼンのいずれでも区分2となることから、区分2として記載を更新しています。

健康に対する有害性

急性毒性（吸入：蒸気） 区分4

皮膚腐食性／刺激性 区分2

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2

生殖細胞変異原性 区分1B

発がん性 区分1A

生殖毒性 区分1A

生殖毒性・授乳影響 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分

特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分1（中枢神経系、心血管系）、区分3（気道刺激性、麻醉作用）

特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1（中枢神経系、造血系、免疫系、腎臓）

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期（急性）

区分2

水生環境有害性 長期（慢性）

区分2

GHSラベル要素

絵表示

絵表示は、表示に優先順位が存在するものがあるため、注意する必要があります。  
詳細は、p.21をご参照ください。



注意喚起語

危険

### 危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気  
皮膚刺激  
強い眼刺激  
吸入すると有害  
呼吸器への刺激のおそれ  
眠気又はめまいのおそれ  
遺伝性疾患のおそれ  
発がんのおそれ  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
授乳中の子に害を及ぼすおそれ  
中枢神経系、心血管系の障害  
長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、造血系、免疫系、腎臓の障害  
水生生物に毒性  
長期継続的影響によって水生生物に毒性

### 注意書き [安全対策]

使用前に取扱説明書を入手すること。  
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。  
容器を密閉しておくこと。  
容器を接地しアースをとること。  
防爆型の【電気機器／換気装置／照明機器／…】を使用すること。  
火花を発生させない工具を使用すること。  
静電気放電に対する予防措置を講ずること。粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。  
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。  
妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。  
取扱い後は… をよく洗うこと。  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。  
環境への放出を避けること。  
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

### 注意書き [応急措置]

飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師／… に連絡すること。  
皮膚に付着した場合：多量の水／… で洗うこと。  
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。  
気分が悪いときは医師／… に連絡すること。  
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。  
特別な処置が必要である（このラベルの… 見よ）。  
口をすすぐこと。  
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。  
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。  
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。  
漏出物を回収すること。

### 注意書き [保管（貯蔵）]

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。  
施錠して保管すること。

**注意書き [廃棄]**

内容物／容器を…に廃棄すること。

**他の危険有害性**

情報なし

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ、皮膚刺激、強い眼刺激、吸入すると有害、呼吸器への刺激のおそれ、眠気又はめまいのおそれ、発がんのおそれの疑い、生殖能又は胎児への悪影響のおそれ、授乳中の子に害を及ぼすおそれ、中枢神経系の障害、長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓の障害

**3. 組成及び成分情報****化学物質・混合物の区別**

混合物

化管法では、指定化学物質の政令名称及び濃度を有効数字2桁

で記載いただくことになっております。本項目への記載が難しい場合、項目15に記載いただいてもかまいません。

**組成及び成分情報**

化学名又は一般名	化管法指定化学物質の種別	管理番号 (任意)	CAS番号	化審法 官報公示 整理番号	安衛法 官報公示 整理番号	濃度又は濃度範囲 (wt%)
トルエン	第一種 指定化学物質	300	108-88-3	3-2	—	25
ベンゼン	特定第一種 指定化学物質	400	71-43-2	3-1	—	75

**4. 応急措置****ばく露経路による応急措置**

吸入した場合

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

症状が続く場合には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

大量の水で洗うこと。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

眼に入った場合

水で15~20分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

水で口をすすぎ、直ちに医師の診断を受けること。

**予想される急性症状**

情報なし

**遅発性症状の最も重要な徴候症状**

情報なし

**応急措置をする者の保護**

救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。

<b>医師に対する特別な注意事項</b> 情報なし	
<b>5. 火災時の措置</b>	
<b>適切な消火剤</b> <p>水噴霧、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素を使用する。</p> <b>使ってはならない消火剤</b> <p>火災が周辺に広がる恐れがあるため、直接の棒状注水を避ける。</p> <b>特有の危険有害性</b> <p>火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。</p> <b>特有の消火方法</b> <p>火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。 延焼の恐れのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物等の冷却をする。 消火活動は風上から行う。 火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。</p> <b>消火を行う者の保護</b> <p>消火作業の際は、適切な自給式の呼吸器用保護具、眼や皮膚を保護する防護服（耐熱性）を着用する。</p>	
<b>6. 漏出時の措置</b>	
<b>人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置</b> <p>関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具（「8.ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。</p> <b>環境に対する注意事項</b> <p>周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける（浸透防止措置、防液堤、側溝の設置等）。</p> <b>封じ込め、浄化の方法及び機材</b> <p>危険でなければ漏れを止める。 少量の場合、ウエス、雑巾等でよく拭き取り適切な廃棄容器に回収する。 大量の場合、盛土等で囲って流出を防止する。 取扱いや保管場所の近傍での飲食の禁止。 すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p>	
<b>7. 取扱い及び保管上の注意</b>	
<b>取扱い</b> <p><b>技術的対策</b> 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。 設備等の密閉構造化、排ガス又は排水処理設備の設置等により排出を抑制する。</p> <p><b>安全取扱注意事項</b> 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。 容器を接地すること、アースをとること。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。 混触禁止物質</p>	
<b>接触回避</b>	

衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。
<b>保管</b>	
技術的対策	保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
混触禁止物質	酸化剤、還元剤等
保管条件	直射日光を避け、冷暗所に保管する。高温物を近づけない。
容器包装材料	破損や漏れの無い密閉可能な容器を使用する。
<b>8. ばく露防止及び保護措置</b>	
<b>管理濃度</b>	
トルエン 20 ppm	
ベンゼン 1 ppm	
<b>許容濃度（ばく露限界値、生物学的指標）</b>	
ACGIH TLV-TWA (2015)	20 ppm (トルエン) TLV-TWA 0.5ppm Skin;A1 TLV-STEL 2.5ppm
日本産業衛生学会 (2015)	50 ppm、188 mg/m <sup>3</sup> (トルエン) 1ppm 過剰発がん生涯リスクレベル 10 <sup>-3</sup> 0.1ppm 過剰発がん生涯リスクレベル 10 <sup>-4</sup>
<b>設備対策</b>	
取り扱いの場所の近くに、洗眼および身体洗浄剤のための設備を設ける。 高温下や、ミストが発生する場合は換気装置を使用する。	
<b>保護具</b>	
呼吸用保護具	必要に応じて保護マスクや呼吸用保護具を着用する。
手の保護具	手に接触する恐れがある場合、保護手袋を着用する。
眼の保護具	眼に入る恐れがある場合、保護眼鏡やゴーグルを着用する。
皮膚及び身体の保護具	必要に応じて保護衣、保護エプロン等を着用する。
<b>9. 物理的及び化学的性質</b>	
物理状態、色	無色透明液体
臭い（閾値）	芳香族臭
融点／凝固点	情報なし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	△△℃
可燃性	情報なし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	情報なし
引火点	○○℃ (密閉式)
自然発火点	情報なし
分解温度	情報なし
pH	情報なし
動粘性率	情報なし
溶解度	水：不溶
n-オクタノール／水分配係数	情報なし
蒸気圧	情報なし
密度及び／又は相対密度	情報なし
相対ガス密度	情報なし
粒子特性	情報なし
<b>10. 安定性及び反応性</b>	
反応性、化学的安定性	通常の取扱い条件下では安定である。

危険有害反応可能性	通常の取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。
避けるべき条件	直射日光を避け、冷暗所に保管する。
混触危険物質	酸化剤、還元剤等
有害な分解生成物	火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。
<b>11. 有害性情報</b>	Gmiccs を用いて SDS 作成を行う場合、混合物の GHS 分類が実施されるため、参考の上記載ください。 本事例では、NITE-Gmiccs の出力結果を参考に記載しております。 CAS 番号は必要に応じ、化学物質名に変換してください。
急性毒性（経口）	<p><u>各成分の有害性情報</u></p> <p>区分に該当しない: CAS 番号:71-43-2(毒性値=5960mg/kg 含有率=75% 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(毒性値=5000mg/kg 含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u></p> <p>ATEmix=100 / ((75% / 5960mg/kg) + (25% / 5000mg/kg)) 計算結果が 5687mg/kg のため、区分に該当しないに該当。</p>
急性毒性（経皮）	<p><u>各成分の有害性情報</u></p> <p>区分に該当しない: CAS 番号:71-43-2(毒性値=8200mg/kg 含有率=75% 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(毒性値=12000mg/kg 含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u></p> <p>ATEmix=100 / ((75% / 8200mg/kg) + (25% / 12000mg/kg)) 計算結果が 8905mg/kg のため、区分に該当しないに該当。</p>
急性毒性（吸入：蒸気）	<p><u>各成分の有害性情報</u></p> <p>区分に該当しない（分類対象外）: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u></p> <p>GHS 定義による気体ではない。</p>
皮膚腐食性／皮膚刺激性	<p><u>各成分の有害性情報</u></p> <p>区分 2: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u></p> <p>加成方式が適用できる成分からの判定: (区分 1+1A+1B+1C) × 10 + 区分 2 の成分合計が 100% であり、濃度限界(10%)以上のため、区分 2 に該当。 危険有害性情報:H315 皮膚刺激</p>
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性	<p><u>各成分の有害性情報</u></p> <p>区分 2A: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE) 区分 2B: CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u></p> <p>加成方式が適用できる成分からの判定: 10 × (眼区分 1 + 皮膚区分 1) + 眼区分 2A + 眼区分 2B + 眼区分 2 の成分合計が 100% であり、濃度限界(10%)以上のため、区分 2 に該当。 危険有害性情報:H319 強い眼刺激</p>

呼吸器感作性	<p><u>各成分の有害性情報</u></p> <p>分類できない: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u></p> <p>データ不足のため分類できない。 毒性が未知の成分を 100% 含有。</p>
皮膚感作性	<p><u>各成分の有害性情報</u></p> <p>区分に該当しない: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u></p> <p>危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないに該当。</p>
生殖細胞変異原性	<p><u>各成分の有害性情報</u></p> <p>区分 1B: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE) 区分に該当しない: CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u></p> <p>CAS 番号:71-43-2 が 75% ≥ 0.1% のため、区分 1B に該当。 危険有害性情報: H340 遺伝性疾患のおそれ</p>
発がん性	<p><u>各成分の有害性情報</u></p> <p>分類できない: CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE) 区分 1A: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u></p> <p>CAS 番号:71-43-2 が 75% ≥ 0.1% のため、区分 1A に該当。 毒性が未知の成分を 25% 含有。 危険有害性情報: H350 発がんのおそれ</p>
生殖毒性	<p><u>各成分の有害性情報</u></p> <p>区分 2: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE) 区分 1A: CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u></p> <p>CAS 番号:108-88-3 が 25% ≥ 0.3% のため、区分 1A に該当。 危険有害性情報: H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ</p>
生殖毒性・授乳影響	<p><u>各成分の有害性情報</u></p> <p>授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分: CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE) データなし: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u></p> <p>CAS 番号:108-88-3 が 25% ≥ 0.3% のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分に該当。 毒性が未知の成分を 75% 含有。 危険有害性情報: H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ</p>

<p><b>特定標的臓器毒性</b> (単回ばく露)</p>	<p><b>各成分の有害性情報</b></p> <p>区分 3: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=気道刺激性 出典:NITE), CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=麻醉作用 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=気道刺激性 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=麻醉作用 出典:NITE)</p> <p>区分 1: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=中枢神経系 出典:NITE), CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=心血管系 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=中枢神経系 出典:NITE)</p> <p><b>混合物の GHS 分類</b></p> <p>区分 3(気道刺激性)の成分合計が 100% であり、濃度限界(20%)以上のため、区分 3(気道刺激性)に該当する。</p> <p>CAS 番号:108-88-3, CAS 番号:71-43-2 が 100% ≥ 10% のため、区分 1(中枢神経系)に該当。</p> <p>区分 3(麻醉作用)の成分合計が 100% であり、濃度限界(20%)以上のため、区分 3(麻醉作用)に該当する。</p> <p>CAS 番号:71-43-2 が 75% ≥ 10% のため、区分 1(心血管系)に該当。</p> <p>危険有害性情報:H370 中枢神経系の障害 危険有害性情報:H370 心血管系の障害 危険有害性情報:H335 呼吸器への刺激のおそれ 危険有害性情報:H336 眠気又はめまいのおそれ</p>
<p><b>特定標的臓器毒性</b> (反復ばく露)</p>	<p><b>各成分の有害性情報</b></p> <p>区分 1: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=中枢神経系 出典:NITE), CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=造血系 出典:NITE), CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=免疫系 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=中枢神経系 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=腎臓 出典:NITE)</p> <p><b>混合物の GHS 分類</b></p> <p>CAS 番号:108-88-3, CAS 番号:71-43-2 が 100% ≥ 10% のため、区分 1(中枢神経系)に該当。</p> <p>CAS 番号:71-43-2 が 75% ≥ 10% のため、区分 1(造血系)に該当。</p> <p>CAS 番号:71-43-2 が 75% ≥ 10% のため、区分 1(免疫系)に該当。</p> <p>CAS 番号:108-88-3 が 25% ≥ 10% のため、区分 1(腎臓)に該当。</p> <p>危険有害性情報:H372 長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、造血系、免疫系、腎臓の障害</p>
<p><b>誤えん有害性</b></p>	<p><b>各成分の有害性情報</b></p> <p>動粘率:不明</p> <p>区分 1: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><b>混合物の GHS 分類</b></p> <p>動粘率が不明のため、分類できないに該当。</p>

## 12. 環境影響情報

### 水生環境急性有害性

前項同様、Gmiccs を用いて SDS 作成を行う場合、混合物の GHS 分類が実施されるため、参考の上記載ください。なお、残留性・分解性、生体蓄積性、土壤中の移動性については、出力されないため適宜追記ください。

本事例では、NITE-Gmiccs の出力結果を参考に記載しております。残留性・分解性、生体蓄積性、土壤中の移動性については、各成分の情報を記載しております。

=5.3mg/l 毒性値（甲殻類）=なし 毒性値（藻類）=29mg/l  
出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 毒性値（魚類）=なし 毒性値（甲殻類）=3.78mg/l 毒性値（藻類）=なし 出典:NITE)

#### 混合物の GHS 分類

方式 1:栄養段階ごとの区分

データ不足のため分類できない。

方式 2:加算式

$100\% / ((75\% / 5.3\text{mg/l}) + (25\% / 3.78\text{mg/l}))$

計算結果=計算値:4.81586538mg/l、分類区分:区分 2

加算法

(毒性乗率×10×区分 1)+区分 2 が 100% であり、濃度限界(25%) 以上のため、区分 2 に該当。

方式 3:

加算法

(毒性乗率×10×区分 1)+区分 2 が 100% であり、濃度限界(25%) 以上のため、区分 2 に該当。

方式 1=分類できない、方式 2=区分 2、方式 3=区分 2 より区分 2 に該当。

危険有害性情報:H401 水生生物に毒性

### 水生環境慢性有害性

#### 各成分の有害性情報

区分 2: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 毒性値（魚類）=0.8mg/l 毒性値（甲殻類）=なし 毒性値（藻類）=なし 急速分解性=無 出典:NITE)

区分 3: CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 毒性値（魚類）=なし 毒性値（甲殻類）=0.74mg/l 毒性値（藻類）=なし 急速分解性=有 出典:NITE)

#### 混合物の GHS 分類

・ 方式 1: 栄養段階ごとの区分

データ不足のため分類できない。

・ 方式 2: 加算式

$100\% / ((75\% / (0.8\text{mg/l} \times 0.1)) + (25\% / 0.74\text{mg/l}))$

計算結果=計算値:0.10295652mg/l、分類区分:区分 3

加算法

(毒性乗率×100×区分 1)+(10×区分 2)+区分 3 が 100% であり、濃度限界(25%) 以上のため、区分 3 に該当。

・ 方式 3: 加算法

(毒性乗率×10×区分 1)+区分 2 が 75% であり、濃度限界(25%) 以上のため、区分 2 に該当。

方式 1=分類できない、方式 2=区分 3、方式 3=区分 2 より区分 2 に該当。

危険有害性情報:H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

### 残留性・分解性

#### 各成分の情報

BOD による分解度 : 123% : CAS 番号: 108-88-3

BOD による分解度 : 40% : CAS 番号: 71-43-2

生体蓄積性

各成分の情報

log Kow = 2.73 : CAS 番号: 108-88-3

log Kow = 2.13 : CAS 番号: 71-43-2

土壤中の移動性

いずれの成分についても情報なし。

オゾン層への有害性

各成分の有害性情報

分類できない: CAS 番号: 71-43-2(含有率=75% 出典:NITE),  
CAS 番号: 108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)

データ不足のため分類できない。

#### 13. 廃棄上の注意 :

##### 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。

##### 汚染容器及び包装

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

#### 14. 輸送上の注意

##### 国際規制

陸上輸送 (ADR/RID の規定に従う)

国連番号	1993
品名	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの
国連分類	3
副次危険性	該当しない
容器等級	II

海上輸送 (IMO の規定に従う)

国連番号	1993
品名	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの
国連分類	3
副次危険性	該当しない
容器等級	II
海洋汚染物質	該当しない
IBC コード	ベンゼン 351、トルエン 260

航空輸送 (ICAO/IATA の規定に従う)

国連番号	1993
品名	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの
国連分類	3
副次危険性	該当しない
容器等級	II

##### 国内規制

陸上規制情報

消防法、道路法に従う

海上規制情報

船舶安全法に従う

海洋汚染物質 航空規制情報	該当しない 航空法に従う																										
緊急時応急措置指針（容器イエローカード）番号	127																										
特別の安全対策：	輸送に際しては、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。																										
15. 適用法令																											
<p>* 化学品に SDS の提供が求められる国内法令（化管法、安衛法、毒劇法）について記載する。</p> <table> <tr> <td>化学物質排出把握管理促進法</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定第 1 種指定化学物質（ベンゼン）(0.1 質量%以上を含有する製品)</li> <li>・第 1 種指定化学物質（トルエン）(1 質量%以上を含有する製品)</li> <li>・名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（トルエンを 0.3 重量%以上含有する製剤その他の物、ベンゼンを 0.1 重量%以上を含有する製剤その他の物）</li> <li>・リスクアセスメントを実施すべき危険有害物（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・作業環境評価基準（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・危険物 引火性の物（引火点が 0°C 以上 30°C 未満のもの）</li> <li>・特定化学物質第 2 類物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物）</li> <li>・特定化学物質特定第 2 類物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物）</li> <li>・特別管理物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物）</li> <li>・第 2 種有機溶剤（トルエンを 5% を超えて含有するもの）</li> <li>・皮膚等障害化学物質等（皮膚吸収性有害物質）（トルエン）</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>労働安全衛生法</td><td></td></tr> </table>		化学物質排出把握管理促進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定第 1 種指定化学物質（ベンゼン）(0.1 質量%以上を含有する製品)</li> <li>・第 1 種指定化学物質（トルエン）(1 質量%以上を含有する製品)</li> <li>・名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（トルエンを 0.3 重量%以上含有する製剤その他の物、ベンゼンを 0.1 重量%以上を含有する製剤その他の物）</li> <li>・リスクアセスメントを実施すべき危険有害物（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・作業環境評価基準（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・危険物 引火性の物（引火点が 0°C 以上 30°C 未満のもの）</li> <li>・特定化学物質第 2 類物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物）</li> <li>・特定化学物質特定第 2 類物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物）</li> <li>・特別管理物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物）</li> <li>・第 2 種有機溶剤（トルエンを 5% を超えて含有するもの）</li> <li>・皮膚等障害化学物質等（皮膚吸収性有害物質）（トルエン）</li> </ul>	労働安全衛生法																							
化学物質排出把握管理促進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定第 1 種指定化学物質（ベンゼン）(0.1 質量%以上を含有する製品)</li> <li>・第 1 種指定化学物質（トルエン）(1 質量%以上を含有する製品)</li> <li>・名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（トルエンを 0.3 重量%以上含有する製剤その他の物、ベンゼンを 0.1 重量%以上を含有する製剤その他の物）</li> <li>・リスクアセスメントを実施すべき危険有害物（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・作業環境評価基準（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・危険物 引火性の物（引火点が 0°C 以上 30°C 未満のもの）</li> <li>・特定化学物質第 2 類物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物）</li> <li>・特定化学物質特定第 2 類物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物）</li> <li>・特別管理物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物）</li> <li>・第 2 種有機溶剤（トルエンを 5% を超えて含有するもの）</li> <li>・皮膚等障害化学物質等（皮膚吸収性有害物質）（トルエン）</li> </ul>																										
労働安全衛生法																											
<p>毒物及び劇物取締法については、毒劇法別表第 1、2、毒物及び劇物指定令第 1、2 条に記載されている物質を確認してください。</p> <p>毒劇法では、原体、製剤等によって条件が異なることがありますので、ご注意ください。詳細は「化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS 提供制度」p.45 をご参照ください。</p>																											
<p>* その他の適用される法令の名称を含めることが望ましい。</p> <table> <tr> <td>化学物質審査規制法</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先評価化学物質（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・疾病化学物質（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・第 4 類引火性液体</li> <li>・第一石油類 非水溶性液体</li> <li>・特定物質（ベンゼン）</li> <li>・指定物質（ベンゼン）</li> <li>・有害大気汚染物質、優先取組物質（トルエン、ベンゼン）排気</li> <li>・有害物質（ベンゼン）</li> <li>・指定物質（トルエン）</li> <li>・特定悪臭物質（トルエン）排気</li> <li>・危険物（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・有害液体物質（Y 類物質）（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・引火性液体</li> <li>・引火性液体類</li> <li>・その他の危険物・引火性液体類</li> <li>・特定有害物質（ベンゼン）</li> <li>・圧縮ガス</li> <li>・可燃性ガス</li> <li>・毒性ガス（ベンゼン）</li> <li>・麻薬向精神薬原料（トルエン）(50%を超える含有物)</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>労働基準法</td><td></td></tr> <tr> <td>消防法</td><td></td></tr> <tr> <td>大気汚染防止法</td><td></td></tr> <tr> <td>水質汚濁防止法</td><td></td></tr> <tr> <td>悪臭防止法</td><td></td></tr> <tr> <td>海洋汚染防止法</td><td></td></tr> <tr> <td>航空法</td><td></td></tr> <tr> <td>船舶安全法</td><td></td></tr> <tr> <td>港則法</td><td></td></tr> <tr> <td>土壤汚染対策法</td><td></td></tr> <tr> <td>高圧ガス保安法</td><td></td></tr> <tr> <td>麻薬及び向精神薬取締法</td><td></td></tr> </table>		化学物質審査規制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先評価化学物質（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・疾病化学物質（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・第 4 類引火性液体</li> <li>・第一石油類 非水溶性液体</li> <li>・特定物質（ベンゼン）</li> <li>・指定物質（ベンゼン）</li> <li>・有害大気汚染物質、優先取組物質（トルエン、ベンゼン）排気</li> <li>・有害物質（ベンゼン）</li> <li>・指定物質（トルエン）</li> <li>・特定悪臭物質（トルエン）排気</li> <li>・危険物（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・有害液体物質（Y 類物質）（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・引火性液体</li> <li>・引火性液体類</li> <li>・その他の危険物・引火性液体類</li> <li>・特定有害物質（ベンゼン）</li> <li>・圧縮ガス</li> <li>・可燃性ガス</li> <li>・毒性ガス（ベンゼン）</li> <li>・麻薬向精神薬原料（トルエン）(50%を超える含有物)</li> </ul>	労働基準法		消防法		大気汚染防止法		水質汚濁防止法		悪臭防止法		海洋汚染防止法		航空法		船舶安全法		港則法		土壤汚染対策法		高圧ガス保安法		麻薬及び向精神薬取締法	
化学物質審査規制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先評価化学物質（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・疾病化学物質（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・第 4 類引火性液体</li> <li>・第一石油類 非水溶性液体</li> <li>・特定物質（ベンゼン）</li> <li>・指定物質（ベンゼン）</li> <li>・有害大気汚染物質、優先取組物質（トルエン、ベンゼン）排気</li> <li>・有害物質（ベンゼン）</li> <li>・指定物質（トルエン）</li> <li>・特定悪臭物質（トルエン）排気</li> <li>・危険物（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・有害液体物質（Y 類物質）（トルエン、ベンゼン）</li> <li>・引火性液体</li> <li>・引火性液体類</li> <li>・その他の危険物・引火性液体類</li> <li>・特定有害物質（ベンゼン）</li> <li>・圧縮ガス</li> <li>・可燃性ガス</li> <li>・毒性ガス（ベンゼン）</li> <li>・麻薬向精神薬原料（トルエン）(50%を超える含有物)</li> </ul>																										
労働基準法																											
消防法																											
大気汚染防止法																											
水質汚濁防止法																											
悪臭防止法																											
海洋汚染防止法																											
航空法																											
船舶安全法																											
港則法																											
土壤汚染対策法																											
高圧ガス保安法																											
麻薬及び向精神薬取締法																											

## 16. その他の情報

### 改訂内容

#### 3. 組成及び成分情報

- ・管理番号の追加

#### 15. 適用法令

- ・労働安全衛生法指定物質の追加

皮膚等障害化学物質等（皮膚吸収性有害物質）（トルエン）

### 参考文献

#####株式会社提供資料

NITE GHS 分類結果一覧（2024）

日本産業衛生学会（2015）許容濃度等の勧告

ACGIH, American Conference of Governmental Industrial Hygienists (2015) TLVs and BEIs.

【注意】本 SDS は、JIS Z 7253:2019 に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分ではない可能性がありますので、取扱いにはご注意下さい。本 SDS の記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更してください。また、注意事項等は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には用途・条件に適した安全対策を実施の上、取扱い願います。

## 4.4 化管法に基づくラベルの作成方法

化管法に基づくラベルには、化管法 SDS 省令第 5 条にて規定されている 6 項目について記載する必要があります（3.5.2 項参照）。

### 化管法に基づくラベルの記載項目

ラベルの記載の詳細な内容につきましては、JIS Z 7253 「6 ラベルに必要な情報及びその内容の決定手順」に適合するよう努めてください。

なお、GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意喚起語、絵表示、危険有害性情報及び注意書きの詳細については、JIS Z 7253 附属書 A（規定）「危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素」、附属書 B（規定）「危険有害性情報の文言及び危険有害性情報のコード」及び附属書 C（規定）「注意書きの文言及び注意書きのコード」をご参照ください。

#### 項目 1 指定化学物質の名称／製品名称

化管法指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の名称を記載する項目です。

記載内容	<化学物質名> ・・・ 指定化学物質の場合 <製品名> ・・・ 指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の場合 ※SDS の名称と一致させてください。なお、製品の名称として略式名を記載する場合にはその名称を SDS にも記載してください。
------	---

#### 項目 2 注意喚起語

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意喚起語を記載します。

記載内容	GHS で使用する注意喚起語は、“危険”及び“警告”です。
------	-------------------------------

#### 項目 3 絵表示

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた絵表示（2.3 項参照）を記載します。

記載内容	ラベルに用いる絵表示は、はっきり見えるように、一つの頂点で正立させた正方形の背景の上に黒いシンボルを置き、十分に幅広い赤い枠で囲みます。赤い枠だけの表示はしないでください。危険有害性の絵表示は、1 cm <sup>2</sup> 以上の面積をもつことが望ましいです。
------	---

## 項目 4 危険有害性情報

GHS の各危険有害性区分に割り当てられた危険有害性情報を記載します。

記載内容	危険有害性情報とは、GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた文言で、該当化学品の危険有害性の性質及びその程度を示します。
------	---

## 項目 5 注意書き

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意書きを記載します。

記載内容	注意書きは、危険有害性をもつ化学品へのばく露又はその不適切な貯蔵及び取扱いから生じる被害を防止するため、又は最小にするために取るべき推奨措置について規定した文言です。 ラベルには、表示を行う者が適切な注意書きを選択し、記載します。
------	--

## 項目 6 会社情報

化管法指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の提供者に関する情報を記載する項目です。

記載内容	<社名、住所と連絡先>・・・法人の場合 <氏名、住所と連絡先>・・・個人事業者の場合 ※緊急連絡先についても記載することが望ましいです。
------	--

### 化管法に基づくラベル作成例（溶剤A | トルエン/ベンゼンの混合物）

製品名称 : 溶剤A

\* 化管法では、成分の記載は不要です。

絵表示

絵表示は、表示に優先順位が存在するものがあるため、注意する必要があります。  
詳細は、p.21 をご参照ください。

危険

危険有害性情報 :

- 皮膚刺激(H315)
- 強い眼刺激(H319)
- 吸入すると有害(H332)
- 呼吸器への刺激のおそれ(H335)
- 眠気又はめまいのおそれ(H336)
- 遺伝性疾患のおそれ(H340)
- 発がんのおそれ (H350)
- 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360)

注意喚起語

授乳中の子に害を及ぼすおそれ(H362)

中枢神経系、心血管系の障害(H370)

長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、造血系、免疫系、腎臓の障害(H372)

長期継続的影響によって水生生物に毒性(H411)

### 注意書き：

#### 【安全対策】

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざげること。禁煙。

容器を密閉しておくこと。

容器を接地しアースをとること。

防爆型の【電気機器／換気装置／照明機器／…】を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。

妊娠中授乳期中は接触を避けること。

取扱い後は…をよく手を洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。

環境への放出を避けること。

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

#### 【応急措置】

気分が悪いときは医師／…に連絡すること。

気分が悪いときは、医師の診察／手当を受けること。

特別な処置が必要である（このラベルの…を見よ）。

皮膚に付着した場合：多量の水／…で洗うこと。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当を受けること。

皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当を受けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当を受けること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

火災の場合：消火するために…を使用すること。

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

漏出物を回収すること。

#### 【保管】

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

施錠して保管すること。

#### 【廃棄】

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

会社：#####株式会社

住所：〒123-##### 東京都#####

Tel : 03-##### ####

Fax : 03-##### ####

## 4.5 GHS 混合物分類判定システム／SDS 作成支援システム(NITE-Gmiccs)

### 4.5.1 システムの概要

GHS 混合物分類判定ラベル／SDS 作成支援システム（NITE-Gmiccs : NITE GHS Mixture Classification and Labels/SDS Creation System）は、事業者による混合物の GHS 分類の実施を支援することを目的として独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）から公開されているシステムであり、インターネット環境が整っていれば誰でも簡便に混合物の GHS 分類を行うことができます。経済産業省が作成したインストール型の GHS 混合物分類判定システムをリニューアルしたシステムとなります。

本システムは、国連 GHS 文書改訂 6 版、JIS Z 7252 : 2019 及び事業者向け GHS 分類ガイドの内容に基づいた混合物（製品）の GHS 分類判定、GHS ラベル及び SDS 様式への出力等に対応した機能を備えています。また、NITE で公開している約 3,300 物質の政府による GHS 分類結果を予め搭載しており、毎年度、自動的に追加・更新されます。詳細については操作説明書<sup>25</sup>をご確認ください。

#### システムの利用にあたっての免責事項

NITE は本システムから得られた結果等に起因して被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。本システムから得られた結果等については、本システムの利用者の責任において活用して下さい。

#### 【システムのアクセス方法】

以下の URL からリンクされるページにアクセスすることで使用することができます。



<https://www.ghs.nite.go.jp>

また各種の Web ブラウザより検索する方法でアクセスすることもできますが、推奨環境は Microsoft Edge です。

NITE Gmiccs



<sup>25</sup> NITE-Gmiccs の使い方

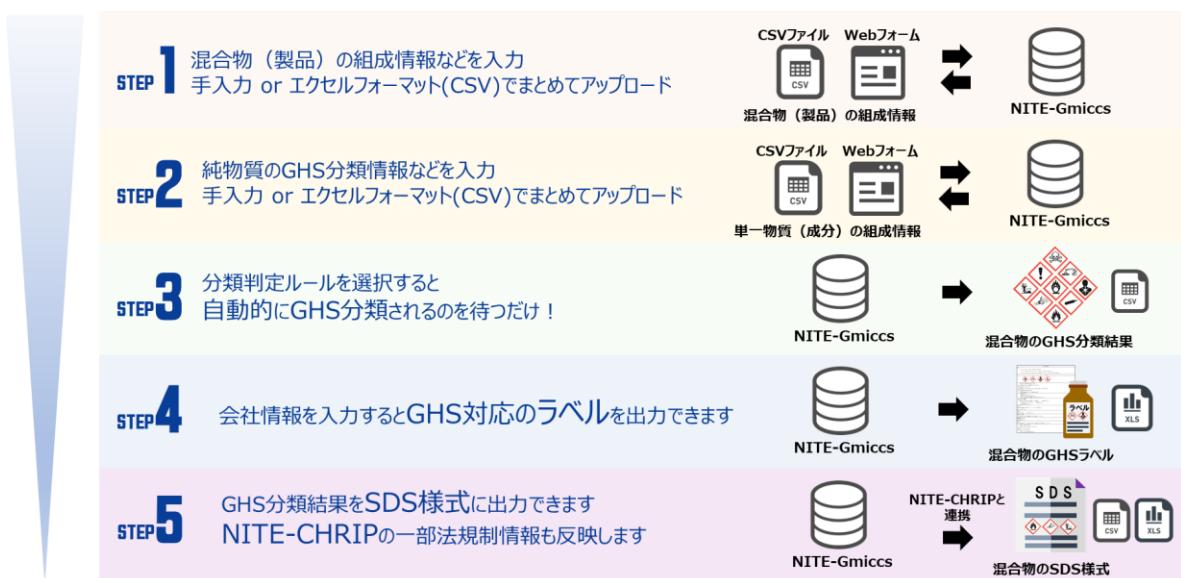
[https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs\\_Howtouse.html](https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_Howtouse.html)

## 【システムの使用イメージ】



## 【システムの利用フロー】

本システムは以下の 5 つの Step で混合物の GHS 分類を行い、ラベル及び SDS 様式を出力します。



### 【システムの独自機能について】

以下に示す本システムの独自機能を用いることで、データの簡便な取り扱いや GHS 分類やラベル要素や SDS 様式の出力をする際に細かな設定をすることが可能です。

独自機能	概要
臓器種名統合機能	特定標的臓器毒性（単回ばく露、反復ばく露）の分類判定の際に表示される臓器の名称を本システム独自の統合ルールに基づいて系統ごとに統合することができます。これによりラベル要素の簡略化をすることが可能です。
注意書き絞り込み機能	本システム独自のルールに則り注意書きのフレーズを 4 段階に絞り込む事が可能です。これによりラベル要素の簡略化をすることが可能です。
複数データの入出力	複数の混合物（製品）情報や単一物質（成分）情報を CSV ファイルで入出力することができます。
分類結果及びラベルの日英対応	データの日英変換を自由に行うことができます。英語での作業入力も可能です。
一部法規制情報の SDS 様式への出力機能	混合物（製品）に含まれる単一物質（成分）の CAS 登録番号から NITE-CHRIP に収載されている一部法規制情報を自動で判定し、SDS 様式に該非を表示することができます。

#### 4.5.2 システム利用にあたっての留意点

##### 本システム利用にあたっての注意

- ・ 本システムは、経済産業省が開発した「GHS 混合物分類判定システム」の仕組みを基盤としています。GHS 分類のロジック等は全て共通ですが、Web ブラウザで使用できるように再構築したのが GHS 混合物分類判定ラベル／SDS 作成支援システム（NITE-Gmiccs）です。
- ・ 本システムに未搭載の化学物質がある場合は Step1 で混合物（製品）を登録する前に Step2 から単一物質（成分）の GHS 情報の新規登録が必要です。
- ・ 本システムでは GHS において既知の成分に関する試験データ等を用いて分類する方法（加算式、カットオフ値／濃度限界など）を採用しています。混合物自体の試験データが使用できる場合やつなぎの原則が適用できる場合については対応しておりませんのでご注意ください。
- ・ 物理化学的危険性については原則として混合物の試験データが必要であり、混合物としてのデータ（引火点、初留点、国連番号等）がある場合に限り、本システムにおいて、一部の物理化学的危険性の分類が判定可能です。本システムの主な対象は健康有害性と環境有害性です。詳細については、分類ロジックを参照してください。

##### 本システム独自のロジック

- ・ 本システムでは、システム化のため、GHS 分類の原則に一部独自のロジックを追加した仕様となっています。本システムで採用しているロジックについては、「NITE-Gmiccs の分類ロジック」<sup>26</sup>をご参考ください。
- ・ 本システムに標準搭載されている政府による GHS 分類結果に関して、区分が細分化されていない分類結果については、システム独自で細区分を行っています。  
※システムでは細区分を採用していますので、自社情報等を採用して分類実行する場合、入力情報としては細区分結果が必要となります。
- ・ エアゾールの判定については、本システムでは便宜的に「気体」として分類する仕様となっています。

<sup>26</sup> NITE-Gmiccs 分類ロジック

[https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs\\_ClassificationLogic.html](https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_ClassificationLogic.html)

## 参考：指定化学物質リスト（新旧対照表）

### 1. 第一種指定化学物質（新旧対照表）

●令和3年10月に化管法改正施行令が公布、令和5年4月1日に施行されました。指定化学物質が見直しされ、第一種指定化学物質は462物質から515物質となっています。令和5年度の化学物質の排出量等の把握物質（令和6年度の届出物質）は改正後物質（2021（令和3）年度改正施行令第一種指定化学物質）です。

●改正により、除外された物質、新たに追加された物質等がありますのでご注意ください。

●令和5年4月1日からの物質（2021（令和3）年度改正施行令第一種指定化学物質）の一覧リストは以下をご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/pdf/211015reflist.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf)

●令和5年3月31日までの物質（2008（平成20）年度改正施行令第一種指定化学物質）の一覧リストは以下をご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/pdf/sin1shu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/pdf/sin1shu.pdf)

注1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）

を1質量%以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上）含む製品が化管法適用対象です。

注2：■ グレー着色：2021年度見直しにおいて除外された物質

■ 黄色着色：2021年度見直しにおいて統合、範囲拡大、分解等、範囲変更に伴い名称変更された物質

■ 緑色着色：2021年度見直しにおいて第二種指定化学物質となった物質

■ 水色着色：2021年度見直しにおいて指定範囲の変更がなく名称のみ変更された物質

（令和5年4月）

改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質						
種	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別名			
1	1			1 垂鉛の水溶性化合物		1	1		垂鉛の水溶性化合物				
1	2		563	垂鉛=ビス（2-メチルプロパー-2-エノアート）									
1	3			2 アクリルアミド		1	2		アクリルアミド				
1	4			3 アクリル酸エチル		1	3		アクリル酸エチル				
1	5		564	アクリル酸2-エチルヘキシル									
1	6			4 アクリル酸及びその水溶性塩		1	4		アクリル酸及びその水溶性塩				
1	7			5 アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		1	5		アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル				
1	8		565	アクリル酸重合物									
				6		1	6		アクリル酸2-ヒドロキシエチル				
1	9			7 アクリル酸ブチル		1	7		アクリル酸ノルマルーブチル				
1	10			8 アクリル酸メチル		1	8		アクリル酸メチル				
1	11			9 アクリロニトリル		1	9		アクリロニトリル				
1	12			10 アクロレイン		1	10		アクロレイン				
				11		1	11		アジ化ナトリウム				
1	13		566	アジピン酸、(N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン又はN,N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン)と2-(クロロメチル)オキシランの重縮合物									
1	14		567	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル									
1	15		568	アセチルアセトン									

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種	号番号	特定第一種	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	特定第一種	物質名称	別名			
1	16		569	1-アセチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-3-[ (3-ビリジルメチル) アミノ]-6-[ 1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル) エチル] キナゾリン-2-オン	ピリフルキナゾン								
1	17	○	12	アセトアルデヒド		1	12		アセトアルデヒド				
			13			1	13		アセトニトリル				
1	18		14	アセトンシアノヒドリン		1	14		アセトンシアノヒドリン				
1	19		15	アセナフテン		1	15		アセナフテン				
			16			1	16		2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル				
			17			1	17		オルト-アニシジン				
1	20		18	アニリン		1	18		アニリン				
			19			1	19	1-アミノ-9, 10-アントラキノン					
1	21		20	2-アミノエタノール		1	20		2-アミノエタノール				
1	22		21	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルビリダジン-3(2H)-オン	クロリダゾン	1	21		5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルビリダジン-3(2H)-オン	クロリダゾン			
1	23		22	5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル) フェニル]-3-シアノ-4-[ (トリフルオロメチル) スルフィニル] ピラゾール	フィプロニル	1	22		5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル) フェニル]-3-シアノ-4-[ (トリフルオロメチル) スルフィニル] ピラゾール	フィプロニル			
1	24		570	オルト-アミノフェノール									
1	25		23	パラ-アミノフェノール		1	23		パラ-アミノフェノール				
			24			1	24		メタ-アミノフェノール				
1	26		25	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メトリブジン	1	25		4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メトリブジン			
			26			1	26		3-アミノ-1-ブロベン				
1	27		27	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メタミトロン	1	27		4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メタミトロン			
1	28		28	アリルアルコール			1	28	アリルアルコール				
1	29		29	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン		1	29		1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン				
1	30		571	3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド	プロベナゾール								
1	31		468	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン		2	6						
1	32		572	アリル=ヘキサノアート									
1	33		573	アリル=ヘプタノアート									
1	34		257	アルカノール（炭素数が10のものに限る。）	デカノール	1	257		デシルアルコール				
1	35		574	[ (3-アルカンアミドプロピル) (ジメチル) アンモニオ] アセタート（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8, 10, 12, 14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。）及び（Z）-[ [3-(オクタデカ-9-エンアミド) プロピル] (ジメチル) アンモニオ] アセタート並びにこれらの混合物									
1	36		575	(3-アルカンアミドプロピル) (メチル) [2-(アルカノイルオキシ) エチル] アンモニウムクロリド（アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。）									
1	37		576	アルカン-1-アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8, 10, 12, 14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。）、（Z）-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び（9Z, 12Z）-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物									

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種	号番号	特定第一種	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	特定第一種	物質名称	別名			
1	38		577	アルカンー1-アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8, 10, 12, 14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。）のオキシラン重付加物、（Z）-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び（9Z, 12Z）-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物									
1	39		578	アルファーアルキル-オメガヒドロキシポリ（オキシエタン-1, 2-ジイル）（アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1, 000未満のものに限る。）及びアルファーアルケニル-オメガヒドロキシポリ（オキシエタン-1, 2-ジイル）（アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1, 000未満のものに限る。）並びにこれらの混合物									
1	40		579	アルファーアルキル-オメガヒドロキシポリ【オキシエタン-1, 2-ジイル／オキシ（メチルエタン-1, 2-ジイル）】（アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物（当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。）に限る。）									
1	41		580	アルファーアルキル-オメガヒドロキシポリ（オキシエチレン）（アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1, 000未満のものに限る。）									
1	42		320	アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）		1	320		ノニルフェノール				
1	43		74	パラ-アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が8のものに限る。）		1	74		パラ-オクチルフェノール				
1	44		581	アルキル（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩（アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。）									
1	45		30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）		1	30		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）				
1	46		582	アルミニウム=トリス（エチル=ホスホナート）	ホセチル又はホセチルアルミニウム								
1	47		583	安息香酸ベンジル									
1	48		31	アンチモン及びその化合物		1	31		アンチモン及びその化合物				
1	49		32	アントラセン		1	32		アントラセン				
1	50		584	アントラセン-9, 10-ジオン	アントラキノン								
1	51	○	33	石綿		1	33	○	石綿				
1	52		585	アルファー（イソシアナトベンジル）-オメガ-（イソシアナトフェニル）ボリ【（イソシアナトフェニレン）メチレン】									
1	53		34	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネット		1	34		3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネット				

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種	号番	特定第一種	管理番号	物質名称	別名	種	号番	特定第一種	物質名称	別名			
			35			1	35		イソブチルアルデヒド				
1	54		36	イソブレン		1	36		イソブレン				
1	55		37	4, 4' -イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA	1	37		4, 4' -イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA			
			38			1	38		2, 2' - [イソプロピリデンビス [(2, 6-ジプロモ-4, 1-フェニレン) オキシ] ジエタノール				
			39			1	39		N-イソプロビルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェナミホス			
1	56		586	イソプロビル=3-クロロカルバニラート	クロルプロファム又はIPC								
1	57		587	3-(4-イソプロビルフェニル)-2-メチルプロパノール									
1	58		588	4-イソプロビル-3-メチルフェノール									
1	59		40	イソプロビル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル) ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート	1	40		イソプロビル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル) ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート			
1	60		41	3'-イソプロポキシー-2-トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル	1	41		3'-イソプロポキシー-2-トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル			
			42			1	42		2-イミダゾリジンチオン				
			43			1	43		1, 1' - [イミノジ(オクタメチレン)] ジグアニジン	イミノクタジン			
1	61		589	1, 1' - (イミノジオクタメチレン) ジグアニジン=トリニアセタート	イミノクタジン酢酸塩								
1	62		44	インジウム及びその化合物		1	44		インジウム及びその化合物				
			45			1	45		エタンチオール				
1	63		590	エチリデンノルボルネン									
1	64		46	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ) フェノキシ] プロピオナート	キザロホップエチル	1	46		エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ) フェノキシ] プロピオナート	キザロホップエチル			
1	65		591	エチルシクロヘキサン									
1	66		592	5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキソ-[1, 3] ジオキソロ[4, 5-g] キノリン-7-カルボン酸	オキソリニック酸								
1	67		593	N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩									
1	68		47	O-エチル=O-(6-ニトロメタートリル)=セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス	1	47		O-エチル=O-(6-ニトロメタートリル)=セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス			
1	69		48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	E PN	1	48		O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	E PN			
1	70		49	N-(1-エチルプロビル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン	ベンディメタリン	1	49		N-(1-エチルプロビル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン	ベンディメタリン			
1	71		50	S-エチル=ヘキサヒドロー-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネート	1	50		S-エチル=ヘキサヒドロー-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネート			
			51			1	51		2-エチルヘキサン酸				
1	72		52	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート	アラニカルブ	1	52		エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート	アラニカルブ			
1	73		53	エチルベンゼン		1	53		エチルベンゼン				
1	74		54	O-エチル=S-1-メチルプロビル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル) ホスホノチオアート	ホスチアゼート	1	54		O-エチル=S-1-メチルプロビル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル) ホスホノチオアート	ホスチアゼート			
			55			1	55		エチレンイミン				

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種 類	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種 類	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別名			
1	75	○	56	エチレンオキシド		1	56	○	エチレンオキシド				
1	76		57	エチレングリコールモノエチルエーテル		1	57		エチレングリコールモノエチルエーテル				
1	77		594	エチレングリコールモノブチルエーテル	ブチルセロソルブ								
1	78		58	エチレングリコールモノメチルエーテル		1	58		エチレングリコールモノメチルエーテル				
1	79		59	エチレンジアミン		1	59		エチレンジアミン				
1	80		595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		1	60		エチレンジアミン四酢酸				
1	81		61	N, N' -エチレンビス(ジオカルバミン酸) マンガン	マンネブ	1	61		N, N' -エチレンビス(ジオカルバミン酸) マンガン	マンネブ			
1	82		62	N, N' -エチレンビス(ジオカルバミン酸) マンガンとN, N' -エチレンビス(ジオカルバミン酸) 亜鉛の錯化合物	マンコゼブ 又はマンゼブ	1	62		N, N' -エチレンビス(ジオカルバミン酸) マンガンとN, N' -エチレンビス(ジオカルバミン酸) 亜鉛の錯化合物	マンコゼブ 又はマンゼブ			
1	83		63	1, 1' -エチレーン-2, 2' -ビピリジニウム=ジブロミド	ジケアトジブロミド又はジクワット	1	63		1, 1' -エチレーン-2, 2' -ビピリジニウム=ジブロミド	ジケアトジブロミド又はジクワット			
1	84		596	(4-エトキシフェニル) [3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル) ブロビル] ジメチルシラン	シラフルオフェン								
1	85		64	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルブロビル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンブロックス	1	64		2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルブロビル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンブロックス			
1	86		65	エピクロロヒドリン		1	65		エピクロロヒドリン				
1	87		66	1, 2-エポキシブタン		1	66		1, 2-エポキシブタン				
			67			1	67		2, 3-エポキシ-1-プロパノール				
1	88		68	1, 2-エポキシプロパン	酸化プロピレン	1	68		1, 2-エポキシプロパン	酸化プロピレン			
			69			1	69		2, 3-エポキシプロビル=フェニルエーテル				
			70				1	70		エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物		
			71			1	71		塩化第二鉄				
1	89		72	塩化バラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)		1	72		塩化バラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)				
1	90		597	塩化直鎖バラフィン(炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)									
1	91		598	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩									
1	92		599	オキサシクロヘキサデカン-2-オン									
1	93		477	4, 4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド		2	15						
1	94		73	1-オクタノール		1	73		1-オクタノール				
1	95		600	オクタブロモジフェニルエーテル									
1	96		601	オクタメチルシクロテトラシロキサン									
1	97		602	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩									
1	98		603	過酢酸									
1	99	○	75	カドミウム及びその化合物		1	75	○	カドミウム及びその化合物				
			76			1	76		イブシロンーカプロラクタム				
1	100		604	カリウム=ジエチルジオカルバマート									
			77			1	77		カルシウムシアナミド				
1	101		78	2, 4-キシリノール		1	78		2, 4-キシリノール				
1	102		79	2, 6-キシリノール		1	79		2, 6-キシリノール				
1	103		80	キシレン		1	80		キシレン				

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種	号番号	特定第一種	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	特定第一種	物質名称	別名			
1	104		81	キノリン		1	81		キノリン				
1	105		82	銀及びその水溶性化合物		1	82		銀及びその水溶性化合物				
1	106		83	クメン		1	83		クメン				
1	107		84	グリオキサール		1	84		グリオキサール				
1	108		605	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩									
1	109		85	グルタルアルデヒド		1	85		グルタルアルデヒド				
1	110		86	クレゾール		1	86		クレゾール				
1	111		87	クロム及び三価クロム化合物		1	87		クロム及び三価クロム化合物				
1	112	○	88	六価クロム化合物		1	88	○	六価クロム化合物				
1	113		89	クロロアニリン		1	89		クロロアニリン				
1	114		606	1-(2-クロロイミダゾ[1,2-a]ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4,6-ジメトキシビリミジン-2-イル)尿素	イマゾスルフロン								
1	115		90	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソブロビルアミノ-1,3,5-トリアジン	アトラジン	1	90		2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソブロビルアミノ-1,3,5-トリアジン		アトラジン		
1	116		91	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオノニトリル	シアナジン	1	91		2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオノニトリル		シアナジン		
1	117		92	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンビラド	1	92		4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド		トルフェンビラド		
1	118		93	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロール	1	93		2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド		メトラクロール		
1	119		607	2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N-[(1R)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの混合物(2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。)	S-メトラクロール								
1	120	○	94	クロロエチレン	塩化ビニル	1	94	○	クロロエチレン		塩化ビニル		
1	121		95	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ビリジル)-アルファ,アルファ,アルファートリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラ-トルイジン	フルアジナム	1	95		3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ビリジル)-アルファ,アルファ,アルファートリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラ-トルイジン		フルアジナム		
1	122		96	1-[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル]メチル]-1H-1,2,4-トリアゾール	ジフェノコナゾール	1	96		1-[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル]メチル]-1H-1,2,4-トリアゾール		ジフェノコナゾール		
			97			1	97		1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン				
1	123		98	クロロ酢酸		1	98		クロロ酢酸				
			99			1	99		クロロ酢酸エチル				
1	124		100	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド	プレチラクロール	1	100		2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド		プレチラクロール		
1	125		101	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド	アラクロール	1	101		2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド		アラクロール		
1	126		608	3-(4-クロロ-5-シクロベンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソブロピリデン-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン	ペントキサン								
1	127		609	5-クロロ-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)フェノール	トリクロサン								
			102			1	102		1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン				
1	128		610	(RS)-5-クロロ-N-(1,3-ジヒドロ-1,1,3-トリメチルイソベンゾフラン-4-イル)-1,3-ジメチル-1H-ビラゾール-4-カルボキサミド	フラメトビル								

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種	号番号	特定第一種	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	特定第一種	物質名称	別名			
1	129		103	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	H C F C - 1 4 2 b	1	103		1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	H C F C - 1 4 2 b			
1	130		104	クロロジフルオロメタン	H C F C - 2 2	1	104		クロロジフルオロメタン	H C F C - 2 2			
1	131		611	3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキサンリド	チアジニル								
1	132		612	(R S)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミド								
1	133		613	(S)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミドP								
1	134		614	3-クロロ-N-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル)ピラゾール-5-スルホンアミド	メタゾスルフロン								
1	135		615	3-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1, 3, 5-オキサジアジナン-4-イミン	チアメトキサム								
1	136		616	(E)-1-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン	クロチアニジン								
1	137		105	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	H C F C - 1 2 4	1	105		2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	H C F C - 1 2 4			
1	138		106	クロロトリフルオロエタン	H C F C - 1 3 3	1	106		クロロトリフルオロエタン	H C F C - 1 3 3			
			107			1	107		クロロトリフルオロメタン	C F C - 1 3			
1	139		108	(R S)-2-(4-クロロ-オルト-トリルオキシ)プロピオン酸	メコブロップ	1	108		(R S)-2-(4-クロロ-オルト-トリルオキシ)プロピオン酸	メコブロップ			
			109			1	109		オルト-クロロトルエン				
			110			1	110		パラ-クロロトルエン				
			111			1	111		2-クロロ-4-ニトロアニリン				
			112			1	112		2-クロロニトロベンゼン				
1	140		113	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン	シマジン又はC A T	1	113		2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン	シマジン又はC A T			
1	141		617	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン	アセタミブリド								
1	142		618	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン	イミダクロブリド								
1	143		619	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1, 3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド	チアクロブリド								
			114			1	114		(R S)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン	インダノファン			
1	144		115	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド	1	115		4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド			
			116			1	116		(4 R S, 5 R S)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシシアゾクス			
1	145		117	(R S)-1-パラ-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール	1	117		(R S)-1-パラ-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール			
			118			1	118		2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル	ミクロブタニル			

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種	号番号	特定第一種	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	特定第一種	物質名称	別名			
			119			1	119		(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル) ブチロニトリル	フェンブコナゾール			
			120			1	120		オルト-クロロフェノール				
1	146		121	パラークロロフェノール		1	121		パラークロロフェノール				
			122			1	122		2-クロロプロビオン酸				
1	147		123	3-クロロプロベン	塩化アリル	1	123		3-クロロプロベン	塩化アリル			
1	148		124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル) 尿素	クミルロン	1	124		1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル) ウレア	クミルロン			
1	149		125	クロロベンゼン		1	125		クロロベンゼン				
1	150		126	クロロペンタフルオロエタン	CFC-1 15	1	126		クロロペンタフルオロエタン	CFC-1 15			
1	151		127	クロロホルム		1	127		クロロホルム				
1	152		620	2-[2-クロロ-4-メシリ-3-[[(テトラヒドロフラン-2-イルメトキシ) メチル] ベンゾイル] シクロヘキサン-1, 3-ジオノン	テフリルトリオノン								
1	153		621	3-(2-クロロ-4-メシリベンゾイル)-4-フェニルスルファニルビシクロ[3.2.1]オクタ-3-エン-2-オン	ベンゾビシクロノン								
1	154		128	クロロメタン	塩化メチル	1	128		クロロメタン	塩化メチル			
1	155		622	(E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6-メチルビリジン-2-イルメトキシミノ) エチル] ベンジル] カルバミン酸メチル	ピリベンカルブ								
			129			1	129		4-クロロ-3-メチルフェノール				
			130			1	130		(4-クロロ-2-メチルフェノキシ) 酢酸	MCP又は MCPA			
			131			1	131		3-クロロ-2-メチル-1-プロベン				
1	156		132	コバルト及びその化合物		1	132		コバルト及びその化合物				
1	157		133	酢酸2-エトキシエチル	エチレンジリコールモノエチルエーテルアセテート	1	133		酢酸2-エトキシエチル	エチレンジリコールモノエチルエーテルアセテート			
1	158		134	酢酸ビニル		1	134		酢酸ビニル				
1	159		623	酢酸ヘキシル									
1	160		135	酢酸2-メトキシエチル	エチレンジリコールモノメチルエーテルアセテート	1	135		酢酸2-メトキシエチル	エチレンジリコールモノメチルエーテルアセテート			
1	161		624	サリチル酸メチル									
			136			1	136		サリチルアルデヒド				
			137			1	137		シアナミド				
			138			1	138		(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット			
			139			1	139		(S)-アルファーアシノ-3-フェノキシベンジル= (1R, 3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラブロモエチル) シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン			
			140			1	140		(RS)-アルファーアシノ-3-フェノキシベンジル= 2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンプロパトリン			
1	162		141	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチル尿素	シモキサン	1	141		トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア	シモキサン			
			142			1	142		2,4-ジアミノアニソール				
1	163		143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル		1	143		4,4'-ジアミノジフェニルエーテル				
1	164		144	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）		1	144		無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）				
1	165		625	ジイソプロビルナフタレン									
1	166		626	ジエタノールアミン									
			145			1	145		2-(ジエチルアミノ)エタノール				
1	167		146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホスメチル	1	146		O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホスメチル			

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化學物質						
種 類	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物質名稱	別名	種 類	号 番 号	特定 第一 種	物質名稱	別名			
1	168		147	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	1	147		N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ			
1	169		148	N, N-ジエチル-3-(2, 4, 6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストロール	1	148		N, N-ジエチル-3-(2, 4, 6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストロール			
1	170		627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル									
1	171		149	四塩化炭素			1	149	四塩化炭素				
1	172		628	1, 4-ジオキサンクロヘブタデカン-5, 1-ジオノン									
1	173		150	1, 4-ジオキサン		1	150	1, 4-ジオキサン					
			151			1	151	1, 3-ジオキソラン					
1	174		152	1, 3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)-プロパン	カルタップ	1	152	1, 3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)-プロパン	カルタップ				
1	175		153	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパー-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン	1	153	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパー-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン				
1	176		629	シクロヘキサン									
1	177		630	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル									
1	178		154	シクロヘキシリアミン		1	154	シクロヘキシリアミン					
			155			1	155	N-(シクロヘキシリチオ)フタルイミド					
1	179		631	シクロヘキセン									
1	180		156	ジクロロアニリン		1	156	ジクロロアニリン					
1	181		157	1, 2-ジクロロエタン		1	157	1, 2-ジクロロエタン					
1	182		158	1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン	1	158	1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン				
1	183		632	1, 2-ジクロロエチレン		1	159	シス-1, 2-ジクロロエチレン					
						2	24						
1	184		633	4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2H)-オン									
1	185		634	3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサニド	イソチアニル								
1	186	O	160	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン		1	160	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン					
1	187		161	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	1	161	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12				
1	188		162	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド	1	162	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド				
1	189		163	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	1	163	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114				
1	190		164	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン	H C F C - 1 2 3	1	164	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン	H C F C - 1 2 3				
1	191		635	2', 4-ジクロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-4'-ニトロメタートルエンスルホンアニリド	フルスルファミド								
1	192		636	O-(2, 6-ジクロロ-1, 1-トリフルオロエタン)=O-ジメチル=ホスホロチオアート	トルクロホスメチル								
			165			1	165	2, 4-ジクロロトルエン					
1	193		490	2-[4-(2, 4-ジクロロメタートルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ	2	28						
			166			1	166	1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン					
			167			1	167	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン					
1	194		168	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イブロジオイン	1	168	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イブロジオイン				
1	195		637	1-(2, 4-ジクロロフェニル)-N-(2, 4-ジフルオロフェニル)-N-イソプロピル-5-オキソ-4, 5-ジヒドロ-1H-1, 2, 4-トリアゾール-4-カルボキサミド	イブフェンカルバゾン								

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種 類	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別 名	種 類	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別 名			
1	196		638	N-(3, 5-ジクロロフェニル)-1, 2-ジメチルシクロプロパン-1, 2-ジカルボキシミド	プロシミドン								
1	197		169	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジウロン又はDCMU	1 169	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU						
			170			1 170	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール					
1	198		171	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物	プロピコナゾール	1 171	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物	プロピコナゾール					
1	199		172	3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン	オキサジクロメホン	1 172	3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン	オキサジクロメホン					
			173			1 173	(RS)-3-(3, 5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1, 3-オキサジン-2, 4-ジオン	ピンクロジリン					
1	200		174	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニュロン	1 174	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニュロン					
1	201		175	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	2, 4-D 又は2, 4-PA	1 175	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	2, 4-D 又は2, 4-PA					
1	202		176	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン	H C F C - 1 4 1 b	1 176	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン	H C F C - 1 4 1 b					
1	203		639	2, 3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド	フルオルイミド								
1	204		177	ジクロロフルオロメタン	H C F C - 2 1	1 177	ジクロロフルオロメタン	H C F C - 2 1					
1	205		498	1, 3-ジクロロ-2-ブロパノール		2 36							
1	206	O	178	1, 2-ジクロロプロパン		1 178	1, 2-ジクロロプロパン						
1	207		179	1, 3-ジクロロプロベン	D-D	1 179	1, 3-ジクロロプロベン	D-D					
			180			1 180	3, 3'-ジクロロベンジン						
1	208		181	ジクロロベンゼン		1 181	ジクロロベンゼン						
1	209		182	2-[4-(2, 4-ジクロロベンジル)-1, 3-ジメチル-5-ビラゾリルオキシ]アセトフェノン	ビラゾキシフェン	1 182	2-[4-(2, 4-ジクロロベンジル)-1, 3-ジメチル-5-ビラゾリルオキシ]アセトフェノン	ビラゾキシフェン					
1	210		183	4-(2, 4-ジクロロベンジル)-1, 3-ジメチル-5-ビラゾリル=4-トルエニスルホナート	ビラゾレート	1 183	4-(2, 4-ジクロロベンジル)-1, 3-ジメチル-5-ビラゾリル=4-トルエニスルホナート	ビラゾレート					
1	211		184	2, 6-ジクロロベンジニトリル	ジクロベニル又はDBN	1 184	2, 6-ジクロロベンジニトリル	ジクロベニル又はDBN					
1	212		185	ジクロロペンタフルオロプロパン	H C F C - 2 2 5	1 185	ジクロロペンタフルオロプロパン	H C F C - 2 2 5					
1	213		186	ジクロロメタン	塩化メチレン	1 186	ジクロロメタン	塩化メチレン					
1	214		640	2-(2, 4-ジクロロ-3-メチルフェニキシ)プロビオンアニリド	クロメブロップ								
1	215		187	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン	ジチアノン	1 187	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン	ジチアノン					
1	216		188	N, N-ジシクロヘキシルアミン		1 188	N, N-ジシクロヘキシルアミン						
			189			1 189	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド						
1	217		190	ジシクロベンタジエン		1 190	ジシクロベンタジエン						

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質							
種	号番号	特定第一種	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	特定第一種	物質名称	別名				
1	218		191	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸 ジイソプロビル	イソプロチオラン	1	191		1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸 ジイソプロビル	イソプロチオラン				
			192				1	192	ジチオリん酸O-エチル-S, S-ジフェニル	エディフェンホス又はEDDP				
			193				1	193	ジチオリん酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン又はジスルホトン				
			194				1	194	ジチオリん酸O, O-ジエチル-S-[ (6-クロロ-2, 3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサブリニル) メチル]	ホサン				
1	219		195	ジチオリん酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-ブロピル	ブロチオホス	1	195		ジチオリん酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-ブロピル	ブロチオホス				
1	220		196	ジチオリん酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル) メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP	1	196		ジチオリん酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル) メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP				
1	221		197	ジチオリん酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル) エチル	マラソン又はマラチオ	1	197		ジチオリん酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル) エチル	マラソン又はマラチオ				
1	222		198	ジチオリん酸O, O-ジメチル-S-[ (N-メチルカルバモイル) メチル]	ジメトエート	1	198		ジチオリん酸O, O-ジメチル-S-[ (N-メチルカルバモイル) メチル]	ジメトエート				
1	223		641	(3R, 4S, 5S, 6R, 7R, 9R, 11R, 12R, 13S, 14R)-4-[ (2, 6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファ-L-リボヘキソピラノシリ) オキシ]-14-エチル-1, 2, 13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3, 5, 7, 9, 11, 1, 13-ヘキサメチル-6-[ [3, 4, 6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-ベータ-D-キシロ-ヘキソピラノシリ] オキシ] オキサシクロテトラデカン-2, 10-ジオン	クラリスロマイシン									
1	224		642	ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩										
1	225		643	四ナトリウム=5, 8-ビス(カルボジチオアト)-2, 5, 8, 11, 14-ペンタアザベンタデカンビス(ジチオアート)										
1	226		199	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ) ベンゼンスルホнат]	C1フルオレスセント260	1	199		ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ) ベンゼンスルホнат]	C1フルオレスセント260				
1	227		200	ジニトロトルエン		1	200		ジニトロトルエン					
1	228		201	2, 4-ジニトロフェノール		1	201		2, 4-ジニトロフェノール					
1	229		202			1	202		ジビニルベンゼン					
1	230		203	ジフェニルアミン		1	203		ジフェニルアミン					
			204			1	204		ジフェニルエーテル					
			205			1	205		1, 3-ジフェニルグアニジン					
1	231		206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラン	カルボスルファン	1	206		N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラン	カルボスルファン				
1	232		207	2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール		1	207		2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール					
			208			1	208		2, 4-ジーターシャリーブチルフェノール					
1	233		645	4-(2, 2-ジフルオロー-1, 3-ベンゾジオキソル-4-イル)-1H-ビロール-3-カルボニトリル	フルジオキソニル									
1	234		646	N, N-ジブロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル	プロスルホカルブ									
1	235		45	1, 2-ジプロモエタン	二臭化エチレン又はEDB	2	45							

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種	号番号	特定第一種	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	特定第一種	物質名称	別名			
1	236		209	ジプロモクロロメタン		1	209		ジプロモクロロメタン				
1	237		210	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド		1	210		2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド				
1	238		211	ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2 402	1	211		ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2 402			
1	239		647	2', 6'-ジプロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアゾール-5-カルボキサンリド	チフルザミド								
1	240		511	ジベンジルエーテル		2	49						
1	241		212	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート	1	212		(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート			
1	242		213	N, N-ジメチルアセトアミド		1	213		N, N-ジメチルアセトアミド				
	214					1	214		2, 4-ジメチルアニリン				
	215					1	215		2, 6-ジメチルアニリン				
	216					1	216		N, N-ジメチルアニリン				
1	243		217	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアノン	チオシクラム	1	217		5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアノン	チオシクラム			
1	244		648	(4S, 4aR, 5S, 5aR, 6S, 12aS)-4-(ジメチルアミノ)-3, 5, 6, 10, 12, 12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1, 11-ジオキソ-1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a-オクタヒドロテトラセン-2-カルボキサンミド	オキシテトラサイクリン								
1	245		218	ジメチルアミン		1	218		ジメチルアミン				
1	246		649	3-(3, 3-ジメチルウレイド)フェニル=ターシャリーブチルカルバマート	カルブチレート								
1	247		650	(2E)-3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエニル=アセタート	酢酸ゲラニル								
1	248		651	N, N-ジメチルオクタデシルアミン									
1	249		652	3, 7-ジメチルオクターン-3-オール									
1	250		219	ジメチルジスルフィド		1	219		ジメチルジスルフィド				
	220					1	220		ジメチルジオカルバミン酸の水溶性塩				
1	251		221	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソブロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ	1	221		2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソブロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ			
	222					1	222		N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル	フェノチオカルブ			
1	252		223	N, N-ジメチルドデシルアミン		1	223		N, N-ジメチルドデシルアミン				
1	253		224	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド		1	224		N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド				
1	254		225	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロルホン又はDEP	1	225		ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロルホン又はDEP			
	226					1	226		1, 1-ジメチルヒドラジン				
1	255		227	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド	パラコート又はパラコートジクロリド	1	227		1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド	パラコート又はパラコートジクロリド			
	228					1	228		3, 3'-ジメチルビフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート				
1	256		653	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン									
1	257		229	ジメチル=4, 4'- (オルトフェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル	1	229		ジメチル=4, 4'- (オルトフェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル			
1	258		654	3, 3-ジメチルブタン酸=3-メチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4. 4]ノナ-3-エン-4-イル	スピロメシフエン								
1	259		655	(RS)-N-[2-(1, 3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1-H-ビラゾール-4-カルボキサンミド	ベンチオビラド								

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種	号番号	特定第一種	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	特定第一種	物質名称	別名			
1	260		230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン		1	230		N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン				
1	261		656	2'-([(RS)-1,3-ジメチルブチル]-5-フルオロ-1,3-ジメチルビラゾール-4-カルボキサンリド	ベンフルフェン								
1	262		657	2,2-ジメチルプロパン酸=(E)-2-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1,3,4-トリメチルビラゾール-5-イル)ビニル	シエノビラフェン								
1	263		658	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル	エスプロカルブ								
			231			1	231		3,3'-ジメチルベンジン		オルトートリジン		
1	264		232	N,N-ジメチルホルムアミド		1	232		N,N-ジメチルホルムアミド				
1	265		659	2,2-ジメチル-3-メチリデンビクロ[2.2.1]ヘプタン	カンフェン								
1	266		660	N'-(1,1-ジメチル-2-(メチルスルホニル)エチル)-3-ヨード-N-[2-メチル-4-[1,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]フェニル]フルベンジアミド	フルベンジアミド								
1	267		661	1,2-ジメトキシエタン									
1	268		662	アルファー-(4,6-ジメトキシ-2-ビリミジニルカルバモイルスルファモイル)-オルト-トルイル酸メチル	ベンスルフロンメチル								
1	269		663	(RS)-7-(4,6-ジメトキシビリミジン-2-イルチオ)-3-メチル-2-ベンゾフラン-1(3H)-オン	ビリフタリド								
1	270		233	2-[ジメトキシホスフィノチオイル]チオ]-2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又はPAP	1	233		2-[ジメトキシホスフィノチオイル]チオ]-2-フェニル酢酸エチル		フェントエート又はPAP		
			234			1	234		臭素				
			235			1	235		臭素酸の水溶性塩				
1	271		236	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル	1	236		3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル		アイオキシニル		
1	272		237	水銀及びその化合物		1	237		水銀及びその化合物				
1	273		238	水素化テルフェニル		1	238		水素化テルフェニル				
1	274		664	有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシドを除く。)		1	239		有機スズ化合物				
1	275		240	スチレン		1	240		スチレン				
			241			1	241		2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエストルナトリウム塩				
1	276		665	セリウム及びその化合物									
1	277		242	セレン及びその化合物		1	242		セレン及びその化合物				
1	278	○	243	ダイオキシン類		1	243	○	ダイオキシン類				
1	279		666	タリウム及びその化合物									
1	280		667	炭化けい素									
1	281		668	炭酸リチウム									
1	282		244	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン	ダゾメット	1	244		2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン		ダゾメット		
1	283		669	チオシアノ酸銅(I)									
1	284		245	チオ尿素		1	245		チオ尿素				
			246			1	246		チオフェノール				
			247			1	247		チオリん酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ビラジリル-O-エチル-S-ブロビル		ピラクロホス		
1	285		670	チオリん酸O-4-シアノフェニル-O,O-ジメチル	シアノホス又はCYAP								
1	286		248	チオリん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ビリミジル)	ダイアジノン	1	248		チオリん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ビリミジル)		ダイアジノン		
1	287		249	チオリん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ビリジル)	クロルビリホス	1	249		チオリん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ビリジル)		クロルビリホス		

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化物質						
種	号番号	特定第一種	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	特定第一種	物質名称	別名			
1	288		250	チオリん酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)	イソキサチオン	1	250		チオリん酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)	イソキサチオン			
1	289		251	チオリん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェニトロチオン又はM E P	1	251		チオリん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェニトロチオン又はM E P			
1	290		252	チオリん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン又はM P P	1	252		チオリん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン又はM P P			
			253				1	253		チオリん酸O-4-ブロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロフェノホス		
1	291		254	チオリん酸S-ベンジル-O, O-ジイソブロピル	イプロベンホス又はI B P	1	254		チオリん酸S-ベンジル-O, O-ジイソブロピル	イプロベンホス又はI B P			
1	292		671	1, 1' - [ (1 R, 2 R, 3 S, 4 R, 5 R, 6 S) -4- [ 5-デオキシ-2-O- [ 2-デオキシ-2-(メチルアミノ)-アルファーレーグルコビラノシリ] -3-C-ホルミル-アルファーレーキソフルノシリ] オキシ] -2, 5, 6-トリヒドロキシシクロヘキサン-1, 3-ジイル] ジグアニジン	ストレブトマイシン								
1	293		672	(2 R, 3 a S, 5 a R, 5 b S, 9 S, 13 S, 14 R, 16 a S, 16 b R) -2- [ (6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファーレマンノビラノシリ) オキシ] -1 3- [ [ 4- (ジメチルアミノ) -2, 3, 4, 6-テトラデオキシベータ-D-エリトロ-ヘキソビラノシリ] オキシ] -9-エチル-1 4-メチル-2, 3, 3 a, 5 a, 5 b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16 a, 16 b-テトラデカヒドロ-1 H-a s-インダゼノ[3, 2-d] オキサシクロドデシ-7, 15-ジオン(別名スピノシンA) 及び(2 S, 3 a R, 5 a S, 5 b S, 9 S, 13 S, 14 R, 16 a S, 16 b S) -2- [ (6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファーレマンノビラノシリ) オキシ] -1 3- [ [ 4- (ジメチルアミノ) -2, 3, 4, 6-テトラデオキシベータ-D-エリトロ-ヘキソビラノシリ] オキシ] -9-エチル-4, 1 4-ジメチル-2, 3 a, 5 a, 5 b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16 a, 16 b-テトラデカヒドロ-1 H-a s-インダゼノ[3, 2-d] オキサシクロドデシ-7, 15-ジオン(別名スピノシンD) の混合物	スピノサド								
1	294		673	デカナール	デシルアルデヒド								
1	295		255	デカブロモジフェニルエーテル		1	255		デカブロモジフェニルエーテル				
			256				1	256		デカン酸			
1	296		258	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 1 (3, 7)] デカン	ヘキサメチレンテトラミン	1	258		1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 1 (3, 7)] デカン	ヘキサメチレンテトラミン			
1	297		259	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフライム	1	259		テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフライム			
1	298		260	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はT P N	1	260		テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はT P N			
1	299		261	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3 H)-オノン	フサライド	1	261		4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3 H)-オノン	フサライド			
1	300		60	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	四塩化アセチレン	2	60						
1	301		262	テトラクロロエチレン			1	262		テトラクロロエチレン			
			263				1	263		テトラクロロジフルオロエタン	C F C - 1 1 2		
			264				1	264		2, 3, 5, 6-テトラクロロ-パラーベンゾキノン			

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種 類	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種 類	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別名			
1	302		674	テトラヒドロフラン									
1	303		265	テトラヒドロメチル無水フタル酸		1	265		テトラヒドロメチル無水フタル酸				
1	304		675	テラフルオロエチレン									
1	305		676	2, 2, 3, 3-テラフルオロプロピオン酸ナトリウム	テラビオニ又はフルプロパネートナトリウム塩								
1	306		266	2, 3, 5, 6-テラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリニ	1	266		2, 3, 5, 6-テラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリニ			
1	307		677	テラメチルアンモニウム=ヒドロキシド									
1	308		267	3, 7, 9, 13-テラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テラアザベンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン	チオジカルブ	1	267		3, 7, 9, 13-テラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テラアザベンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン	チオジカルブ			
1	309		268	テラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム	1	268		テラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム			
1	310		678	1-[ (1R, 2R, 5S, 7R)-2, 6, 6, 8-テラメチルトリシクロ [5. 3. 1. 0 (1, 5)] ウンデカ-8-エン-9-イル] エタノン									
			269			1	269		3, 7, 11, 15-テラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール	イソフィトール			
1	311		679	テルル及びその化合物									
1	312		270	テレフタル酸		1	270		テレフタル酸				
1	313		271	テレフタル酸ジメチル		1	271		テレフタル酸ジメチル				
1	314		272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)		1	272		銅水溶性塩(錯塩を除く。)				
1	315		273	1-ドデカノール	ノルマルードデシルアルコール	1	273		1-ドデカノール	ノルマルードデシルアルコール			
1	316		680	ドекан-1-チオール									
			274			1	274		ターシャリードデカンチオール				
1	317		681	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ) アセタート									
1	318		275	ドデシル硫酸ナトリウム		1	275		ドデシル硫酸ナトリウム				
			276			1	276		3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン	テラエチレンベンタミン			
1	319		682	1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン	メラミン								
1	320		683	トリイソプロパノールアミン									
1	321		277	トリエチルアミン		1	277		トリエチルアミン				
			278			1	278		トリエチレンテラミン				
1	322		684	トリオクチルアミン									
1	323		279	1, 1, 1-トリクロロエタン		1	279		1, 1, 1-トリクロロエタン				
1	324		280	1, 1, 2-トリクロロエタン		1	280		1, 1, 2-トリクロロエタン				
1	325	○	281	トリクロロエチレン		1	281		トリクロロエチレン				
			282			1	282		トリクロロ酢酸				
			283			1	283		2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン				
1	326		284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-1 13	1	284		トリクロロトリフルオロエタン	CFC-1 13			
1	327		285	トリクロロニトロメタン	クロロビクリン	1	285		トリクロロニトロメタン	クロロビクリン			
1	328		286	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ビリジル)オキシ酢酸	トリクロビル	1	286		(3, 5, 6-トリクロロ-2-ビリジル)オキシ酢酸	トリクロビル			
1	329		287	2, 4, 6-トリクロロフェノール		1	287		2, 4, 6-トリクロロフェノール				
1	330		288	トリクロロフルオロメタン	CFC-1 1	1	288		トリクロロフルオロメタン	CFC-1 1			
1	331		289	1, 2, 3-トリクロロプロパン		1	289		1, 2, 3-トリクロロプロパン				
1	332		290	トリクロロベンゼン		1	290		トリクロロベンゼン				
1	333		685	N-(トリクロロメチルチオ)-1, 2, 3, 6-テラヒドロフルイミド	キャプタン								
1	334		686	トリシクロ[5. 2. 1. 0 (2, 6)] デカ-4-エン-3-イル=プロピオナート									

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種	号番号	特定第一種	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	特定第一種	物質名称	別名			
			291			1	291		1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオニ				
1	335		292	トリブチルアミン		1	292		トリブチルアミン				
1	336		293	アルファ、アルファ、アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-1-パラ-トルイジン	トリフルラリン	1	293		アルファ、アルファ、アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-1-パラ-トルイジン	トリフルラリン			
			294			1	294		2, 4, 6-トリブロモフェノール				
1	337		66	トリブロモメタン	ブロモホルム	2	66						
1	338		687	トリメチルアミン									
1	339		688	トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩									
1	340		689	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン									
1	341		690	N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩									
			295			1	295		3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール				
1	342		691	トリメチルベンゼン		1	296		1, 2, 4-トリメチルベンゼン				
						1	297		1, 3, 5-トリメチルベンゼン				
1	343		692	2, 4, 4-トリメチルベンター-1-エン及び2, 4, 4-トリメチルベンター-2-エンの混合物									
1	344		693	トリメトキシ-[3-(オキシラン-2-イルメトキシ)プロピル]シラン									
1	345		298	トリレンジイソシアネート		1	298		トリレンジイソシアネート				
1	346	○	299	トルイジン		1	299		トルイジン				
1	347		300	トルエン		1	300		トルエン				
			301			1	301		トルエンジアミン				
1	348		694	ナトリウム=アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム=ヒドロキシアルカルスルホナート(アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物									
1	349		695	ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ(5)-ビリジン-2-チオラート									
1	350		696	ナトリウム=(ドデカノイルオキシ)ベンゼンスルホナート									
1	351		530	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート		2	68						
1	352		302	ナフタレン		1	302		ナフタレン				
			303			1	303		1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート				
1	353	○	697	鉛及びその化合物		1	304		鉛				
			306			1	306		ニアクリル酸ヘキサメチレン				
			307			1	307		二塩化酸化ジルコニウム				
1	354		308	ニッケル		1	308		ニッケル				
1	355	○	309	ニッケル化合物		1	309	○	ニッケル化合物				
1	356		698	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩		1	310		ニトリロ三酢酸				
			311			1	311		オルト-ニトロアニソール				
1	357		312	オルト-ニトロアニリン		1	312		オルト-ニトロアニリン				
			313			1	313		ニトログリセリン				
1	358		314	パラ-ニトロクロロベンゼン		1	314		パラ-ニトロクロロベンゼン				
			315			1	315		オルト-ニトロトルエン				
1	359		316	ニトロベンゼン		1	316		ニトロベンゼン				
1	360		317	ニトロメタン		1	317		ニトロメタン				
1	361		318	二硫化炭素		1	318		二硫化炭素				
1	362		319	1-ノナノール	ノルマルーノニルアルコール	1	319		1-ノナノール			ノルマルーノニルアルコール	
1	363		321	バナジウム化合物		1	321		バナジウム化合物				
1	364		699	バラホルムアルデヒド									
			322			1	322		5'-(N, N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ)-2'-(2-ブロモ-4, 6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド				

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化物質						
種 類	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種 類	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別名			
1	365		700	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12, 14, 16, 18又は20のもの及びその混合物に限る。)									
1	366		701	2, 4-ビス(イソプロピルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	プロメトリン								
1	367		323	2, 4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	シメトリン	1	323		2, 4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	シメトリン			
1	368		702	ビス(2-エチルヘキシル)=(Z)-ブタ-2-エンジオアート									
			324			1	324		1, 3-ビス[(2, 3-エボキシプロピル)オキシ]ベンゼン				
1	369		325	ビス(8-キノリノラト)銅 又は有機銅	オキシン銅 又は有機銅	1	325		ビス(8-キノリノラト)銅	オキシン銅 又は有機銅			
			326			1	326		3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラジン	クロフェンチジン			
			327			1	327		1, 2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドライジン				
1	370		328	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム	1	328		ビス(N, N'-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム			
1	371		329	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート	1	329		ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート			
1	372		703	ビス(2-スルフィドビリジン-1-オラト)銅									
1	373		704	(T-4)-ビス[2-(チオキソーカップス)-ビリジン-1(2H)-オラト-カッパオ]亜鉛(II)									
1	374		705	ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ビペリジル)=セバケート									
1	375	○	706	ビス(トリプチルスズ)=オキシド		1	239		有機スズ化合物				
1	376		707	N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8, 10, 12, 14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z, 12Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエンアミド並びにこれらの混合物									
			330			1	330		ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド				
1	377		331	S, S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート	カズサホス	1	331		S, S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート	カズサホス			
1	378	○	332	砒素及びその無機化合物		1	332	○	砒素及びその無機化合物				
1	379		333	ヒドライジン		1	333		ヒドライジン				
			334			1	334		4-ヒドロキシ安息香酸メチル				
1	380		708	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩									
			335			1	335		N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド				
1	381		336	ヒドロキノン		1	336		ヒドロキノン				
1	382		337	4-ビニル-1-シクロヘキセン		1	337		4-ビニル-1-シクロヘキセン				
			338			1	338		2-ビニルビリジン				
			339			1	339		N-ビニル-2-ピロリドン				
1	383		340	ビフェニル		1	340		ビフェニル				
1	384		341	ビペラジン		1	341		ビペラジン				
1	385		709	ビペロナール	ヘリオトロピン								
1	386		342	ビリジン		1	342		ビリジン				
1	387		343	ビロカテコール	カテコール	1	343		ビロカテコール	カテコール			
			344			1	344		フェニルオキシラン				
			345			1	345		フェニルヒドライジン				
1	388		346	2-フェニルフェノール		1	346		2-フェニルフェノール				
1	389		347	N-フェニルマレイミド		1	347		N-フェニルマレイミド				
1	390		348	フェニレンジアミン		1	348		フェニレンジアミン				
1	391		349	フェノール		1	349		フェノール				

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種	号番号	特定第一種	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	特定第一種	物質名称	別名			
1	392		350	3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロブロパンカルボキシラート	ペルメトリン	1	350		3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロブロパンカルボキシラート	ペルメトリン			
1	393	○	351	1, 3-ブタジエン		1	351	○	1, 3-ブタジエン				
			352			1	352		フタル酸ジアリル				
			353			1	353		フタル酸ジエチル				
1	394		710	フタル酸ジオクチル									
1	395		354	フタル酸ジブチル		1	354		フタル酸ジノルマルーブチル				
1	396		355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		1	355		フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)				
1	397		356	フタル酸ブチル=ベンジル		1	356		フタル酸ノルマルーブチル=ベンジル				
1	398		711	2-ターシャリーブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルオキソ-1, 3, 5-トリアジン									
1	399		357	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソブロビル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジアジン-4-オン	ブロフェジン	1	357		2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソブロビル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジアジン-4-オン	ブロフェジン			
1	400		712	ターシャリーブチル=2-エチルベルオキシヘキサノアート									
1	401		358	N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3, 5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド	1	358		N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3, 5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド			
			359			1	359		ノルマルーブチル-2, 3-エボキシプロピルエーテル				
1	402		360	N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダツリル]カルバミン酸メチル	ベノミル	1	360		N-[1-(N-ノルマルーブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダツリル]カルバミン酸メチル	ベノミル			
1	403		361	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]ブロピオナート	シハロホップブチル	1	361		ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]ブロピオナート	シハロホップブチル			
1	404		362	1-ターシャリーブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンチウロン	1	362		1-ターシャリーブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンチウロン			
1	405		713	2-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート									
1	406		714	4-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート									
1	407		363	5-ターシャリーブチル-3-(2, 4-ジクロロ-5-イソブロボキシフェニル)-1, 3, 4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアゾン	1	363		5-ターシャリーブチル-3-(2, 4-ジクロロ-5-イソブロボキシフェニル)-1, 3, 4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアゾン			
			364			1	364		ターシャリーブチル=4-[[(1, 3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ビラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベニゾアート	フェンピロキシメート			
1	408		715	1-(5-ターシャリーブチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イル)-1, 3-ジメチル尿素	テブチウロン								
			365			1	365		ブチルヒドロキシアニソール	B H A			
			366			1	366		ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド				
1	409		716	2-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパン酸=2-メトキシエチル	シフルメトフェン								
1	410		717	3-(4-ターシャリーブチルフェニル)プロパン									
1	411		718	3-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-メチルプロパン									
			367			1	367		オルトーセカンダリーブチルフェノール				
1	412		719	2-ターシャリーブチルフェノール									
			368			1	368		4-ターシャリーブチルフェノール				
1	413		369	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-ブロピニル=スルフィット	プロパルギット又はB P P S	1	369		2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-ブロピニル=スルフィット	プロパルギット又はB P P S			
			370			1	370		2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルオキシ)-4-クロロ-3(2H)-ビリダジノン	ピリダベン			

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種 類	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種 類	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別名			
			371			1	371		N-（4-ターシャリーブチルベンジル）-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド			
			372			1	372		N-（ターシャリーブチル）-2-ベンゾチアゾールスルフェニアミド				
			373			1	373		2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール				
1	414		374	ふつ化水素及びその水溶性塩		1	374		ふつ化水素及びその水溶性塩				
1	415		375	2-ブテナール		1	375		2-ブテナール				
1	416		720	2-ターシャリーブチルエタノール									
1	417		376	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニド	ブタクロール	1	376		N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニド	ブタクロール			
			377			1	377		フラン				
1	418		721	フルフラール									
1	419		378	N, N'-ブロビレンビス（ジオカルバミン酸）と亜鉛の重合物	プロピネブ	1	378		N, N'-ブロビレンビス（ジオカルバミン酸）と亜鉛の重合物	プロピネブ			
			379			1	379		2-ブロビン-1-オール				
1	420		380	プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1 2 1 1	1	380		プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1 2 1 1			
1	421		722	4-ブロモ-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-(トリフルオロメチル)ピロール-3-カルボニトリル	クロルフェナビル								
1	422		723	3-ブロモ-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	クロラントラニリブロール								
1	423		381	プロモジクロロメタン		1	381		プロモジクロロメタン				
1	424		382	プロモトリフルオロメタン	ハロン-1 3 0 1	1	382		プロモトリフルオロメタン	ハロン-1 3 0 1			
1	425		383	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン	プロマシル	1	383		5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン	プロマシル			
1	426		724	3-(3-ブロモ-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イルスルホニル)-N, N-ジメチル-1, 2, 4-トリアゾール-1-スルホンアミド	アミスルブロム								
1	427		384	1-ブロモプロパン		1	384		1-ブロモプロパン				
1	428	○	385	2-ブロモプロパン		1	385	○	2-ブロモプロパン				
1	429		386	プロモメタン	臭化メチル	1	386		プロモメタン	臭化メチル			
			387			1	387		ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン	酸化フェンブタスズ			
1	430		388	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン又はベンゾエビン	1	388		6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン又はベンゾエビン			
1	431		389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド		1	389		ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド				
1	432		725	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1, 3, 5-トリアジン									
1	433		726	4, 6, 6, 7, 8, 8-ヘキサメチル-1, 3, 4, 6, 7, 8-ヘキサヒドロシクロペンタ [g] イソクロメン									
1	434		390	ヘキサメチレンジアミン		1	390		ヘキサメチレンジアミン				
1	435		391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		1	391		ヘキサメチレン=ジイソシアネート				
1	436		392	ヘキサン		1	392		ノルマル-ヘキサン				
1	437		727	ヘキサンジヒドラジド									
1	438		728	ヘキシリ=2-ヒドロキシベンゾアート									
1	439		729	1-ヘキセン									
1	440		393	ベタナフトール		1	393		ベタナフトール				
1	441		730	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-2, 3-エポキシ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン	ヘブタクロルエポキシド								
1	442		731	ヘブタン									
1	443		732	5-ヘプチルオキソラン-2-オン									

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種 類	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種 類	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別名			
1	444	○	394	ベリリウム及びその化合物		1	394	○	ベリリウム及びその化合物				
1	445		395	ペルオキソニ硫酸の水溶性塩		1	395		ペルオキソニ硫酸の水溶性塩				
1	446		733	ペルフルオロオクタン酸及びその塩	PFOA及びその塩	2	89						
1	447		396	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸)	PFOS	1	396		ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸)	PFOS			
1	448	○	397	ベンジリジン=トリクロリド		1	397	○	ベンジリジン=トリクロリド				
1	449		734	2-ベンジリデンオクタール									
1	450		398	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル	1	398		ベンジル=クロリド	塩化ベンジル			
1	451		399	ベンズアルデヒド		1	399		ベンズアルデヒド				
1	452	○	400	ベンゼン		1	400	○	ベンゼン				
1	453		401	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物		1	401		1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物				
1	454		735	3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イール)-2-メチルプロパン									
1	455		402	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアリド	メフェナセット	1	402		2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアリド	メフェナセット			
1	456		403	ベンゾフェノン		1	403		ベンゾフェノン				
1	457	○	404	ベンタクロロフェノール		1	404		ベンタクロロフェノール				
1	458		405	ほう素化合物		1	405		ほう素化合物				
1	459	○	406	ポリ塩化ビフェニル	PCB	1	406		ポリ塩化ビフェニル	PCB			
1	460		407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		1	407		ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)				
1	461		408	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		1	408		ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル				
1	462		410	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		1	410		ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル				
1	463		409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		1	409		ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム				
1	464	○	411	ホルムアルデヒド		1	411	○	ホルムアルデヒド				
1	465		412	マンガン及びその化合物		1	412		マンガン及びその化合物				
1	466		736	無水酢酸									
1	467		413	無水フタル酸		1	413		無水フタル酸				
			414			1	414		無水マレイン酸				
1	468		415	メタクリル酸		1	415		メタクリル酸				
			416			1	416		メタクリル酸2-エチルヘキシル				
			417			1	417		メタクリル酸2, 3-エボキシプロピル				
			418			1	418		メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル				
			419			1	419		メタクリル酸ノルマルーブチル				
1	469		420	メタクリル酸メチル		1	420		メタクリル酸メチル				
			421			1	421		4-メチリデンオキセタン-2-オン				
1	470		422	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン	1	422		(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン			
			423			1	423		メチルアミン				
1	471		424	メチル=イソチオシアネット		1	424		メチル=イソチオシアネット				
1	472		737	メチルイソブチルケトン									
1	473		738	メチル=2-(3-オキソ-2-ベンチルシクロヘキサ-2-エン)アセタート									
1	474		739	2-[メチル-[(Z)-オクタデカ-9-エノイル]アミノ]酢酸	オレオイルザルコシン								
			425			1	425		N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル	イソプロカルバミン酸2-イソプロピルフェニル又はMIPC			
1	475		426	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラン	カルボフラン	1	426		N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラン	カルボフラン			
1	476		427	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル又はNAC	1	427		N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル又はNAC			
1	477		428	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC	1	428		N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC			

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質							
種	号番号	特定第一種	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	特定第一種	物質名称	別名				
			429			1	429		メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ビリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロンメチル				
			430			1	430		メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4-a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ[1,2-e][1,3,4]オキサジアシン-4a-カルボキシラート	インドキサカルブ				
1	478		431	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ビリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート	アゾキシストロビン	1	431		メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ビリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート	アゾキシストロビン				
			432			1	432		3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザベンタ-1,4-ジエン	アミトラズ				
1	479		433	N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム	1	433		N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム				
1	480		740	N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム	メタムナトリウム塩									
1	481		741	N-メチルジデカン-1-イルアミン										
			434			1	434		メチル-N',N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサミイミデート	オキサミル				
			435			1	435		メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ビリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート	ピリミノバックメチル				
1	482		436	アルファーアメチルスチレン		1	436		アルファーアメチルスチレン					
1	483		742	2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1,2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン	ジメタメトリン									
			437			1	437		3-メチルチオプロパンール					
1	484		743	メチル=ドデカノアート										
1	485		744	(E)-3-メチル-4-(2,6,6トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン										
1	486		438	メチルナフタレン		1	438		メチルナフタレン					
1	487		745	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン	ジノテフラン									
1	488		439	3-メチルピリジン		1	439		3-メチルピリジン					
1	489		746	N-メチル-2-ピロリドン										
			440			1	440		1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド					
1	490		747	2-メチルプロパン-2-チオール										
			441			1	441		2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール					
1	491		95	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート	カルベンダジム	2	95							
1	492		748	3-メチルベンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1,6-ジエンの反応生成物であって、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの										
1	493		442	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド	メプロニル	1	442		2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド	メプロニル				
1	494		443	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート	メソミル	1	443		S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート	メソミル				
1	495		444	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-[[[[((E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート	トリフロキシストロビン	1	444		メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-[[[[((E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート	トリフロキシストロビン				

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質						
種 類	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種 類	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別名			
1	496		445	メチル= (E) -メトキシイミノ [2-(オルト-トリルオキシメチル) フェニル] アセタート	クレソキシムメチル	1	445		メチル= (E) -メトキシイミノ [2-(オルト-トリルオキシメチル) フェニル] アセタート	クレソキシムメチル			
1	497		446	4, 4' -メチレンジアニリン		1	446		4, 4' -メチレンジアニリン				
			447			1	447		メチレンビス (4, 1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート				
1	498		448	メチレンビス (4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート		1	448		メチレンビス (4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート				
1	499		749	3-メトキシアニリン									
1	500		750	(E)-2-メトキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル) アセトアミド	メトミノストロビン								
1	501		751	2-(2-メトキシエトキシ) エタノール									
1	502		449	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート	フェンメディファム	1	449		3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート	フェンメディファム			
1	503		450	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル	ピリブチカルブ	1	450		N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル	ピリブチカルブ			
			451			1	451		2-メトキシ-5-メチルアニリン				
1	504		752	1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ) エタン									
			452			1	452		2-メルカブベンゾチアゾール				
1	505		453	モリブデン及びその化合物		1	453		モリブデン及びその化合物				
			454			1	454		2-(モルホリノジチオ) ベンゾチアゾール				
			455			1	455		モルホリン				
1	506		753	硫化 (2, 4, 4-トリメチルベンテン)									
1	507		754	硫酸ジメチル									
1	508		456	りん化アルミニウム		1	456		りん化アルミニウム				
1	509		562	りん酸ジチル=フェニル		2	100						
1	510		457	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル	ジクロルボス又はDDVP	1	457		りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル	ジクロルボス又はDDVP			
1	511		458	りん酸トリス (2-エチルヘキシル)		1	458		りん酸トリス (2-エチルヘキシル)				
1	512		459	りん酸トリス (2-クロロエチル)		1	459		りん酸トリス (2-クロロエチル)				
1	513		460	りん酸トリトリル		1	460		りん酸トリトリル				
1	514		461	りん酸トリフェニル		1	461		りん酸トリフェニル				
1	515		462	りん酸トリブチル		1	462		りん酸トリノルマルーブチル				

## 2. 第二種指定化学物質（新旧対照表）

●令和3年10月に化管法改正施行令が公布、令和5年4月1日に施行されました。指定化学物質が見直しされ、第二種指定化学物質は現行の100物質から134物質となっています。

●改正により、除外された物質、新たに追加された物質等がありますのでご注意ください。

●令和5年4月1日からの物質（2021（令和3）年度改正施行令第二種指定化学物質）の一覧リストは以下をご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/pdf/211015reflist.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf)

●令和5年3月31日までの物質（2008（平成20）年度改正施行令第二種指定化学物質）の一覧リストは以下をご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/pdf/sin2shu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/pdf/sin2shu.pdf)

注1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量%以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上）含む製品が化管法適用対象です。

注2：■ グレー着色：2021年度見直しにおいて除外された物質

■ 黄色着色：2021年度見直しにおいて統合、範囲拡大、分解等、範囲変更に伴い名称変更された物質

■ 緑着色：2021年度見直しにおいて第二種指定化学物質となった物質

■ 水色着色：2021年度見直しにおいて指定範囲の変更がなく名称のみ変更された物質

（令和5年4月）

改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第二種指定化学物質							改正前物質 2008（H20）年度改正施行令指定化学物質						
種	号	管	物 質 名 称	別名	種	号	物 質 名 称	別名	種	号	物 質 名 称	別名	
種	号	理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号	物 質 名 称	別名	種	号	物 質 名 称	別名	
2	1	6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		1	6							
2	2	755	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル										
		463			2	1	アセトアミド						
		464			2	2	バラーアニシジン						
2	3	19	1-アミノ-9, 10-アントラキノン		1	19							
2	4	756	2-アミノ-3-クロロ-1, 4-ナフトキノン	ACN									
		465			2	3	5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-4-エチルスルフィニル-1H-ピラゾール-3-カルボニトリル					エチプロール	
		466			2	4	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール					アミトロール	
		467			2	5	3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド						
		468			2	6	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン						
		469			2	7	アルキル硫酸エステルナトリウム（アルキル基の炭素数16から18までのもの及びその混合物に限る。）						
2	5	757	イソプロピルアンモニウム=（RS）-2-（4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル）ニコチナート	イマザビル又はイマザビルイソプロピルアミン塩									
2	6	42	2-イミダゾリジンチオン		1	42							
2	7	43	1, 1' - [イミノジ（オクタメチレン）]ジグアニジン	イミノクタジン	1	43							
		470			2	8	ワレタン						
		471			2	9	N-エチルアニリン						
		472			2	10	2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン					アメトリン	
		473			2	11	エチル-3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート					デスマディファム	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質							改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質						
種	号 番 号	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	物 質 名 称	別名					
2	8	758	エチルメチルケトンペルオキシド										
		474			2	12	N- [3- (1-エチル-1-メチルプロピル)-1, 2-オキサゾール-5-イル]-2, 6-ジメトキシベンズアミド					イソキサベン	
2	9	759	6-エトキシ-1, 2-ジヒドロ-2, 2, 4-トリメチルキノリン	エトキシキン			2	13	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1, 2, 4-チアジアゾール			エクロメゾール	
2	10	476	1, 2-エポキシ-3-(トリルオキシ) プロパン		2	14	1, 2-エポキシ-3-(トリルオキシ) プロパン						
2	11	67	2, 3-エポキシ-1-プロパンオール		1	67							
2	12	70	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物	1	70							
2	13	760	塩化ベンゾイル				2	15	4, 4' -オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド				
		477											
2	14	761	オクタン										
2	15	762	オクタン-1-チオール										
		478					2	16	クロロアセトアルデヒド				
2	16	763	(2-クロロエチル) トリメチルアンモニウム=クロリド										
2	17	764	クロロシクロヘキサン										
2	18	479	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ) フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	ノバルロン	2	17	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ) フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) ウレア					ノバルロン	
2	19	765	1-[4-[2-クロロ-4-(トリフルオロメチル) フェノキシ]-2-フルオロフェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	フルフェノクスロン									
		480					2	18	(1'S-トランス)-7-クロロ-2', 4, 6-トリメトキシ-6'-メチルスピロ[ベンゾフラン-2(3H), 1'-シクロヘキサ-2'-エイン]-3, 4'-ジオン			グリセオフルビン	
2	20	109	オルト-クロロトルエン		1	109							
2	21	110	パラ-クロロトルエン		1	110							
		481					2	19	1-クロロナフタレン				
2	22	766	(E)-N-[ (6-クロロ-3-ビリジル) メチル] -N-エチル-N'-メチル-2-ニトロエテン-1, 1-ジアミン	ニテンピラム									
2	23	114	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオノ	インダノファン	1	114							
2	24	116	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキシド	ヘキシチアゾクス	1	116							
2	25	767	N-(4-クロロフェニル)-1-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシド	クロルフタリム									
2	26	768	1-(4-クロロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	ジフルベンズロン									
2	27	769	4-[3-(4-クロロフェニル)-3-(3, 4-ジメトキシフェニル) アクリロイル] モルホリン	ジメトモルフ									
2	28	118	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) ヘキサンニトリル	ミクロブタニル	1	118							
2	29	770	4-クロロフェニル=2, 4, 5-トリクロロフェニル=スルホン	テトラジホン									
2	30	119	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) ブチロニトリル	フェンブコナゾール	1	119							
2	31	771	[2-[3-(4-クロロフェニル) プロピル]-2, 4, 4-トリメチル-1, 3-オキサゾリジン-3-イル] (1H-イミダゾール-1-イル) メタノン										
2	32	772	3-クロロ-1, 2-プロパンジオール										

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質						改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質					
種	号番	管理番号	物質名称	別名	種	号番	物質名称	別名			
2	33	131	3-クロロ-2-メチル-1-ブロベン		1	131					
2	34	773	(5-クロロ-2-メトキシ-4-メチルピリジン-3-イル) (2, 3, 4-トリメトキシ-6-メチルフェニル) メタノン	ピリオフェノン							
2	35	482	酢酸ベンジル		2	20	酢酸ベンジル				
		483			2	21	サフロール				
2	36	137	シアナミド		1	137					
2	37	138	(RS)-2-シアノ-N-[ (R)-1-(2, 4-ジクロロフェニル) エチル] -3, 3-ジメチルブチラミド	ジクロシメント	1	138					
2	38	774	(RS)-アルファーアシアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-バラートリル)-D-バリナート	フルバリネート							
		484			2	22	(S)-アルファーアシアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート	エスフェンバラート			
2	39	775	アルファーアシアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シペルメトリン							
2	40	139	(S)-アルファーアシアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3S)-2, 2-ジメチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラプロモエチル) シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン	1	139					
2	41	140	(RS)-アルファーアシアノ-3-フェノキシベンジル=2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンプロパトリーン	1	140					
2	42	485	アルファーアシアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリーン	2	23	アルファーアシアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリーン			
2	43	776	1-[2-(シクロプロビルカルボニル) アニリノスルホニル]-3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル) 尿素	シクロスルファムロン							
2	44	777	4-シクロプロビル-6-メチル-N-フェニルピリミジン-2-アミン	シプロジニル							
2	45	155	N-(シクロヘキシルチオ) フタルイミド		1	155					
1	183	632			2	24	トランヌー, 2-ジクロロエチレン				
		487			2	25	ジクロロ酢酸				
2	46	488	1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	テフルベンズロン	2	26	1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	テフルベンズロン			
2	47	489	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン		2	27	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン				
		490			2	28	2-[4-(2, 4-ジクロロメタートルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ビラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ			
		491			2	29	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン				
		492			2	30	2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル) エチル] アセトアミド	クロラムフェニコール			
2	48	493	N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサンカルボキサミド	フェンヘキサミド	2	31	N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサンカルボキサミド	フェンヘキサミド			
		494			2	32	2, 4'-ジクロロ-アルファー-(5-ビリミジニル) ベンズヒドリル=アルコール	フェナリモル			
2	49	170	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール	1	170					
		495			2	33	2-(2, 4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-ヘキサノール	ヘキサコナゾール			
		496			2	34	2, 4-ジクロロフェノール				
		497			2	35	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ) プロピオン酸	ジクロルプロップ			
		498			2	36	1, 3-ジクロロ-2-ブロバノール				
2	50	499	(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ) フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	ルフェヌロン	2	37	(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ) フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) ウレア	ルフェヌロン			
		500			2	38	3, 3'-ジクロロベンジンニ塩酸塩				

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号番号	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	物質名称	別名	
2	51	189	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		1	189			
2	52	193	ジチオリん酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン又はジスルホトン	1	193			
2	53	501	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフタレンジスルホナート	C I ダイレクトブラック 38	2	39	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフタレンジスルホナート	C I ダイレクトブラック 38	
		502			2	40	ジナトリウム=8-[3,3'-ジメチル-4'-(4-[(パラ-トリル)スルホニルオキシ]フェニルアゾ)-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホナート	C I アッシュドレッド 114	
		503			2	41	2,4-ジニトロアニリン		
		504			2	42	ジニトロナフタレン		
		505			2	43	メタジニトロベンゼン		
2	54	778	[3-(4,5-ジヒドロイソオキサゾール-3-イル)-4-メシリ-2-メチルフェニル](5-ヒドロキシ-1-メチルピラゾール-4-イル)メタノン						
		506			2	44	2,3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4(1H)-ビリミジノン	プロピルチオウラシル	
2	55	204	ジフェニルエーテル		1	204			
2	56	205	1,3-ジフェニルグアニジン		1	205			
2	57	779	2',4'-ジフルオロ-2-(3-トリフルオロメチルフェノキシ)ニコチンアニリド						
		507			2	45	1,2-ジプロモエタン	E D B 又は二臭化エチレン	
		508			2	46	1,4-ジプロモブタン		
		509			2	47	2,3-ジプロモ-1-プロパン		
		510			2	48	1,3-ジプロモプロパン		
		511			2	49	ジベンジルエーテル		
		512			2	50	2,3-ジメチルアニリン		
2	58	216	N, N-ジメチルアニリン		1	216			
		513			2	51	[4-[(4-(ジメチルアミノ)フェニル)(フェニル)メチリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン](ジメチル)アンモニウム=クロリド	マラカイトグリーン塩酸塩	
2	59	780	3,7-ジメチルオクター-1,6-ジエン-3-イル=アセタート	酢酸リナリル					
2	60	781	(E)-3,7-ジメチルオクター-2,6-ジエント-1-オール	ゲラニオール					
		514			2	52	ジメチカルバモイル=クロリド		
2	61	782	S, S'-ジメチル=2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチルピリジン-3,5-ジカルボチオアート	ジチオビル					
2	62	783	N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミン						
2	63	784	(RS)-N-[2-(3,5-ジメチルフェノキシ)-1-メチルエチル]-6-(1-フルオロ-1-メチルエチル)-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン	トリアジフラム					
2	64	785	2,2-ジメチルブタン酸=3-(2,4-ジクロロフェニル)-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-4-イル	スピロジクロフェン					
		515			2	53	O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルスルフィニルフェニル)-チオホスフェイト	メスルフェンホス	
2	65	234	臭素		1	234			
		516			2	54	臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)		
2	66	235	臭素酸の水溶性塩		1	235			
		517			2	55	2-(1,3-チアゾール-4-イル)-1H-ベンゾイミダゾール		
		518			2	56	チオアセトアミド		
		519			2	57	2-(チオシアナートメチルチオ)-1,3-ベンジアゾール	T C M T B	
		520			2	58	チオリん酸O, O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ビリダジニル)	ピリダフェンチオン	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号番号	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	物質名称	別名	
		521			2	59	チオリん酸O-3, 5, 6-トリクロロ-2-ビリジル-O, O-ジメチル	クロルピリホスメチル	
2	67	253	チオリん酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロフェノホス	1	253			
2	68	786	デカヒドロナフタレン						
		522			2	60	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン		
		523			2	61	テトラナトリウム=3, 3' - [(3, 3' -ジメトキシ-4, 4' -ビフェニリレン) ビス(アジ)] ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート)	C I ダイレクトブルー15	
		524			2	62	テトラブロモメタン		
		525			2	63	オルト-テルフェニル		
2	69	276	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン	テトラエチレンペンタミン	1	276			
2	70	278	トリエチレンテラミン		1	278			
		526			2	64	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-メトキシフェニル) エタン	メトキシクロール	
2	71	291	1, 3, 5-トリス(2, 3-エボキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン		1	291			
2	72	787	1, 3, 5-トリス[3-(ジメチルアミノ) ブロピル] ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリアジン						
		527			2	65	トリス(N, N-ジメチルジオカルバメート) 鉄	ファーバム	
2	73	788	2, 4, 6-トリニトロトルエン						
2	74	294	2, 4, 6-トリブロモフェノール		1	294			
		528			2	66	トリブロモメタン	プロモルム	
2	75	789	(1R, 2R, 4R)-1, 7, 7-トリメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-イル=アセタート及び(1S, 2S, 4S)-1, 7, 7-トリメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-イル=アセタートの混合物	イソボルニル=アセテート					
2	76	295	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール		1	295			
2	77	301	トルエンジアミン		1	301			
		529			2	67	ナトリウム=3-[[N-[4-[(ジメチルアミノ) フェニル]-4-[(N-エチル-N-[(3-スルホナトフェニル) メチル] アミノ) フェニル] メチレン]-2, 5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]-N-エチルアンモニオ] メチル] ベンゼンスルホナート	C I アシッドバイオレット49	
		530			2	68	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート		
2	78	306	ニアクリル酸ヘキサメチレン		1	306			
		531			2	69	メターニトロアニリン		
2	79	790	ニトロエタン						
		532			2	70	N-ニトロソジフェニルアミン		
2	80	315	オルト-ニトロトルエン		1	315			
		533			2	71	メターニトロトルエン		
		534			2	72	パラーニトロフェノール		
2	81	791	ノナン						
		535			2	73	パリゴルスカイト	アタバルジャイト	
		536			2	74	3, 3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)-1, 3-ジヒドロイソベンゾフラン-1-オノ	フェノールフタレン	
2	82	792	2, 2-ビス(プロモメチル) プロパン-1, 3-ジオール	ジプロモネオベンチルグリコール					
2	83	330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド		1	330			
2	84	793	ビス(りん酸) 三亜鉛						
2	85	794	4-ヒドロキシ安息香酸プロピル	バラオキシ安息香酸プロピル					
2	86	795	2-ヒドロキシ安息香酸(Z)-3-ヘキセニル						
2	87	334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル		1	334			
2	88	338	2-ビニルピリジン		1	338			

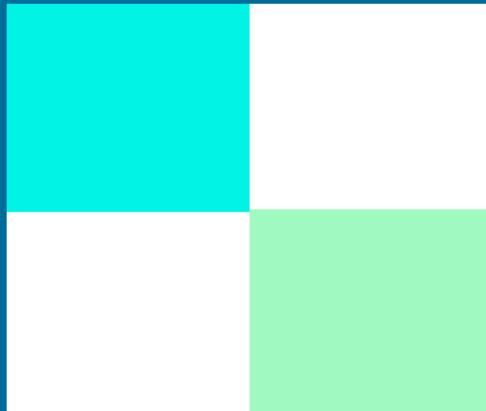
改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号番号	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	物質名称	別名	
		537			2	75	4, 4' - ピピリジル		
		538			2	76	1-(4-ビフェニルオキシ)-3, 3-ジメチル-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール	ビテルタノール	
		539			2	77	パラーフェネチジン		
2	89	796	2-フェノキシエチル=イソブチレート						
2	90	797	フェノチアジン						
2	91	798	ブタ-2-イン-1, 4-ジオール						
2	92	352	フタル酸ジアリル		1	352			
2	93	799	フタル酸ジイソブチル						
2	94	353	フタル酸ジエチル		1	353			
		540			2	78	フタル酸ジシクロヘキシル		
2	95	800	フタル酸ジトリデシル						
2	96	801	N-ブチル-N-エチル-アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン	ペスロジン又はベンフルラリン					
2	97	359	ブチル-2, 3-エボキシプロビルエーテル		1	359			
2	98	802	3-(5-ターシャリーブチル-1, 2-オキサゾール-3-イル)-1, 1-ジメチル尿素	イソウロン					
2	99	803	N-ブチルカルバミド酸=3-ヨード-2-ブロピニル						
2	100	804	3-ターシャリーブチル-5-クロロ-6-メチルウラシル	ターバシル					
2	101	805	5-ターシャリーブチル-3-[2, 4-ジクロロ-5-(プロパー-2-イン-1-イルオキシ)フェニル]-1, 3, 4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアルギル					
2	102	806	1-(4-ターシャリーブチル-2, 6-ジメチル-3, 5-ジニトロフェニル)エタノン						
2	103	364	ターシャリーブチル=4-[[(1, 3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ビラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート	フェンピロキシメート	1	364			
2	104	807	1-ターシャリーブチル-1-(3, 5-ジメチルベンゾイル)-2-(3-メトキシ-2-メチルベンゾイル)ヒドラン	メトキシフェノジド					
2	105	366	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド		1	366			
2	106	368	4-ターシャリーブチルフェノール		1	368			
2	107	370	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ビリダジン	ピリダベン	1	370			
2	108	371	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド	1	371			
2	109	372	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		1	372			
2	110	377	フラン		1	377			
2	111	808	4'-フルオロ-N-イソプロビル-2-(5-トリフルオロメチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イルオキシ)アセトアニド	フルフェナセット					
2	112	809	5-ブロバン-1-イル-6-(2, 5, 8-トリフォキサドデカン-1-イル)-1, 3-ベンゾジオキソール	ピペロニルブキシド					
		541			2	79	1, 3-ブロパンスルトン		
		542			2	80	N-ブロビル-N-[2-(2, 4, 6-トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール-1-カルボキサミド	プロクロラズ	
2	113	810	3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	シアントラニリブロール					
		543			2	81	3-ブロモ-1-プロペン	臭化アリル	
		544			2	82	ヘキサクロロエタン		
		545			2	83	ヘキサクロロシクロベンタジエン		
		546			2	84	1, 4, 5, 6, 7, 7-ヘキサクロロビシクロ[2, 2, 1]-5-ヘプテン-2, 3-ジカルボン酸	クロレンド酸	
		547			2	85	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=プロミド		

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質						改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質					
種	号番号	管理番号	物質名称	別名	種	号番号	物質名称	別名			
2	114	811	ヘキサフルオロプロベン								
2	115	812	ヘキサン酸エチル	カプロン酸エチル							
2	116	813	2-ベンジリデンヘプタナール								
		548			2	86	5-ベンジル-3-フリルメチル= (1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパー-1-エニル) シクロプロパンカルボキシラート		レスメトリン		
2	117	814	ベンゼン-1, 2, 4, 5-テトラカルボン酸								
		549			2	87	パラ-ベンゾキノン				
		550			2	88	ベンタクロロニトロベンゼン		キントゼン又はPCNB		
1	446	733			2	89	ベンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム				
2	118	815	ホルムアミド								
2	119	414	無水マレイン酸		1	414					
2	120	417	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル		1	417					
2	121	419	メタクリル酸ブチル		1	419					
		552			2	90	N-メチルアニリン				
2	122	429	メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシ-2-ビリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルビラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロンメチル	1	429					
2	123	432	3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キシリル)-1, 3, 5-トリアザベンタ-1, 4-ジエン	アミトラズ	1	432					
2	124	816	2-(4-メチルシクロヘキサー-3-エン-1-イル) プロパン-2-イル=アセタート	酢酸テルビニル							
2	125	553	6-メチル-1, 3-ジチオロ [4, 5-b] キノキサリン-2-オン		2	91	6-メチル-1, 3-ジチオロ [4, 5-b] キノキサリン-2-オン				
2	126	817	4-メチル-2, 4-ジフェニルベンタ-1-エン								
2	127	434	メチル-N', N'-ジメチル-N-[ (メチルカルバモイル) オキシ]-1-チオオキサムイミデート	オキサミル	1	434					
		554			2	92	2-メチル-5-ニトロアニリン				
2	128	818	2-メチル-N-[4-ニトロ-3-(トリフルオロメチル) フェニル] プロパンアミド	フルタミド							
		555			2	93	メチルヒドラジン				
		556			2	94	2-メチル-1, 1'-ビフェニル-3-イルメチル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート		ビフェントリ		
2	129	440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド		1	440					
		557			2	95	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート		カルベンダジム		
2	130	819	7-メチル-3-メチレンオクター-1, 6-ジエン	ミルセン							
		558			2	96	4, 4'-メチレンビス(N, N-ジメチルアニリン)				
		559			2	97	4, 4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサンアミン)				
2	131	820	2-メルカブトエタノール								
2	132	452	2-メルカブトベンゾチアゾール		1	452					
2	133	821	ラクトニトリル								
2	134	822	硫酸ジエチル								
		560			2	98	硫酸ヒドラジン				
		561			2	99	りん酸(2-エチルヘキシル) ジフェニル				
		562			2	100	りん酸ジノルマルーブチル=フェニル				

## 参考：化管法関連の参考資料一覧

目的	コンテンツ	URL	
令和3年度 化管法政令改正 について知りたい	経済産業省 HP	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html</a>	経済産業省
PRTRについて 知りたい	経済産業省 HP	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html</a>	経済産業省
	PRTRについて	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html</a>	経済産業省
	PRTRに関する Q&A	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/manual_faq.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/manual_faq.html</a>	経済産業省
SDSについて 知りたい	経済産業省 HP	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html</a>	経済産業省
	化管法 SDS 標準的な書式 (JIS Z 7253 対応版)	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html</a>	経済産業省
	JIS Z 7253:2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)	⇒ 日本産業標準調査会 HP から検索してください。	日本産業標準調査会
	GHS ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針	⇒ 一般社団法人日本規格協会から購入できます。	一般社団法人日本化学会
	化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド(本資料)	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/SDS_guidance.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/SDS_guidance.pdf</a>	経済産業省
	—GHS 対応—化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS 提供制度	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/GHS_pamphlet.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/GHS_pamphlet.pdf</a>	経済産業省
	化管法 SDS 制度に関する Q&A	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html</a>	経済産業省
GHS分類について 知りたい	政府向け GHS 分類ガイド	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html</a>	経済産業省
	事業者向け GHS 分類ガイド	<a href="https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html">https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html</a>	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	JIS Z 7252:2019 GHSに基づく化学品の分類方法	⇒ 日本産業標準調査会 HP から検索してください。	日本産業標準調査会
	GHS 分類結果	<a href="https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html">https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html</a>	独立行政法人製品評価技術基盤機構
		<a href="https://www.ghs.nite.go.jp">https://www.ghs.nite.go.jp</a>	独立行政法人製品評価技術基盤機構

目的	コンテンツ	URL	
評価基準値を検索したい	NITE-CHRP(化学物質総合情報提供システム)	<a href="https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop">https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop</a>	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	JCIA BIGDr(ピックドクター)	<a href="https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/top">https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/top</a>	一般社団法人日本化学会
	chemi COCO(ケミココ)-基準値・指針値	<a href="https://www.chemicoco.env.go.jp/referenc_e.html">https://www.chemicoco.env.go.jp/referenc_e.html</a>	環境省
事業所周辺の環境中濃度を推計したい	地図情報システム(GIS)を利用した PRTR データの地図上表示方法	<a href="https://www.nite.go.jp/chem/prtr/mapdata/GIS-manual.html">https://www.nite.go.jp/chem/prtr/mapdata/GIS-manual.html</a>	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	METI-LIS(経済産業省低煙源工場拡散モデル)	<a href="https://www.jemai.or.jp/tech/meti-lis/download.html">https://www.jemai.or.jp/tech/meti-lis/download.html</a>	産業環境管理協会
	AIST-ADMER(産総研一曝露・リスク評価大気拡散モデル)	<a href="https://riss.aist.go.jp/admer/intro/">https://riss.aist.go.jp/admer/intro/</a>	国立研究開発法人産業技術総合研究所
化学物質管理の新着情報について知りたい	NITE ケミマガ	<a href="https://www.nite.go.jp/chem/chemimaga/chemimaga_index.html">https://www.nite.go.jp/chem/chemimaga/chemimaga_index.html</a>	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	ケミマガ(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)	<a href="https://www.mizuho-research.co.jp/publication/others/0013.html">https://www.mizuho-research.co.jp/publication/others/0013.html</a>	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社



**化学物質排出把握管理促進法（化管法）**

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質リスク評価室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL : 03-3501-1511（代）

【化管法に関する HP】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

【GHSに関する HP】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html)

【化管法に基づく SDS の提供に関するお問い合わせ】

[bzl-sds-meyasubako@meti.go.jp](mailto:bzl-sds-meyasubako@meti.go.jp)